

第十一篇終

戰

第一章 停 戦

1 承 詔 必 謹

〔外地軍和平交渉を知る〕 既に述べた如き日本のポツダム宣言受諾意図についての八月十日夜の海外向放送は、当然外地にある陸海軍高級司令官において聴取せられた。十一日に至るや、これを受けてか外電は、日本が全面的降伏を申入れた旨を放送し始め、外地各軍の首脳部に深刻な不安を与えた。

早速南方軍は大本営に対し、「十一日零時東京英語放送に依り日本政府のポツダム最終通牒受諾の用意ある旨聴取せるがその真相至急承り度」と打電し来り、支那派遣軍では差当り隷下各軍に対し、「外電日本のポツダム宣言受諾を伝へつつあるも右は敵側の謀略宣伝なるを以て之に乗ぜられざる如く敵に注意あり度」と警告を発した。

そこで参謀総長は八月十一日、大本営直轄の各軍宛参電第四八七号を以て、「和平交渉が開始せられたことは事実であるが、国体の護持と皇土の保衛との為には全国軍玉碎すとも断じて戈を収むることなき」旨を電報し、更に陸軍大臣、参謀総長の連名で次のような陸機密電第六十一号を発電した。

帝国はソ連の参戦に伴ひ強力なる作戦の遂行と併行し左記に基きソ連及米英支との間に交渉中なり

一、帝国は最近ソ連の参加せるポツダム共同宣言の条件中には天皇の国家統治の大権を変更する要求なきことを条件とし右宣言を受諾する用意あり

二、右条件の確約が多少にても疑義あるに於ては帝国は断乎戦争

目的の達成に邁進すべきこと勿論なり念の爲

〔外地軍の強硬意見〕 かくして、政府及び大本営がポツダム宣言を受諾せんとしていることを知つた岡村支那派遣軍総司令官及び寺内南方軍総司令官は、大臣、総長宛戦争継続方強硬意見を具申して来た。その全文は次の通りである。現地軍は日本のポツダム宣言受諾の決定が、既に述べた如き経緯によるものであることは、もとよりこれを知らなかつた。

警急機密親展電報 十二日午後二時二十五分着

大臣総長宛 支那派遣軍総司令官宛

陸機密電第六十一号参電第四八七号敬承

国体護持皇土保衛の爲御苦心の程感佩に堪へずソ連の参戦は固より予期せし所而も皇軍約七百万の皇土及大陸に健在するありて派遣軍百万の精銳は愈々闘魂を振起し矯敵撃滅に勇躍しあり

今や陸軍は真に帝国の核心となり敵の和平攻勢及国内の消極論に惑はさるることなく断乎として全軍玉碎を賭し戦争目的の完遂に邁進すべき秋なりと確信す

皇国興亡の関頭に立ち憂国の情止み難く敢て意見を具申し不拔の御決意を念願して止まず

警急機密親展電報 十二日午後八時十分着

大臣総長宛 南方軍総司令官宛

皇国真に非常の秋敢て意見を具申す

惟ふに今日の如き情勢は開戦当初より覚悟しある所今にして聖戦完遂の意志挫折し敵の提示せる条件に甘んじて之に服せんか戦力なき後の国体の護持皇土の保衛誰か之を保証せん国民の輿論を善

導し断乎聖戰完遂に邁進すべく陸機密電第六一号に拠る交渉に基く敵側回答には南方軍としては絶対に承服し能はざる所なり
南方軍は如何なる事態に立到るも楠公精神に倣し一將一兵に到る迄宿敵撃滅に決死邁進以て皇軍の真姿を顕現し国体を護持する決意にして曠古の屈辱に甘んじ輒全するは敢て撰らざる所なり是れ全軍特に第一線皇軍の総意也

南方軍総司令官に対しては、その隷下の各方面軍司令官から同様趣旨の意見具申が寄せられており、それは直接大本営にも通電されていた。而して現地軍首脳のひとつとして憂うところは、ポツダム宣言を受諾して、果してよく国体護持を全うし得るや否やの点にあつた。云うまでもなく、ポツダム宣言は軍隊の無条件降伏を要求しており、従つて外地に在る約三六〇万の陸海軍將兵は、敵軍の捕虜となるべき運命にあつた。「生きて虜囚の辱めを受けず」とは、日本軍將兵否民族の血に流れる伝統的精神であつて、降伏のもたらすべき外征軍將兵の運命については、自ら憂色の蔽ひ難きものがあつたが、当時外地軍首脳にとつて最大の関心事は国体護持の問題であつたのである。

〔バーンス回答に対する外地軍の憤激〕 バーンス米國務長官の回答が、八月十二日早くも陸海軍中央部の憤激を招き、陸軍中央部が、断乎これを一蹴する方針なる旨を右現地軍に通電したことは、既に述べた通りである。バーンス回答の内容は、現地軍首脳も米國放送を傍受して知つていた。

寺内南方軍総司令官は前記電報において、既にバーンス回答に対し絶対承服し得ざる旨を強調していたが、右中央の電報に折返し「尊厳なる国体の護持は一時の屈辱に依り確保し得べしとは思考し得ず一億臣民の最後の一人に至る迄戦ひ抜きてこそ可能と確信する」旨の電報を寄せ、又岡村支那派遣軍総司令官も、「数百万の陸軍兵力が決戦を交へずして降伏するが如き恥辱は世界戦史に其の類

を見ず派遣軍は満八年連戦連勝未だ一分隊の玉碎に当りても完全に兵器を破壊し之を敵手に委せざりしに百万の精鋭健在の儘敗残の重慶軍に無条件降伏するが如きは如何なる場合にも絶対に承服し得ざる所なり抑々悠久三千年の尊厳なる我が国体は全国民の死力を尽して護持すべきもの断じて敵國に哀願して達成すべきものにあらず屈伏は亡國繼戦は全国民鉄火一丸となりて必死敢闘するところ必ずや死中に活を求め得ると堅く確信しあり」との意見を具申して来た。

〔狂瀾瞬時にして風ぐ〕 しかし八月十四日、遂に終戦の聖断は下つた。聖断を転機として、狂瀾は瞬時にして風いだ。

陸軍では、十四日午後、阿南陸軍大臣、梅津參謀総長及び土肥原教育總監の所謂三長官と杉山及び畑の両元帥——畑元帥は既に述べた如く當時上京中——は、陸軍省において、更めて「陸軍は飽迄聖断に従つて行動す」との文書に署名して陸軍爾後の態度行動を申合せた。この申合せはその後航空総軍司令部に廻され、河辺航空総軍司令官の署名も加えられた。

次いで陸軍大臣及び參謀総長は、連名にて大本営直轄の各軍に対し、次の如き電報を発信し、聖断遂に下れる旨を傳達した。時に八月十四日午後六時であつた。この要望本文は、三長官、両元帥の会同席上合同審議の上決裁されたものである。

一、帝國は国体の護持、皇土の保衛を完遂し得ることを条件として敵と交渉中なりしも敵の提示せる条項は右目的達成を著しく困難ならしむるものあり之が為小戦等は敵側提示の条項は到底受諾し得ざるものなることを万策を尽して強烈に主張し又屢々上奏せるも天皇陛下に於かせられては四國宣言の条項を受諾することに御親裁あらせられたり右は左の理由に基くものと拝承し奉る

〔内外の情勢特に戦局の推移に鑑み今日にして戦局を收拾せ

ざるに於ては国体を破壊すると共に民族を絶滅するに至るべし敵の述ぶる帝国最後の政体は日本国民の自由意志に依り樹立せらるべしと為す条項は帝国の国体を毀損せんとするものとは思考せず此の際は耐へ難きを忍びて之を受諾し国家を国家として残し又臣民の艱苦を緩和せんことを冀ひ給へり」

二、御聖断既に下る

全軍挙つて大御心に従ひ最後の一瞬迄光輝ある伝統と赫々たる武烈とを辱しめず我が民族の後裔をして深く感佩せしむる如く行動すること緊要にして一兵に至る迄断じて輕挙妄動することなく皇軍永遠の名誉と光栄とを中外に闡明せられんことを切望して止まず

三、御聖断に従ひ政府及大本營は逐次具体的処理を進めらるべきも停戦に関する大命の発せらるる迄は依然従来の任務を続行すべきものとす念の爲

又武器の引渡しに関し軍人の名誉を重んずる件に就ては全面的に努力中なり

四、小戦等は万斛の涙を呑んで之を伝達す右に関する詔書は明日五日發布せられ特に正午陛下御自らラジオに依り之を放送し給ふ予定なるを以て大御心の程具に御拝察を願ふ

なお陸軍大臣及び參謀総長は、同日午後それぞれ部下職員を集め、終戦の聖断が下された事情を説明し、今や陸軍の進むべき道は、唯一筋に大御心を奉戴実践するのみなる旨を訓示した。その際阿南陸軍大臣は、御前会議席上特に陛下が陸軍大臣の方に向われ「陸軍は勅語を起草し朕の心を軍隊に伝へよ」と宣わされたことにも言及し、最後に「今後皇国の苦難は愈々加重すべきも、諸官に於ては過早の玉碎は任務を解決する途に非ざることを思ひ、泥を食ひ野に臥しても最後迄皇国護持の爲奮闘せられ度」と特にその所信を披瀝した。

海軍においても、米内海軍大將は、八月十五日海軍全般に対し、臣道の順逆を誤らず有終の美をもたらして聖慮に副うべき旨を訓示し、且つ同日本土にある全高級司令部の參謀長を、更に十九日には朝鮮を含む本土内の全艦隊、鎮守府及び警備府の司令長官を海軍省に招致し、終戦聖断の経緯を伝え、且つ終戦処理について指令するところがあつた。

〔終戦詔書の玉音放送——八月十五日正午〕 翻つて八月十四日夕刻から、東京中央放送局の電波は、十五日正午に重大な放送があるから国民は洩れなくその放送を聴くようにと繰返していた。極く限られた一部の人を除く国民の大部は、もとよりそれが何を意味するかを判断し得なかつた。大部の国民はソ連の参戦という最悪事態を迎え、大なる不安にかられながらも、軍の指導する来るべき本土決戦に対する覚悟をかためていた。

八月十五日正午、国歌の吹奏に次いで流れ出た放送は、全く前例なき天皇の玉音放送であり、それは、ボツダム宣言を受諾して万世のために太平を開かんとする前掲終戦の詔書であつた。

大部の国民にとつて、この放送は、それが天皇御親らの放送であり、しかも忽然たる国家の降伏という悲運の宣告であることにおいて、全く想像を絶するものであつた。放送をよく聴き取れなかつたところでは、それが天皇の戦争完遂のための激励の御言葉であると早合点したもののさへあつた。

支那事変から続く八年余の長きに亘り、肉親を戦場に失い、家財を空襲に焼かれ、あらゆる困苦欠乏に堪えながらも最後の勝利に希望を托して戦い抜いて来た国民にとつて、降伏は真に無念の極みであつた。敗戦は天の啓示なりとして寧ろこれを歓迎したもののほかは、国民は老若男女を挙げて敗戦の悲運に慟哭した。それは我が民族の長い歴史において、最初にして且つ最大の試練であつた。

しかし詔書に明示された陛下の情理を極めたる御意図は、御親ら

の放送という全く前例なき措置と相俟つて、非常の事態に処して国民をして驚くべき大道を誤りならしめる上において、それこそ正しく天の啓示であつた。

〔現地軍の承認必護〕 終戦詔書の玉音放送に次いで十六日には早くも全陸海軍部隊に対し停戦の命令が発せられた。先に述べた如く、強硬に継戦を主張した支那派遣軍総司令官は、十五日午後派遣軍全將兵に対し、「承認必護以て宸襟を安んじ奉らんことを期す」る旨の決意を明示し、「愈々敵愾なる軍紀の下鉄石の団結を堅持し一途の方針に基き夫々新任務の完遂に邁進すべき」旨を訓示した。又南方軍総司令官は、八月十六日夜隷下部隊に対し、「大命必護詔書を遵奉す」べき旨を命令すると共に、南方軍全將兵に対し次のような訓示を発した。

大詔儼として渙発せられ万里異域に在りて玉音を拝聴す外征の將兵誰か感涙なからん

御聖断既に下る予は大御心に絶対随順す麾下全將兵は愈々軍紀を振勵し最後の瞬間に至る迄予の命令を遵守し真に天皇親率の軍隊たるの本義に透徹するを要す御聖断に依り向後各種の処理に方り如何なる事態に直面すとも断じて輕率妄動することなく有ゆる艱難痛苦を堪へ忍び寸毫も紊ることなきを重ねて要望す皇国の前途は寔に多事多難を極むと雖も全將兵は神州の絶対不滅を銘肝すべし

右訓示す

その他の陸海軍部隊においても同様であつた。まことに天皇親率の軍隊の真姿であつた。かくして陸海軍は承認必護肅然として終戦への道を歩んだのである。

〔内閣の更迭—宮内閣成立〕 終戦を処理した鈴木内閣は八月十五日総辭職した。鈴木首相は辭職の理由として、今回の終戦処理の責任を痛感する旨を述べ、「今や帝国新建設の秋に当り少壮有為

の士に俟つところ極めて多く臣老骨にしてその任に堪へず」と声明した。

陸軍大將東久迩宮稔彦王を首班とする新内閣は、十七日成立した。皇族が内閣に列することは、明治憲法制定以来前例のないことで、皇族内閣を待望する一部の声は開戦前からあつたが、この非常の秋において初めて実現したのである。東久迩宮首相は差当り陸相を兼ね、八月二十三日に至り、北支那方面軍司令官であつた下村定陸軍大將が陸相に就任し、米内海相は留任した。外務大臣兼大東亜大臣は重光葵氏であり、無任所國務大臣として近衛公及び緒方竹虎の両氏が入閣した。

〔鈴木首相の放送〕 辭任する鈴木首相は、十五日夜東京中央放送局から、未曾有の敗戦に処する国民の態度につき訴えるところがあつた。

首相はこの放送において、「帝国存立の根基たる天皇陛下下の統治大権に変化なきことを条件とし」その誤りなきことを確信して、ポツダム宣言を受諾したものであることを明かにし、特に軍人に対しては「將兵諸君の胸中はこの私も老兵の一人としてよく存ずるところである。しかしながら臣子の本分は生きるにつけ死ぬにつけ如何なる場合にも天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることである。この絶対の忠誠心のみが克く国体を護持し奉ることを得るのであり、たとへ私共が銃を奪はれ剣を棄てるとも死して尚失はるることのないのは、この無限の忠誠心である。私は聖天子在しませし宝祚の永へに継がせ給ふ限り必ず国運を開拓するの途は存すると信ずるのである」と述べ、国民一般に対しては「戦争の終結は国民の負担と艱苦とを容易に軽減するとは考へられぬ。かへつて戦後の賠償と復興のために一層の忍苦と努力とを要するのである。帝国はその領土の多くを失ふに至つた。名譽の皇軍もその姿を消すに至つた。皇軍將兵及び国民はこの事態の不名譽に悲歎の限りを尽されるであらう。また未だ経

驗されたことのない環境の激変に自らの帰趨を定めることが出来な
いであらう。然し大死一番一夜の号泣から醒めたその瞬間から過去
一切の恩讐を超へまた一切の利己的な考へを断ち切つて本土の上に
民族永遠の生命を保持発展せしめて行くのである」と訴えた。

〔陸海軍人に対する勅語下賜〕 終戦詔書に次いで、陸海軍人に対
しては、八月十七日特に次の勅語が下賜せられ、直ちに陸海軍大臣
により全軍に伝達方とり計られた。

朕曩ニ米英ニ戦ヲ宣シテヨリ三年有八ヶ月ヲ閱ス此ノ間朕カ親愛
ナル陸海軍人ハ瘡痍不毛ノ野ニ或ハ炎熱狂瀉ノ海ニ身命ヲ挺シテ
勇戦奮闘セリ朕深ク之ヲ嘉ス

今ヤ新ニ蘇國ノ参戦ヲ見ルニ至リ内外諸般ノ情勢上今後ニ於ケル
戦争ノ継続ハ徒ニ禍害ヲ累加シ遂ニ帝國存立ノ根基ヲ失フノ虞ナ
キニシモアラサルヲ察シ帝國陸海軍ノ闘魂尚烈々タルモノアルニ
拘ラス光荣アル我國體護持ノ為朕ハ爰ニ米英蘇並ニ重慶ト和ヲ講
セントス若シ夫レ鏖鏖ニ斃レ疫癘ニ死シタル幾多忠勇ナル將兵ニ
対シテハ衷心ヨリ之ヲ悼ムト共ニ汝等軍人ノ誠忠遺烈ハ万古国民
ノ精髄タルヲ信ス

汝等軍人克ク朕カ意ヲ体シ鞏固ナル團結ヲ堅持シ出処進止ヲ蔽明
ニシ千辛万苦ニ克チ忍ヒ難キヲ忍ヒテ國家永遠ノ礎ヲ遺サムコト
ヲ期セヨ

〔御名代宮殿下の特派〕 なお外地軍に対しては、陛下は格別の考
慮を払われ、名代の宮を特派して聖旨の徹底に遺憾なきを期せられ
た。即ち陸軍少將閑院宮春仁王を南方（サイゴン及びシンガポー
ル）に、陸軍大將朝香宮鳩彦王を中国（南京及び北京）に、陸軍中
佐竹田宮恒徳王を滿洲（新京）に派遣せられた。この際飛行機の使
用及び行動の安全に関し、連合國最高司令部は特に便宜を供与し
た。各御名代宮は八月十七日東京を出発し、十八日から二十日ま
での間において、それぞれ現地陸海軍最高司令官に対し厳肅に聖旨

を伝達した。外地陸海軍部隊の將兵は、これにより愈々承諾必謹の
志を堅くした。

〔宮城事件——森師団長兇弾に瘡る〕 以上の如くにして、陸海軍

は全軍特攻の決戦態勢から一挙にして降伏へと転換した。この間一
部の騷擾事件の散発は免れ難いところであつた。既に述べた如く、
陸軍省軍務局の課員を中心として計画された戦争継続のための陸軍
大臣の兵力使用は、八月十四日午前七時過ぎ梅津参謀総長によつて
同意を得られなかつた。已むなくこれを中止するに決せられ、阿南
陸相は予め陸軍省に招致してあつた田中東部軍管区司令官に対し、
単に警備を蔽にし治安維持に遺憾ならしむるよう要望するに止ま
つた。かくして兵力を使用して國體護持の確証を得るまで戦争を繼
続せんとする画策は、完全に御破算となつたのである。

しかるに右計画の立案に参与した軍務局課員椎崎二郎中佐及び同
畑中健二少佐の両名は、その初志を翻えずに至らず、あらかじめ連
絡のとれていた近衛第一師団参謀石原貞吉及び同古賀秀正の両少佐
を誘ひ、十四日夜半近衛第一師団の兵力を使用して事を起すに至つ
た。それは椎崎中佐及び畑中少佐の全くの独断によるものであつた
が、両名の考えは、國體護持の確証のないままの終戦は、臣子の分
として飽くまで忍び難く、継戦以外に國體護持の見込みはないもの
との信念に発し、これが具現の最後の手段として、若し近衛第一師
団を蹶起せしめ得ればこれを契機として前記兵力使用計画の構想に
従ひ、東部軍管区延いて全軍がこれに呼応し、廟議を戦争継続の方
向に誘導し得るかも知れないと判断したのであつた。しかしてその
兵力使用の直接の目的は、宮城の守備を固めて、和平派の出入を遮
断するにあつた。又適々翌十五日の放送用に作られた陛下の終戦の
詔書御吹込みの音盤を押収することもその目的の一つであつた。

椎崎中佐及び畑中少佐等は、十四日正子頃近衛第一師団司令部に
到り、森赴師団長に対し近衛第一師団の蹶起を極力懇請したが、師

団長は聖断があつた今日、輕率妄動は断じて不可なる旨を主張してこれを拒絶した。これより先、森師団長がボツダム宣言受諾による終戦には不同意であるが、聖断には絶対に従う強固なる意志を持っていることが知られていた。

森師団長の決意依然牢固にして、到底驕意の望みなきを知つた烟中少佐等は、激昂して拳銃を以て師団長を殺害し遂に行動を起すに至つた。この際師団長を訪ね同室していた烟元帥に随行上京中の白石通教參謀も共に殉じた。かくて石原、古賀阿參謀の起案した師団命令は、森師団長の名によつて直ちに下達せられ、当時宮城守備に任じていた近衛歩兵第二聯隊長芳賀豊次郎大佐には、「宮城内を堅固に守備し外部との連絡を遮断すべき」任務が伝達された。芳賀聯隊長は、右命令に基き所要の部署を取つた。一方烟中少佐は詔書の御録音盤を押収し、且つ木戸内大臣及び石渡宮相を軟禁しようとしたが、いずれもこれを果たさなかつた。

そのうち事態は主謀者の期待と愈々反対の方向に動いた。芳賀聯隊長は、森師団長の死亡と今回の行動が、烟中少佐等一部の者の策謀に基くものに過ぎないことを問もなく知つて、烟中少佐等の指導を拒否するに至り、師団參謀長水谷一生大佐の報告等により、事件を承知した東部軍管区司令部もこれに呼応する気配は全くなく、軍管区司令官は、近衛師団隷下の諸隊を直接指揮する措置をとつた。ここにおいて首謀者等は、当初の目的は到底達成し難きを察知して、一同潔く自刃を決意し、十五日早朝来宮城内に入つた田中軍管区司令官の身を以てする指導により、部隊は配備を撤去し、午前八時頃事態は平静に帰した。田中大将は機を失せず御文庫に出頭し、侍從職を通じ「只今軍司令官参上致しました最早御憂慮遊ばされるに及びませぬ」旨を申上げた。

椎崎中佐及び烟中少佐は、憲兵隊において一応の取調べを受けた後、十五日午後宮城前広場において自決し、古賀少佐も同日森中将

の葬儀終了後近衛第一師団司令部において自決した。又石原少佐は、上野公園に立籠ろうとした嘗つての教え子たる水戸陸軍航空通信学校の生徒を説得解散に努めた際殉職した。

〔厚木海軍航空隊事件〕 この宮城内における騒擾事件のほかに、終戦を肯んじないで上級指揮官の指導に従わないものが二、三の学校及び軍隊に生じた。その中で神奈川県厚木飛行場を舞台として起つた海軍第三百二航空隊事件は、連合国最高司令官自身がここに着陸することが指示された後まで収拾されなかつたために、海軍当局をして大いに困惑せしめた。

第三百二航空隊は、東京地区を防衛する海軍戦闘機隊が主体で、司令小園安名大佐を中心に旺盛な戦意に燃えていた。最後の一人まで戦ひ抜くことが全員を貫く決意であつた。小園大佐は、終戦の詔書は君側の重臣が聖明を蔽うて出した偽りの詔書であつて、やがて継戦の詔書が發布せらるべきものと考えていた。そこで小園大佐は、これを率先主張すれば全軍が志を同じうして一斉に蹶起するものと考えた。隊員はかかる信念の下に結束して他隊と連絡し、或は飛行機を飛ばして広く檄文を散布し、上級指揮官からの一切の訓諭を拒み続けた。しかし間もなく小園大佐は精神に異常を生じ、又一般の情勢が判明するに伴い、隊員は逐次冷静となり、八月二十一日以降武装解除が行われ、八月二十六日までに、流血の不幸を見ることなくして事件は落着した。それは進駐軍先遣部隊の厚木飛行場到着の二日前であつた。

〔阿南大将等の自決〕 敗戦によるボツダム宣言の受諾は、満洲事変否日清、日露阿戦役以来における日本の興隆を、根底から清算せしめる結果を招来した。約二六〇万の日本人の尊き人命は戦争によつて失われた。それは日本の歴史における未曾有の敗北であつた。しかして満洲事変以来軍部就中陸軍は日本の中心勢力という立場にあつた。その最後の陸軍大臣は阿南惟幾大将その人である。

終戦の詔書案についての閣議は、八月十四日午後十時頃まで開催せられた。署名を終えて三宅坂の官邸に帰った阿南陸相は、直ちに自刃の準備を進めた。陸軍省事務局課員だった義弟竹下正彦中佐が、十五日午前一時三十分頃官邸を訪問したときには、既に阿南陸相は遺書を書き終つていた。それは表に「一死以テ大罪ヲ謝シ奉ル昭和二十年八月十四日夜 陸軍大臣 阿南惟幾」と書かれ、裏に「神州不滅ヲ確信シツツ」と書き加えられてあつた。別に「大君の深き恵にあみし身は言ひ遺こすべき片言もなし 八月十四日夜陸軍大将阿南惟幾」と辭世の句が認められており、それは従来阿南大将が戦陣に臨むときのいつもの心境であるといふことであつた。かくして阿南大将は、竹下中佐と酒を汲み交わしながら夜を語りあかした後、十五日払暁六十年の生涯を閉じた。暁の上は武人の死に場所ではなく、又外では見張りに妨げられるとて、縁側で皇居に面して割腹自刃を遂げたのである。侍従武官時代拝領した下着を特に着用されていた。

阿南大将は自刃直前、前記宮城における騒擾事件の報告を竹下中佐を通じて知つたが、決して大事に至らざるべしと述べ、本夜の御託びも一緒にすると附言した。

註 八月十五日朝阿南陸相自刃のことを聞いた東郷外相は、「さうか、十四日の夜阿南は、陸軍大臣として君とは随分議論をたたかしたのが、御厄介になつた。先ず無事にゆきまして結構でした。とにこにこしてをつた。さうか、腹を切つたか、阿南といふのはいい男だ」と感懐を洩らした。

軍令部次長大西瀧次郎中將もまた十六日未明阿南大将の後を追つた。大西中將は既に述べた如く、レイテ決戦にあたり、第一航空艦隊司令長官として航空特攻作戦の陣領指揮に任じ、終戦に際しては軍令部次長として、海軍部内において最も強硬に継戦を主張した一人であつた。大西中將の遺書は次の通りである。

特攻隊の英霊に白す善く戦ひたり深謝す 最後の勝利を信じつつ肉弾として散華せり 然れども其の信念は遂に達成し得ざるに到れり 吾れ死を以て旧部下の英霊と其の遺族に謝せんとす

次に一般青壮年に告ぐ

吾が死にして輕挙は利敵行為なるを思ひ聖旨に添ひ奉り自重忍苦する誠めとならば幸なり 隠忍するとも日本人たるの矜持を失ふ勿れ 諸子は国の宝なり 平時に処し猶克く特攻精神を堅持し日本民族の福祉と世界人類の和平の爲最善を尽せよ

又九州方面の海軍航空作戦に任じていた第五航空艦隊司令官宇垣纏中將は、八月十五日午後五時頃、大分の航空基地から沖繩に対し航空特攻攻撃を行い、沖繩作戦に散華した多数の部下特攻戦士とその運命を共にした。海軍第七百一航空隊大分分遣隊の伊藤大尉以下九機が、司令長官の単独行を肯んぜずして天晴れこれに従つた。それは停戦の命が下る前であつた。

〔安達第十八軍司令官の遺書〕 更にニューギニアにおいて難戦苦闘を重ねた第十八軍司令官安達二十三中將は、終戦前からのたとえ凱陣の場合といえども、十万の戦歿部下將兵と運命を共にすべきを決意していたが、隸下部隊に関する一切の戦争裁判終了後、ラバウルにおいて昭和二十二年九月十日自決した。その遺書の全文は次の通りである。

昭和二十二年九月十日

安達二十三

今村大将閣下

上月中將閣下

（筆者註、当時の復員局長）

私儀昭和十七年十一月第十八軍司令官の重戦を拝し彼我戦争勝敗の帰趨將に定まらんとする重要な時機に於て皇軍戦勢の確保挽回の要衝に当らしめられ候こと男子一期の面目にして有難く存奉候然る所部下將兵が万難に克ちて異常なる敢闘に徹し上司亦全力

を極めて支援を与へられしに拘らず、小官の不敏能く其の使命を完ふし得ず皇国今日の事態に立到る端緒を作り候こと罪万死も足らず恐れ入り奉候

又作戦三歳の間十万に及ぶ青春有為なる陛下の赤子を喪ひ而して其大部は榮養失調に基因する戦病死なることに想到する時御上に對し奉り何と御詫びの言葉も無之候小官は皇国興廃の關頭に立ちて皇国全般作戦寄与の爲には何物をも犠牲として惜しまざるべきを常の道と信じ打続く作戦に疲憊の極に達せる將兵に對し更に人として堪へ得る限度を遙かに超越せる克難取調を要求致し候之に對し黙々として之を遂行し力竭きて花吹雪の如く散り行く若き將兵を眺める時君国の爲とは申し乍ら其斷腸の思は唯神のみぞ知ると存候當時小生の心中堅く誓ひし処は必ず之等若き將兵と運命を共にし南海の土となるべく縱令凱陣の場合と雖も渝らじとのことに有之候

一昨年晩夏終戦の大詔統いて停戦の天命を拝し此大転換期に際し聖旨を徹底して謬らず且は残存戦犯關係將兵の先途を見届くることの重要なるを思ひ恥を忍び今日に及び候然に今や諸般の残務も漸く一段落となり小官の職責の大部を終了せるやに存ぜらるるにつき此の時機に予ねての志を実行致すことに決意仕候即ち小官の自決の如き御上に對し奉る御記びの一端ともならずと思ふ次第にて唯々純一無雜に陣歿殉国並に光部隊(筆者註 ラバウルに於ては戦犯容疑者一同を光部隊と呼んだ) 残留部下將兵に對する信と愛とに殉ぜんとするに外ならず候小生の此の処置に伴ひ閣下並に關係各位に御迷惑をかくること紛なからずと存じ候へども何卒小生の微哀を諒とせられ御海容あらむことを希奉候

一、復命

軍状奏上については阿閣下に御願申上候材料は田中兼五郎中佐

に準備致さしめ置候(直隸軍司令官のみ文書奏上のことと聞きしを以て)

二、陣歿殉国將兵の遺族救護の件

此の点に關しては真に万斛の憂を懷きあり自ら渾身の努力を致すべき筋なるも能く果し得ざるにつき何卒従前に引続き宜敷く御願ひ申上候

右二件甚だ勝手乍ら切に御願ひ申上候

明治の聖世に生れ国家興隆の潮に乘りて壯年を通ししみじみ皇国の有難さを身に徹し候皇国を此の姿に還し又々今回蹉跌せし大経綸を達成せむ日の速かならんことを一意念ずる次第に候 以上
〔敗戦責任に殉じた人々〕 以上のほか終戦にあたり、身を以て敗戦の責任に殉ぜられた幾多の陸海軍人が算えられた。その主要なる人を挙げれば次の通りである。

第一總軍司令官	元 帥 杉 山 元
第十二方面軍司令官	陸軍大將 田 中 靜 壹
兼東部軍管区司令官	
前第十一方面軍司令官	同 吉 本 貞 一
兼東北軍管区司令官	
第十方面軍司令官	同 安 藤 利 吉
兼台灣總督	
元關東軍司令官	同 本 庄 繁
元軍事參議官	同 陸軍中將 篠 塚 義 男
陸軍航空本部長	同 寺 本 熊 市
第一百十二師團長	同 中 村 次 喜 藏
第五師團長	同 山 田 清 一
第十二師團長	同 人 見 秀 三
大阪海軍監督部長	海軍中將 森 住 松 男

國民の中にも、降伏を肯じないものや、降伏を潔しとしないで死を選ぶものがあつた。それらは所謂愛國団体に屬する人々であつ

た。即ち谷川仁はか九名の尊攘同志会員は東京愛宕山に立籠つて飽くまで抗戦を主張し、八月二十二日に至り相擁して手榴弾を抱いて玉砕した。又会長日比和一はか女性一名を含む十一名の明朗会員は八月二十三日宮城前において自決し、影山庄平はか十二名の大東塾員は、八月二十四日東京代々木練兵場において割腹自決を遂げた。なお杉山元帥夫人は元帥に殉じ、かつて第四航空軍参謀長であった隈部正美少将は家族全員とともに終戦の翌十六日自刃し、既述の陸軍大臣訓示の発表に関与した親泊陸軍大佐の自決に際しては、一家を挙げて夫人と子供もその運命を共にした。

2 大本営の停戦指導

〔積極進攻作戦中止命令〕 終戦の聖断が下され、詔書が玉音放送されたが、陸海軍の行動は、飽くまで統帥命令により律せられるべきは勿論であつた。そこで大本営は差しあたり、積極進攻作戦中止に関する命令を発令した。

即ち大本営海軍部は、八月十四日小沢海軍総司令長官に対し、「何分の命ある迄対米英蘇支積極進攻作戦は之を見合すべし」と命令し、又大本営陸軍部は翌十五日、大陸命第一三八一号を以て、直轄各軍に対し次の如き命令を発令した。

一、大本営の企図する所は八月十四日詔書の主旨を完遂するに在り

二、各軍は別に命令する迄各々現任務を続行すべし
但し積極進攻作戦を中止すべし

又軍紀を振勵し団結を鞏固にして一途の行動に出て且内地、朝鮮、樺太及台湾に在りては治安の動揺防止に努むべし

〔停戦の大命——八月十六日午後四時〕 八月十五日サンフランシスコ放送は、マックアーサー元帥が日本の降伏を受理すべき連合国最高司令官に任命されたことを報じ、翌十六日午前早くも、日本軍

の戦闘行動停止を命令する米國政府通告文——瑞西政府経由——と連合国最高司令官発電が接到した。十六日以後、マニラのマックアーサー司令官と東京の政府及び大本営との間には、英語による直接の無線通信が開始せられていた。

ここにおいて大本営は、全陸海軍部隊に対し次の如き停戦の大命を発令した。それは正しく八月十六日午後四時であつた。

大陸命第一三八二号

一、第一総軍司令官、第二総軍司令官、関東軍総司令官、支那派遣軍総司令官、南方軍総司令官、航空総軍司令官、第五方面軍司令官、第八方面軍司令官、第十方面軍司令官、第三十二軍司令官、小笠原兵団長及参謀総長（筆者註、参謀総長は当時大本営陸軍部の幕僚長であると共に鉄道、船舶関係の最高指揮官であつた）は即時戦闘行動を停止すべし

但し停戦交渉成立に至る間敵の来攻に方りては止むを得ざる自衛の為の戦闘行動は之を妨げず

諸部隊は宿營、給養等の便を顧慮し適宜の地点に集結し爾後の行動を準備することを得

二、前項各軍司令官は戦闘行動を停止せば其の日時を速かに報告すべし

三、細項に関しては参謀総長をして指示せしむ

大海令第四八号

一、南東方面艦隊司令長官、南西方面艦隊司令長官及海軍総司令長官は指揮下海陸軍全部をして即時戦闘行動を停止せしむべし但し停戦交渉成立に至る間敵の来攻に當りては止むを得ざる自衛の為の戦闘行動は之を妨げず

二、前項各司令長官は戦闘行動を停止せば其の日時を直に報告すべし

三、細項に関しては軍令部総長をして之を指示せしむ

右命令の発令と同時に、政府は海外に向け、「本十六日午後四時天皇陛下におかせられては帝國陸海軍に対し即時戦闘行為の停止を命ぜられたり」と放送せしめた。かくして昭和十六年十二月二日午後二時進攻作戦開始命令の発令以来、満三年九箇月に亘る難戦苦闘の幕は閉じられるに至つた。

〔パラオ地区集団長の心境〕 停戦の大命に接した各現地軍指揮官の心境は、真に悲痛なものがあつた。この時、南方軍隷下のパラオ地区集団長たる第十四師団長井上貞衛中將が、特に陸軍中央部等に寄せた電報は、凜然として襟を正さしめるものがあつたが、それは全軍を通じての現地軍指揮官の心境を代弁するものでもあつた。その大要は次の通りである。

曩に非常の大詔渙発せられ停戦の大命を拝す痛恨断腸全パラオ地区を覆ふ然りと雖も熟々惟ふに皆一億の襁褓の足らざる更に我等戦力發揮未熟なりしに起因すベリリニュー、アンガウルの将兵は克く戦ひたりと雖も遂に之を敵手に委ねたる等全く我等の罪死以上に値す誠に恐懼の極なり皇国三千年の歴史を想起し殉国戦友の忠願に對し省みて痛心切々たり

戦争半にして自ら戈を投ずるが如きは皇国武人の最大の恥辱にして殉国の英霊に對し何の顔ありてか余生を繋ぎ得んや然りと雖も皇軍無敵の戦力及威望は敵側も亦深く之を確認畏敬しある所に於て今次情勢の急変に再会せる後と雖も毫も損褪ある事なし我々此の矜持と信念とを堅持し万死飽く迄兇畜を殲殺せずんば止まざるの烈々たる闘魂封じ難く之が為武人としての去就に關し道なきに非ざるも從容自若敵乎として大義名分に就かんとす須らく私心我見を去り有ゆる感情を擲ちて只管天皇陛下の御命令のまにまに隨順し奉る之以外に大義名分なく臣道実践も亦なかるべし

暗雲覆ひて後光明至り逆賊出でて真乎の忠臣現るるが是皇国に一貫せる真実なり一億國民挙つて此の確信を堅持し愈々身心を襁褓

して神國を閉ざす妖雲を払ひなば暗黒の内にも御国の不幸に炳乎たる光明を認め御陵威の周辺に建てられたる天の岩戸を開き今尚神州不滅の大確信に毫末の揺ぎなし

茲に承諾必謹直に隷下全將兵に停戦を命ずると共に大命とあらば内に血涙を湛へ長恨を吞みつつも兵一員も剩さず全員を陛下の御下に復帰せしむることは先づ第一に行ふべき真乎の忠節なりとの決意を固めたり

前記停戦命令が第一線の各部隊にまで徹底するには、相当の時間を必要とした。大本營はその所要日時を、内地部隊が二日、外地部隊が六日、但しボーゲンビル島の部隊は八日、ニューギニア及びフィリッピンの各重要司令部が十二日と予定し、これをマックアーサー司令部に報告した。

〔局地停戦交渉開始に関する指令〕 連合国側から与えられた前記日本軍戦闘停止に関する指令には、日本側が右戦闘停止の発動日時を連合国最高司令官に通告するに伴い、連合国諸軍は戦闘を停止すべき旨が明示されていた。現に八月十五日頃を機として、米英軍は既に攻撃の鋒を収め、その砲爆撃は一齊に停止せられた。大本營は、彼等の戦闘行動停止を俟つて、連合国最高司令官との間に休戦協定が成立し、これに基き現地各軍の局地停戦及び武装解除が、具體的に処理せらるべきことを期待した。

しかるにソ軍は樺太、満洲及び蒙疆方面において、依然攻撃を続行し、満洲の国境陣地においてはなお激烈な戦闘が行われ、八月十八日にはソ軍の一部は、北千島の占守島に來攻して戦闘が惹起した。又中国方面においては、国共の相絶を繞つて、重慶側及び延安側（中共）の軍官憲が、相競つて無統制に日本軍占拠地域内に進入し、各個に武装解除を要求して來た。マックアーサー司令部のソ軍及び中国軍に対する威令は全く行われていなかった。

勢い戦闘行動停止のために、局地停戦交渉の実施を必要とした。

そこで大本営は、八月十六日には関東軍に対し、十九日には第五方面軍に対しそれぞれ「戦闘行動を停止する為局地停戦交渉及び武器の引渡しを実施することを得」る旨を指示し、支那派遣軍に対しては、十八日に局地停戦交渉の実施のみを許した。

なお南方及び南東方面においても、英濠軍は現地停戦交渉の速かな実施を要求し来り、大本営は八月二十一日に至り、該方面の現地軍指揮官に対しても「状況に依り局地停戦交渉を実施することを得」る旨指示し、次いで二十四日右中国及び英濠関係の部隊にも武器の引渡しを許した。

〔ソ軍の暴戾と大本営の措置〕 かくして各方面毎に、現地指揮官により局地停戦交渉が行われた。南方及び南東方面においては、概ね平穩裡に交渉が進められたが、ソ軍は日本軍の戦闘行動停止に拘らず、予定の前進目標に到達するまでは攻撃を止めない方針なるが如く、八月二十日頃に至るも樺太及び蒙疆方面においては依然攻撃を続行して来た。樺太方面のソ軍指揮官の中には、我が軍使に対し、「上司より予定目標への前進を中止すべき命令に接しあらざるを以て日本軍の行動如何に拘らず攻撃を敢行すべし」と言明するものもあり、真岡正面のソ軍は、二十日白旗を掲げた我が軍使を射殺し、且つソ軍航空機は至るところの我が避難民に対し銃撃を加え、二十二日には五千乃至六千の避難民が群集している豊原停車場を銃爆撃し、多数の死傷者を出すという暴戾を敢てした。しかし八月二十二日に至り、樺太方面の局地停戦協定は漸く成立した。

満洲方面においては八月十九日、秦閩東軍総參謀長と極東ソ軍最高指揮官ワシレフスキー元帥との間に、停戦協定が行われたが、ソ軍第一線軍隊は無統制に武装解除を行うと共に、各所に不法行為が発生していた。八月二十三日関東軍は、次の如き要旨の電報を大本営に寄せて中央部を憂慮せしめた。

ソ軍首脳部は其の軍隊に対し日本軍及邦人に対する無暴なる行為

を戒めあるも現実に於ては無法なる発砲、掠奪、強姦、運行中の自動車掠奪等目に余る行為全滿に亘り頻々たり
今や日本軍の武力全くなく右に加へて満軍及滿鮮人の反日毎日動作等事態の推移は決して樂觀を許さず將兵の忍苦真に涙なくして観るべからざるものあり

関東軍總司令部は本二十二日本庁舎をザバイカル方面軍司令部に譲り旧海軍武官府に移転す願くば將兵今日の忍苦をして水泡に帰せしめざる様中央部の国家将来に対する善処を切に期待して止まず

大本営は、八月二十三日マックアースー司令部に対し、かかる満洲、蒙疆及び北鮮方面の実情を通報し、「治安不良の地区に於ては邦人を安全なる地区に退避せしむる迄所要の武器を保持することを許容せられ度」旨要望したが、実現は望むべくもなかつた。

〔中国方面武装解除に対する憂慮〕 以上の如きソ軍の暴戾は、わが方の予期しない事態であつて、大本営が終戦にあたり最も憂慮したことは、日本軍の降伏後における中国方面の治安の攪乱と、これに伴う在留邦人及び軍人軍属の生命の危険であつた。果せる哉、停戦と共に中国各地の治安は、急速に悪化しつつあつた。八月二十一日支那派遣軍は治安悪化の実情を報告すると共に、「派遣軍として日夜最も苦慮しあるは在支軍隊の武装解除問題にして支那に関する限り本件は当地部隊の感情面子を超越せる在支二百萬將兵及居留民の現実の生命保護の問題に係り陛下の赤子をしてかかる危険下に放置せざるべからざるは真に痛心に堪へざる所なり」とその苦衷を訴えて来た。

ここにおいて大本営政府は、八月二十四日終戦処理會議——八月二十二日従來の最高戦争指導會議と同様の構成員を以て終戦に関する重要事項を審議するため設置せらる——において次の如き対策を決定して、所要の措置を遂げた。

停戦後の大陸情勢の悪化に鑑み帝国は左の措置を取るものとす

一、在大陸帝国軍の一挙武装解除は全く不可能なることを連合国に通報し之が実情を知悉せしめ現地の実情に即応する武装解除に関する我方の手段を認めしむると共に要すれば米英軍の支那大陸進駐を考慮せしめ治安を確立する如く指導す

二、大陸方面の情勢を広く世界に報道し其の正義人道観に訴へ帝国の正当なる要求を理解せしむ

帝国は適時右措置の成功せざる場合に於ては居留民及武装解除終了後の軍隊を自ら保護しつつ撤退を実施する如く所要の措置を講ず

なお滿洲を除く中国方面日本軍の降伏を受理すべき相手は、蔣介石大元帥と定められていたが、先にも述べた如く、延安軍は随処において、蔣介石軍に先だつて武器の引渡しを要求し来り、これを拒否しようとするれば勢い戦鬨の惹起が予想せられた。そこで終戦処理会議において、「戦況已むを得ざれば各々当面する連合軍に対し武器の引渡しを為す如く個々の場合に就き具体的に交渉す」ことに決定せられ、大本営は、マックアーサー司令官に対し八月二十五日、差当り大陸方面の部隊に限り右の趣旨を実施に移すことあるべき旨を通告した。

〔一切の武力行使停止命令〕 前記停戦命令においては、已むを得ざる自衛のための戦闘行動は許されていたが、やがて一切の武力行使を停止すべき命令が発令せられた。即ち大本営海軍部は八月十七日、陸軍部は翌十八日、それぞれ全海陸軍部隊に対し、「別に示す時機以降各部隊の作戰任務を解き且同時機以降一切の武力行使を停止すべき」旨を命令した。その時機に関しては、海軍総司令官指揮下部隊及び内地の陸軍部隊にありては八月二十二日午前零時、南東方面、南西方面及び支那方面各艦隊司令官指揮下部隊にありては八月二十二日以降速かに、外地の陸軍部隊にありては八月二十五

日午前零時と、後日逐次に示達せられた。

かくして陸海軍は、八月二十二日乃至二十五日以降一切の武力行使を停止せしめられることとなつた。但し既に述べた如き當時における中国の情勢に鑑み、支那派遣軍に関するかぎり八月二十五日以降においても、「重慶軍及延安軍の無秩序なる行動に対し万止むを得ざるに於ては局地的自衛の措置を実施することを得」ることにせられていた。

〔詔書渙発以後は停戦と認めず〕 一切の武力行使を停止せしめられる陸海軍は、やがて武装を解除せられ、外地軍將兵は敵軍の俘虜となるべき運命にあつた。俘虜となることを最大の恥辱と信じている陸海軍將兵に対し、大本営は格別の考慮を払つた。

即ち大本営陸軍部は、前記一切の武力行使停止の命令の中に、「詔書渙発以後敵軍の勢力下に入りたる帝国陸軍軍人軍属を俘虜と認めず速かに諜下末端に至る迄輕拳を戒め皇国将来の興隆を念じ隠忍自重すべき旨を徹底せしむべし」との一項を特に加え、海軍部においても同様趣旨のことを特令した。尤もこれは日本側限りの問題であつて、その後における実情が、国際法上の俘虜として取扱われるに至つたことは述べるまでもない。

3 復員の開始

〔復員方針の決定〕 終戦時の陸海軍の総人員は、朝鮮台湾人を除き、内地（北海道、本州、四国、九州）陸軍約二四〇万、海軍約一三〇万、外地陸軍約三一〇万、海軍約四〇万、総計七二〇万であつた。この膨大な人員を、未曾有の敗戦という最悪の事態において、復員することは容易ならざる大事業であつた。

敗戦に伴う軍の精神的動揺虚脱、指揮権の混乱に伴う軍隊統率力の弱化、軍に対する国民感情の悪化、物資就中食糧の欠乏、輸送力就中船舶の不足等は、復員の前途を暗澹たらしめるものであつた。

一部軍隊には詔書の玉音放送直後、独断解散乃至は集団逃亡等の事象が既に発生していた。一方連合軍の本土進駐の時機は、八月二十一日マニラ派遣使節の帰還するまでは全く不明であり、現に八月二十四、五日頃敵の大輸送船団は、東京湾正面の近海において上陸を待機している等の噂も流布されていた。停戦後における連合軍の企図も、ポツダム宣言第九条によれば、「日本国軍隊は完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし」とあるが、当時としては予測し難いものがあった。

しかしこの間において大本営は、連合軍の企図如何に拘らず自主的に復員を実施し、これが整齐迅速な実施により、日本軍有終の美を収めんことを期し、着々業務を進めた。大本営陸軍部が終戦直後定めた復員方針の骨子は次の通りである。

一、直に内地部隊より復員に着手し、人的物的部面に於て先づ民力の充実を図り、次で諸般の要件を勘案の上軍主力を復員する軍主力の復員は諸情勢の許す限り成るべく自主的且計画的に行ひ、復員に伴ふ社会不安及び混乱の発生を防止する

而して軍の復員は、国家総復員の一環として産業復員との関連を考慮して進めらるべきであるが、敗戦と云ふ特殊事態に鑑み、軍自体の速かな解体を要請せられることあるを予期する

二、民力充実の為に兵器以外の軍需品は原則として速に民に移管し、且鉄道通信及び重要産業等に対する人員充用の為の復員を優先考慮する

三、軍の実情把握困難なる現況に鑑み、復員に關し中央の規定すべき事項は大綱に止め、現地軍指揮官又は復員管理官の自由裁量の余地を大綱に止める

四、外地部隊は本土に帰還後復員するを本則とし、実現困難なるべきも努めて多くの人員が現地に在留（現地召集解除）する如く

く留意する

状況により已むなく現地に於て復員せしめられることあるを予期する

五、復員実施着手の時機は休戦協定成立後と予定する

〔帝國陸軍復員要領の発令〕 かくして陸軍においては、右方針に基き早くも八月十八日、「帝國陸軍復員要領」が軍令を以て制定施行せられ、復員実施の細部は陸軍大臣參謀総長の協議決定に委任せられることとなり、これに基き陸軍大臣は、同日附の内地部隊の「復員要領細則」を二十三日に至り関係部隊に示達した。この細則において本土内の各方面軍は、各々精鋭な一兵団を別に示す時期まで残置し、治安警備の後援たらしめるよう要求された。

〔外地部隊復員に対する苦慮〕 翻つて終戦時外地にある陸海軍人軍属の総人員は、前記の如く約三五〇万で、このほかに在外邦人が推定約三二〇万の多数に及んでいた。かかる多数の人員を、広大な西太平洋の各地及びアジア大陸から還送するには莫大な船腹を必要とした。

しかるに終戦当時直ちに就航出来る船舶は、遠洋に二八万総噸、近海に一四万総噸、又破損中のものを急速修理しても、同年十月頃までには遠洋一〇万総噸、近海五万総噸を加えるに過ぎない状況であつた。国民生活維持上不可決の輸送用をこれから控除する必要があり、復員輸送には多くもその半分しか期待出来なかつた。

又当時残つた海軍艦船中還送用に適するものは、一隻の航空母艦以下特設駆潜艇まで大小合せて一〇一隻で、その一回当り輸送人員は約二万二千人であつた。

以上の輸送力を以て還送を行うとすれば、全員の還送完了までに四万余の長きを要する見込みであつた。これは大本営及び政府にとつて真に心を痛めしめる問題であつた。戦後なお四年の長きに亘り、これら同胞を外地に放置しなければならぬことの、情において

忍び難きは勿論であるが、当面の急務は、中南部太平洋及びギニヤ方面の將兵に対する食糧の確保であつた。当時内地から食糧を追送することは、殆ど不可能の問題であつて、連合軍の援助を得られないかぎり、例えばメレオン島の如き、現地自活不可能のため餓死者の続出している地域にある部隊は、一刻も早く優先選送を必要とした。

かくして八月二十三日内地部隊の「復員要領細則」を示達すると同時に、陸軍省は関係外地軍指揮官に対し、次の如き要旨を打電して外地軍復員の準備を示すところがあつた。

外地軍の復員実施に関しては最も苦慮せられある所にして既に中央に於ては左の基本事項に関する切実なる希望を先方に通告し今後亦努力致度仍て各地域に於ては実質的效果を収むる如く各当面の相手を考へ然るべく留意相成度

一、軍隊は本土に帰還後復員するを本則とするも努めて多くの人員を現地に在留（現地召集解除）する如く留意す

二、武装解除は現地の実情に即応する如く自主的に実施するに努む

三、武装解除後の生命の安全、給養及び医療の保障、武装警察又は憲兵の設置

四、輸送其の他の関係上帰還遅延又は困難なる場合

1 現地に於て復員することあり

2 安全且自活可能地域の供与

3 給養、医療等の保障

以上は今次終戦の経緯に鑑み実現は殆ど不可能なるべきも極力努力致度考へなり

（二部特別復員の実施） 前述したように、復員は原則として休戦協定調印後に着手する計画であつたが、一部の部隊は、調印前に既に復員を開始した。即ち民力充実のために、内地に在る鉄道及び船

舶部隊等に対しては八月二十二日速かに復員を完結すべき命令が出された。農業従事者中特に必要なる者、交通通信関係者、鉱山（特に石炭）従事者、他官庁等よりの従軍文官等も、所属部隊の復員に先だつて除隊又は召集解除が出来るように規定された。なお化学戦、諜報等の特殊勤務部隊も外地に在る部隊を含めて、一般部隊に先だつて復員を開始した。

八月二十一日マニラ派遣使節の帰還に伴い、連合軍の本土進駐に関する概要が明かにされた。それによると、東京湾地区（神奈川県南部地区及び千葉県西南部地区とし横須賀軍港を含む）にある軍隊は八月二十七日午後六時までに、鹿屋地区（鹿児島県南部地区）にある軍隊は八月三十一日午後六時までに、それぞれその地域から撤退すべく命ぜられ、且つ進駐に伴う安全保障を厳に要求して来た。そこでこれらの地域にある部隊は、差しあたり他の地域に移駐すると共に予定を繰りあげて復員を開始した。

なお連合軍進駐に伴う安全保障に関し、陸海軍の特に苦慮したのは、云うまでもなく全軍特攻を志していた航空部隊の処置であつた。海軍厚木航空隊の攪乱については既に述べたが、その他の航空部隊についても、多かれ少かれ万一のことが憂慮せられた。ここにおいて陸軍は予定を変更して速かに航空部隊の復員を完了することとし、八月二十四日その復員実施を発令し、同三十日までこれを完了した。海軍航空部隊においても概ね同様であつた。

（日本陸軍の象徴軍旗の奉焼） これより先、日本陸軍にとつても悲痛を極めたのは軍旗の奉焼であつた。明治七年一月二十三日明治天皇御親ら近衛歩兵第一、第二聯隊に軍旗各一旒を授けられてから後、新たに編成する歩兵及び騎兵聯隊には必ず軍旗が親授せられ、部隊団結の核心として將兵の軍旗に対する精神的敬仰は世界に比類のないものであつた。無条件降伏にあつてもこれを敵手に委することは、到底許されざることであつた。

陸軍大臣は八月二十四日全軍に対し、八月三十一日——降伏調印の予定日——までに軍旗を奉焼すべきを特に命令した。但し近衛第一師団の軍旗の奉焼は八月三十一日まで保留せられた。かくして日本陸軍の象徴ともいふべき軍旗は、降伏調印までに奉焼された。その数は内地一七九旗、外地二六五旗計四四四旗であつた。

〔陸海軍人に告別の勅語下賜〕 復員開始にあたり八月二十五日、天皇は陸海軍人に対し特に左の勅語を下賜された。

朕帝國陸海軍ヲ復員スルニ方リ朕カ股肱タル陸海軍人ニ告ク朕深ク時運ニ稽ヘ干戈ヲ戢メ兵備ヲ撤セムトス皇祖考ノ遺訓ヲ念ヒ汝等軍人多年ノ忠誠ヲ顧レハ切々トシテ胸次ヲ刺ス特ニ戰ニ墮レ病ニ死シタル幾多ノ將兵ニ對シテハ忉忉ニ勝ヘス

效ニ兵ヲ解クニ方リ一糸不紊レサル統制ノ下整齊迅速ナル復員ヲ實施シ以テ皇軍有終ノ美ヲ濟スハ朕ノ深ク庶幾スル所ナリ

汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ体シ忠良ナル臣民トシテ各民業ニ就キ艱苦ニ耐ヘ荊棘ヲ拓キ以テ戰後復興ニ力ヲ致サムコトヲ期セヨ

〔軍需用物資資材の緊急処分と焚書〕 以上の如き復員と併行し、陸海軍が本土に保有する物資資材を如何に処分するかは、大きな問題であつた。これらは降伏を受理すべき占領軍に移管せられるべき筋台のものであつたが、日本政府としては民力充実のために活用せんことを熱望した。八月十四日終戦の聖断が下つた直後、政府は次の如き閣議決定を行つた。

軍其の他の保有する軍需用保有物資

資材の緊急処分の件

陸海軍は速かに国民生活保全の為に寄与し民心を把握し以て積極的に軍民離間の間隙を防止する為軍保有資材及物資等に付隠密裡に緊急処分方措置す

尚陸海軍以外の政府所管物資等に付ても右に準ず

例示

一、軍管理工場の管理を直に解除す此の場合製品、半製品及原料の保管は差当り生産者に一任す

二、軍の保管する兵器以外の衣糧品及其の材料、医療品及其の材料、木材、通信施設及材料、自動車（部品を含む）、船舶及燃料等を可及的関係民間団体に引渡す

三、軍作業場の民需生産設備たり得るものは之を適宜運輸省関係の工場其の他民間工場に転換す

四、食糧（砂糖を含む）を原材料とする燃料生産を即時停止す

五、軍需生産は之を直に停止し工場所有の原材料を以て民需物資の生産に当らしむ

右閣議決定案は、内閣綜合計画局第一部長毛利英於鬼の起草にかかるとであつた。この閣議決定が行われた頃、陸軍中央官衙の位置する市ヶ谷台において機密書類の焼却が開始されていた。終戦の聖断直後、参謀本部総務課長及び陸軍省高級副官から全陸軍部隊に対し、機密書類焼却の依命通牒が発せられ、市ヶ谷台における焚書の黒煙は八月十四日午後から十六日まで続いた。

〔緊急処分中止とこれが回収〕 陸海軍は閣議決定に基き、それぞれ所要の措置を講じた。陸軍においては八月十七日、陸機密第三六三号を以て「軍需品、軍需工業等の処理に関する件」を示達した。その要旨は次の通りである。

一、軍需品、軍需工場の散逸、隠匿、破壊を禁ず

二、運輸並に国民生活に緊要なる一部軍需品は関係官庁又は民間団体に払下ぐことを得

三、土地建造物中借上のもものは原状に復し速に所有主に返還し国有のものは大蔵省に移管す

四、軍需産業は直に生産を停止し又未履行契約は解除す

五、払下は原則として有償とす但し地方官庁等に対するものは無償保管転換することを得又契約解除に伴う損害は既に官給せる

予算、資材等を評価の上賠償す

六、私下（保管転換）の対象は原則として地方官庁、配給機関其他民間団体とし特に輸送及国民生活確保に資するものを優先とし個人に利益を齎断せしめざる如くす

右示達中軍需品の私下、保管転換は差当り準備のみに止められ、八月二十三日前記復員の発令と同時に実施を命令せられ、そして八月三十一日までこれを完了する如く定められた。しかるにマニラ派遣使節の持ち帰った連合側の陸海軍一般命令第一号は、軍需品を毀損せず良好な状態に存置すべきを要求していた。そこで政府は八月二十七日の閣議において、前記十四日の閣議決定を廃止するこ

第二章 降 伏

1 連合軍の進駐

〔河辺全権のマニラ派遣〕 既に述べた日本軍の即時停戦を要求する指令と同時に、米政府は「連合国最高司令官の指令する打合を為すべき充分の権限を与へられたる使者を直に同官の許に派遣する様」通告し来り、又連合国最高司令官は、「天皇、日本政府及び日本大本營の名に於て降伏条件実施に必要な諸要求を受理する権限を有する代表者をマニラに派遣すべき」を命じて来た。それらはいずれも十六日午前政府及び大本營に寄せられた。

これが代表には参謀次長河辺虎四郎中将が任命せられ、外務省調査局長岡崎勝男、海軍少将横山一郎、陸軍少将天野正一等が随員に命ぜられた。八月十八日全権委任状を受けた河辺中将の一行十六名は、翌十九日朝千葉県本更津飛行場を出発し、沖縄の伊江島において、海軍機より米国機に乗り移り、同日夕刻マニラに到着した。一

とを決定した。これに基き爾後陸海軍は、一切の私下、保管転換を中止し、又既に実施済のものも回収可能なものは極力回収する如く措置した。

以上軍需品及び軍需工業の処理は、政府及び陸海軍のこれを敵手に渡さずに民力の充実に活用せんとした善意にも拘らず、終戦直後の混乱と実行上の難点は、一部の軍人官吏及び民間人の暗躍と相俟つて、一部において不当取得をなすものが生じ、国民の血と汗の結晶たる軍需品の処理を繞つて、国民の反軍感情が益々刺戟されることとなつた。

行の搭乗機を降伏を肯んぜざる日本軍の特攻機が、途中において攻撃するかも知れぬとの配慮がなされたが、それは全くの杞憂に了つた。

全権一行は直ちにサザランド参謀長に引見せられた後、連合軍の最初に進駐すべき地域たる東京湾及び鹿屋両地区の軍事施設並びに全俘虜収容所の所在地等に関する情報の提出を求められると共に、主として連合軍の本土進駐日程についての若干の討議が行われ、翌二十日進駐に伴う最高司令官の要求文書、降伏調印後公布すべき天皇の布告文、降伏文書及び連合国最高司令官陸海軍一般命令第一号を受領した。この降伏文書及び陸海軍命令第一号も降伏調印後一般に布告する如く要求されていた。

〔河辺全権の折衝——進駐三日延期〕 河辺全権の任務は、出発にあたり大命により「連合軍最高指揮官に対し帝國陸海軍の配置に関する情報を提供し且帝國陸海軍に対する正式の要求を受領する目的

を以て連合軍最高指揮官の指定する地点に出張すべし」と定められていた。即ち河辺全権は、もとより敗者の勝者に対する単なる命令受領者に過ぎなかつたのである。しかし河辺中將は連合側との会議において、我が方は一切の要求を誠実に実行する用意があるが、我が方の切望することは連合軍の進駐が些かの事故もなく順調に実施せられることである旨を述べ、これがために適当な準備期間を与えられたいと特に強調した、我が方が準備期間として要求した期間は、約十日間であつた。

これに対し先方は、空輸部隊及び海軍部隊の進駐開始日次の原案八月二十五日を八月二十八日に変更し、先遣隊の厚木到着を八月二十六日と指定した。即ち三日間の延期に应じたのである。降伏調印の日次は八月三十一日と指定されていた。

全権一行は前記文書を受領するや、八月二十日マニラを出発し、二十一日帰京復命した。その搭乗機は、二十日夜燃料が尽きて浜松附近海浜に不時着したが、一行は全員無事であつた。一行の帰京により連合国最高司令官の意図が明かになり、大本營及び政府はこれに即応する準備を鋭意進めることが出来た。

〔進駐受入態勢の整備——皮肉な颱風〕 前記最高司令官の要求文書は、連合軍の進駐に伴う安全保障の確保に関し詳細に規定すると共に、施設、宿舎、自動車、通訳等の差出しにつき詳細な要求を含んでいた。そのなかで何よりも先に実施しなければならぬ問題は、日本軍の連合軍進駐予定地域からの撤退であつた。

大本營は八月二十一日、連合軍の最初の進駐地域たる東京湾地区及び鹿屋地区から陸海軍戦闘兵力の迅速なる移動を命令した。移動後の治安維持並びに兵器、軍需品及び軍事施設等の監視保管のために、武装を解除し単に刀剣を帯びることのみを許された最小限の兵力が残置せしめられた。この命令において、大本營は「大本營の企図は八月十四日詔書の精神の貫徹を図り進駐する連合軍との紛争の

生起を絶対に防止し且帝國の信義を中外に宣明するに在り」と明示した。

右兵力移動のほかに、危険物の撤去、兵器及び爆発物の処理、飛行機及び潜水艦の航行制限、水路及び泊地の整備、厚木及び鹿屋両飛行場の整備、自動車及び宿舎の差出準備等進駐受入のための各般の措置が進められた。

政府においても、八月二十二日既に述べた如き終戦処理会議が、その下部機関たる終戦事務連絡委員会と共に設置せられ、次いで八月二十六日終戦連絡事務局が外務省に附属して設置せられた。終戦連絡事務局は終戦に関する各般の事項につき連合軍に対する連絡に任ずる機関であつた。東京に中央事務局を置き、その最初の地方機関は、進駐に即応するため厚木及び立川に出張所、横浜及び京都に事務局がそれぞれ開設せられた。

以上進駐受入態勢の整備は、一部における軍秩の破壊、民心の不安動揺、物資の入手難、政府命令の不徹底、交通通信の不如意等の悪条件により難渋を極めた。偶々八月二十二日夜関東地方、二十五日西部本州方面、二十六日九州南方洋上に連続颱風の来襲を見、マツクアサー司令部は、八月二十六日以降の進駐予定をそれぞれ四十八時間繰り下げる旨を指令して来た。この延期は、混乱の防止に大いに役立ち、日本側にとつてはまことに幸いであつた。決戦のさなかに吹くべかりし神風が、皮肉にも敗戦後のこのとき初めて訪れたと慨歎するものもあつた。

愈々連合軍の本土進駐を直前にし、下村新陸相は八月二十六日ラジオを通じて陸軍軍人軍属のとるべき態度につき特に訓示した。陸相はその放送において、国体護持の点に於て「有ゆる苦難を排してたとへ小きくても細くても残された途がある以上これを守りぬくことが臣子の唯一の道である」と強調し、又「無分別な行動」は「その結果これまで護り得た最後の一线すら失ふ虞がある」と戒め

るところがあつた。

〔マ元帥進駐——メルボルンから東京まで〕 連合軍の進駐は、米海軍の相模湾進入を以て開始せられた。八月二十七日午前十時三十分米海軍第三艦隊の一部は相模湾に入泊した。それは百年前における不気味なる黒船の再来を思わせるものがあつた。

陸軍部隊の進駐は、その先遣隊指揮官テンチ大佐以下約一五〇名が、飛行機により二十八日午前八時二十分から同十一時頃までの間に、厚木飛行場に到着したのに始まつた。

最高司令官マックアーサー元帥は、八月三十日午後二時五分厚木飛行場に着陸し、同日先着の第八軍司令官アイケルバーカー中将等と共に横浜に移つた。彼は着陸するや「メルボルンから東京まで遙かな道であつた。然し我々は遂に此所に来た。日本側は誠意を以て武装解除を進め、その他協約事項も須調に進んでいるものと余は認める。この状態で行くならば来るべき調印式も円満に進行し再び流血の不幸を見るが如きことはあるまいと信じる」と語つた。

2 降伏調印

〔ミズーリ艦上の降伏調印——九月二日〕 昭和二十年九月二日、それは日本の降伏調印の日である。折からの「二百十日」は平穩無風の日曜であつた。

政府を代表する重光外務大臣及び大本營を代表する梅津參謀総長の両全権は、随員九名（外務省、陸軍及び海軍各三名）と共に、午前六時神奈川県庁に集合し、米駆逐艦により東京湾の中途に碇泊中の米戦艦ミズーリに運ばれた。ミズーリの甲板上連合國最高司令官の前に、寂として声なく佇立せしめられた敗者の代表には帯刀を許されなかつた。

調印式は午前九時マックアーサー元帥の司会の下に元帥の声明の陳述を以て開始せられた。午前九時四分重光全権、次いで梅津全権

は「降伏文書」に署名した。重光全権は「天皇及び政府の命に依り且天皇及び政府の名に於て」署名し、又梅津全権は「大本營の命に依り且大本營の名に於て」署名したのである。これより先日本側は憲法の精神に則り、両全権とも「天皇の命に依り且その名に於て」連署する如く修正を希望したが、連合側の応諾を得られなかつたのである。

次いで午前九時八分、連合國最高司令官マックアーサーは受諾の署名を行つた。かくしてここに六年の長きに亘る第二次世界大戦の幕は閉じた。

調印式の開始にあたり、マックアーサー元帥の述べた声明の一節は次の通りである。

戦勝國も亦戦敗國も共に我々が寄与せんとしてある神聖なる目的に副ひ得る唯一のより高き威厳に向つて進むことこそ我々の意圖するところである。この嚴肅なる式典を機會として過去の流血と蜜行からよりよき世界——信頼と諒解の上に築かれる世界——人類の尊嚴並びに人類の最も希望する願ひ即ち自由寛容及び正義の実現の爲に捧げらるべき世界が打立てられることこそ余の最大の望みであり、更にこれこそ人類の望みでもある。聯合國最高司令官として余が代表する諸國の伝統の下に余は正義と寛容を以て余の職責を果し一方降伏条項が完全に迅速に且忠実に遵守されるやうあらゆる必要な処置をとることは余の固き決意であることを茲に声明する。

右声明は一見、自由と寛容と正義とに貫かれた平和な世界が到来すべきやを思わせるものがあつた。

〔降伏に関する詔書——天皇布告文〕 調印の任務を果した全権一行は、往路と同じく駆逐艦によつて横浜に送られ、両全権は東京に帰還して午後一時十五分天皇に復命した。直ちに降伏に関する左の詔書が發布せられた。これは前記連合國から公布を要求された天皇

布告文に若干の修正が認められ、且つそれを詔書として發布することとなつたものである。

詔書

朕ハ昭和二十年七月二十六日米英支各国政府ノ首班カボツダムニ於テ発シ後ニ蘇聯邦カ参加シタル宣言ノ掲タル諸条項ヲ受諾シ帝國政府及大本營ニ対シ聯合國最高司令官カ提示シタル降伏文書ニ朕ニ代リ署名シ且聯合國最高司令官ノ指示ニ基キ陸海軍ニ対スル一般命令ヲ発スヘキコトヲ命シタリ朕ハ朕カ臣民ニ対シ敵対行為ヲ直ニ止メ武器ヲ措キ且降伏文書ノ一切ノ条項並ニ帝國政府及大本營ノ発スル一般命令ヲ誠実に履行センコトヲ命ス

御名御璽

昭和二十年九月二日

〔降伏文書と一般命令第一号〕 同時に「降伏文書」と「一般命令第一号（陸海軍）」が政府及び大本營の布告として一般に公示せられた。「降伏文書」の全文は次の通りである。

降伏文書

下名は茲に合衆國、中華民國及グレート・ブリテン國の政府の首班が千九百四十五年七月二十六日ボツダムに於て發し後にソヴィエト社會主義共和國聯邦が参加したる宣言の条項を日本國天皇、日本國政府及日本帝國大本營の命に依り且之に代り受諾す右四國は以下之を聯合國と稱す

下名は茲に日本帝國大本營並に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の聯合國に對する無条件降伏を布告す

下名は茲に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國臣民に對し敵対行為を直に終止すること、一切の船舶、航空機並に軍用及非軍用財産を保存し之が毀損を防止すること及聯合國最高司令官又は其の指示に基き日本國政府の諸機關の課すべき一

切の要求に應ずることを命す

下名は茲に日本帝國大本營が何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の指揮官に對し自身及其の支配下に在る一切の軍隊が無条件に降伏すべき旨の命令を直に發することを命す

下名は茲に一切の官庁、陸軍及海軍の職員に對し聯合國最高司令官が本降伏實施の爲適當なりと認めて自ら發し又は其の委任に基き發せしむる一切の布告、命令及指示を遵守し且之を施行することを命じ並に右職員が聯合國最高司令官に依り又は其の委任に基き特に任務を解かれざる限り各自の地位に留り且引続き各自の非戦闘的任務を行ふことを命す

下名は茲にボツダム宣言の条項を誠実に履行すること並に右宣言を實施する爲聯合國最高司令官又は其の他特定の聯合國代表者が要求することあるべき一切の命令を發し且斯る一切の措置を執ることを天皇、日本國政府及其の後継者の爲に約す

下名は茲に日本國政府及日本帝國大本營に對し現に日本國の支配下に在る一切の聯合國俘虜及被拘留者を直に解放すること並に其の保護、手当、給養及指示せられたる場所への即時輸送の爲の措置を執ることを命す

天皇及日本國政府の國家統治の權限は本降伏条項を實施する爲適當と認むる措置を執る聯合國最高司令官の制限の下に置かるるものとす

右「降伏文書」に受諾の署名をしたものは、連合國最高司令官のほかに、米國、中華民國、英國、ソ連邦、瀋洲、加奈陀、仏國、和蘭及びニュージラントの各代表があつた。

「一般命令第一号（陸海軍）」は、日本陸海軍の降伏とこれに関する情報提供、兵器及び軍事施設等の處理に関する聯合國最高司令官の命令であつて、そのなかに各地域毎に軍隊の降伏すべき相手

規定されていた。

〔陸海軍の降伏命令——大陸命特第一号〕 既に述べた如く、局地停戦、武装解除、復員等降伏に伴う各般の措置は、連合国の強制と我が方の自主的意志とにより、既に着々実施に移つていたが、正式の降伏調印に伴い、陸海軍は九月二日前記「降伏文書」及び「一般命令第一号」に基き、全軍に対し降伏命令を発令した。大本営陸軍部の発令した降伏命令の全文は次の通りである。

大陸命特第一号

命令

一、大本営は昭和二十年九月二日政府大本営布告一般命令中陸軍に関する事項の迅速整齊たる実行を企図す

二、第一総軍司令官、第二総軍司令官、航空総軍司令官、関東軍総司令官、支那派遣軍総司令官、南方軍総司令官、第五方面軍司令官、第八方面軍司令官、第十四方面軍司令官、第十七方面軍司令官、第三十一軍司令官、小笠原兵団長、陸軍大臣、参謀総長（以下各地最高指揮官と稱す）は既に実施せるものを除くの外左記に基き一般命令中夫々其の關係事項を実施すべし

1 敵対行為を直に終止し、武装を解除し且現態勢の変更を中止す

2 兵器及裝備を關係聯合國指揮官の指定する時期及場所に於て現状の儘且安全良好なる状態に於て該指揮官又は其の指定者に交付す

3 陸上、海上及空中の行動に対する障礙物は之を除去す

4 左記諸件は毀損焼却を禁止し現状の儘且良好なる状態に於て確實に之を監守保管す

イ 軍需品（2に抛り聯合國側に交付するものを除く）

ロ 陸上、海上及空中輸送施設、通信施設

ハ 軍事施設（飛行場、対空防備、港灣基地、物資貯藏所、

常設及仮設の陸上及沿岸防備施設、要塞其の他の防備地域等）及之に附随する建造物

右に関する設計並に図面

ニ 工場、製造場、工作場、研究所、実験所、試験所、技術上の要目（データ）、特許、設計、図面、発明（以上は戦争用具並に軍事機関又は準軍事機関が現に使用し又は使用せんとする他の資料及資産を製造する為又は此等の製造若くは使用を容易ならしむる為計画せられ又は之に充當せられたるものの範圍とす）

5 一切の兵器、彈藥及戦争用具の製造並に分配を直に終止す聯合軍の占領又は進駐を援助す

7 帝國陸軍軍政地域に在りては一般命令中陸軍關係事項以外の事項に關しても従前の管掌範圍事項は之を処理するものとす

本項実施の為各地最高指揮官の所轄地域、所轄部隊及關係聯合國指揮官別紙の如く各地最高指揮官は所要に応じ細目に關し關係聯合國指揮官に稟議することを得

三、第二項実施に關し支那派遣軍総司令官は第三十八軍司令官を指揮し陸軍大臣は北部、東北、東部、東海、中部、中国、四国、西部各軍管区司令官、教育總監を、参謀総長は第一、第二総軍、航空総軍、第五方面軍、第十方面軍各司令官を区処すべし

四、各地最高司令官は第二項実施に關し所要に応じ其の権を隸下、指揮下所轄部隊の長に委することを得

五、各地最高指揮官は前諸項実施の為關係海軍指揮官と密に協同するものとす

各地最高指揮官（陸軍大臣、参謀総長、第三十一軍司令官、小笠原兵団長を除く）は陸海軍兩者に關連ある事項に關しては海

別紙

所轄地域、所轄部隊及関係聯合國指揮官表			
各地最高指揮官	所轄地域	所轄部隊	関係聯合國指揮官
第五方面軍司令官	北海道(千島を除く) 樺太、千島	隊最高指揮官	合衆國陸軍部隊最高指揮官
第十七方面軍司令官	北緯三十八度以北の朝鮮 北緯三十八度以南の朝鮮(閩東州を含み熱河省を除く)	隊最高指揮官	合衆國陸軍部隊最高指揮官
閩東軍總司令官	滿洲(閩東州を含み熱河省を除く) 支那(熱河省を含む) 支那(熱河省を含む) 北緯十六度以北の仏印	隊最高指揮官	極東蘇軍最高指揮官
支那派遣軍總司令官	香港 興論島(含まず)以南の沖繩諸島、先島群島	隊最高指揮官	英海軍ハーコート少將
第十六方面軍司令官	アンダマン諸島、ニコバル諸島、ビルマ、タイ北緯十六度以南の仏印、馬來、ボルネオ、蘭領印度、東経百四十一度以西のニューギニア	隊最高指揮官	合衆國太平洋艦隊最高指揮官
南方軍總司令官	比島	隊最高指揮官	東南亞細亞軍司令部最高指揮官
第十四方面軍司令官	比島	隊最高指揮官	合衆國陸軍部隊最高指揮官
第八方面軍司令官	東経百四十一度以東のニューギニア、ビスマルク諸島、ソロモン諸島	隊最高指揮官	濠洲軍司令官

上記地域内に在る一切の陸軍諸部隊

軍部隊に対し所要に応じ事務統制に任ずるものとす
第三十一軍司令官、小笠原兵団長は陸海軍両者に関連ある事項に關しては所要に応じ聯合艦隊司令長官の事務統制を承くるものとす
六、細項並に本命令実施上止むを得ざる事情に基く一部の變更に關しては陸軍大臣、參謀總長をして指示せしむ

3 本格的復員の開始

既に述べた如く、陸海軍主力の復員実施の時機は、休戦協定成立後と予定して差控えられていたが、今や九月二日の降伏調印は既定の事実となり、各部隊の復員準備も順調に進捗したので、陸海軍は主力の復員を開始するに決した。陸軍は八月三十日、主力の復員実施に關する拘制を九月一日以降解除する如く命令した。海軍においても概ね同様であつた。

かくして九月五、六日頃から陸海軍の本格的復員が開始せられ、外地部隊復員輸送も、海軍病院船高砂丸が九月十日舞鶴を出発してメレオン島に急派されたのを最初として開始せられた。

〔日本陸海軍の終幕——十一月三十日〕 連合國最高司令官は、九月十日大本營の廃止を指令して來た。七年十カ月の長きに亘り、最高統帥の責に任じ赫々たる緒戦の勝利も空しく未曾有の敗北を喫した日本大本營は、九月十三日その姿を消した。

陸海軍の武装解除は、その後内外地を通じ概ね順調に進捗し、中國特殊な地域を除き終戦後二カ月にて、武器を帯びた一人の兵なく兵装した一隻の軍艦も見られなくなつた。十月十五日參謀本部、軍司令部及び教育總監部は廃止せられ、翌十六日マックアーサー元帥は、全世界に向け日本軍の武装解除完了につき放送演説を行つた。彼はそのなかで、「かくも速にかくも摩擦なく武装解除が行はれたことは史上その例を知らない」と述べた。

1 対ソ戦の開始

〔ソ軍侵攻前の状態〕 昭和二十年八月初頭における関東軍の状態は次の如くであつた。

いわゆる「満洲根こそぎ動員」による新設部隊は、七月末主要部隊の人員を概ね充足したが、装備の整わない部隊が多く、その戦力は微弱であつた。又既設兵団の大部は、未教育兵の教育等に必要な人員及び火砲等を本来の駐屯地に残し、その他は挙げて新たな主陣地に赴いて築城作業に没頭していた。なお第五軍では、隷下兵団長、參謀長の全部を掖河の軍司令部に集め、八月七日から高等司令部演習を実施中であつた。

八月初頭の関東軍全般態勢及び関東軍戦闘序列の概要は附図第十の如くである。

八月五日虎頭（興凱湖東北方一二〇浬ウスリー河岸）南方地区に約百名のソ軍が越境し、我が監視哨に射撃しつつ近迫してきた事件が起つたが、第一線では我が方が隠忍自重すれば彼もまた自然に後退する従来の例と同一視する傾向があつた。

一方樺太、千島方面のわが軍は、既述の態勢を以て作戦準備に努めていた。

〔ソ軍の急襲——九日午前零時〕 八月八日夜、満洲は降雨断続し、天地暗澹としていた。九日午前零時頃ソ軍飛行機の越境を各所に認めたが、午前零時稍々過ぎ虎頭及び五家子（琿春東南方約三〇浬）の我が陣地は共にソ軍の砲撃を受けつつある旨を報じ、次いで東正面の国境監視部隊はいずれも敵襲を報じた後連絡を絶つた。

第一方面軍司令官喜多誠一大将は、直ちに「方面軍作戦計画に基づき速かに態勢を整へ侵襲する敵を破摧すべき」旨を隷下全軍に命令した。

以上の状況に接した関東軍総司令官は、午前二時左の要旨の関東

軍命令を発令した。

一、東正面の敵は攻撃を開始せり

二、各方面軍、各軍並に関東軍直轄部隊は夫々侵入する敵の攻撃を排除しつつ速に全面開戦を準備すべし

次いで各方面からの報告により、ソ軍の全面攻勢開始は明白となつたので、関東軍は午前六時までの間に「各方面軍及び各軍は夫々関東軍作戦計画に基づき侵入し来る敵を撃破すべき」旨を発令すると共に、「国境警備要綱」を廃棄して行動の束縛を解いた。又「戦時防衛規定」及び「満洲国防衛法」の発動による日滿一体の戦争態勢に移行する如く措置するところがあつた。

かくて関東軍は、ソ軍の急襲を受けて立上つた。しかしながら対ソ戦は、わが方の物心両面の準備なお不十分の時期に容赦なく始められてしまつたのである。

樺太方面においては、八月九日午前六時以降わが国境監視哨はソ軍の砲撃を受け且つ通信線を切断せられた。南樺太の豊原に位置していた第八十八師団長峯木十一郎中将は、八月九日午前五時米側放送によるソ連の対日宣戦を知り、直ちに先ず国境方面の部隊に対し予定計画に従つて速かに防禦態勢を整うべきことを命じた。

註 関東軍の対ソ作戦経過については附図第十一を参照せられたい。

〔大本營の処置〕 前篇第七章記述の如く、ソ連の参戦とソ軍の満洲侵攻を知つた大本營は八月九日対ソ全面作戦発動の準備を命令すると共に、支那派遣軍の南滿方面転用準備兵力等を指示し、次いで翌十日対ソ全面作戦の開始を發令した。なお関東軍に対しては十日の命令と共に「作戦の進捗に伴ひ適時総司令部を作戦地域内に於ける爾他方面に転移することを得」る旨を指示した。

大本營は更に八月十四日支那派遣軍に対し「関東軍の作戦を容易ならしめるを主眼として作戦を律す」べき旨を命令すると共に、

「先づ一軍司令部及び少くも二師団基幹の兵力並びに所要の軍需品を速かに満鮮方面に転用す」べき指示を發した。

2 関東軍の対ソ作戦

〔穆稜、掖河の激戦——第五軍主力〕 滿洲東正面のソ軍は、主力を以て先ず我が第五軍正面に殺到し來つた。

即ち、八月九日未明綏芬河、觀月台（綏芬河北方約二〇料）正面より國境を突破侵攻した機甲一軍団以上のソ軍は、十一日早くも穆稜附近に進出し、次いで同地西方高地帯の第二百二十四師団陣地に対し、重点を牡丹江街道に指向して猛攻を開始した。同師団の中部地区は激戦を展開し、特に師団配属の十五榴大隊等の奮戦により敵戦車多数を撃破したが、敵の反復攻撃を蒙り十二日正午頃牡丹江街道地区を突破せられるに至つた。

敵は十三日突破口北側に狙撃約一師団を増加し、ロケット砲の集中射撃を反復して徹底的に我が陣地を覆滅しつつ歩兵と戦車の攻撃を加えた。かくて第五軍の主抵抗線たる穆稜陣地は、十三日夕刻遂に敵手に帰してしまつた。この激戦において野戦重砲兵第二十聯隊長松村精大佐及び牡丹江重砲兵聯隊長額爾哲三大佐以下砲兵の大部は火砲と運命を俱にした。

これより先既定計画に基いて、第二百二十六師団主力は八面通西方高地の陣地についており、又第二百三十五師団は、東安及び虎林の駐屯兵力を七星（牡丹江北方五〇料）附近の予定陣地に集めつつあつた。第五軍司令官清水規矩中將は、当面のソ軍が主力を以て牡丹江街道を突進しつつある状況に鑑み、第二百二十六、第二百三十五兩師団主力を掖河附近に後退せしめてソ軍を拒止するに決し、十日夜これのための処置をとつた。

穆稜陣地を突破した敵機甲兵団主力は、途中わが一部の必死の抵抗を排して十四日掖河東方地区の第二百二十六師団陣地前に進出し、

同日午後本道に沿う主陣地突出部（四道嶺）を攻略し、翌十五日數十門の砲兵を以て八時間に亘る砲撃を行い、我が火砲全滅するに及び戦車群を以て攻撃してきた。同師団は輜重隊に至るまで肉薄攻撃を敢行し、夕刻に至り漸くこれを撃退し得た。同師団が二日間の戦闘において、砲撃及び肉薄攻撃によつて破壊した敵の戦車は六〇輛に達した。

一方第二百三十五師団は、集め得た歩兵四箇大隊、砲兵一箇大隊を以て掖河北方地区を占領し、十三日以降來攻した戦車一箇連隊基幹の敵を克く拒止していた。十五日午後に至り歩戦砲飛協同の敵の攻撃を受け、まさに主陣地を突破せられんとして凄愴な戦況を呈したが、夜に入り戦場は沈静するに至つた。

第一方面軍司令部は十日夜敦化に移動したが、爾後電話不通のため第五軍の状況を窺かにし得なかつた。十四日夜電話線の修復成ると共に第五軍の戦況が予想以上に急迫しているのを知つた第一方面軍司令官は、同日夜半第五軍に対し「已むを得ざるに至れば為し得る限りの兵力を以て敦化附近又は横道河子附近に後退すべき」旨を訓令した。

牡丹江以東の所命作戰地域内において玉砕を期していた第五軍司令官は、熟考の後横道河子に後退するに決して十五日正午命令を下し、同日日没と共に後方部隊を後退せしめ、第一線兩師団をして同夜正子、陣地を撤して牡丹江（河）西岸地区に移らせた。爾後第五軍主力は敵の急迫を受けることなく十七日夕刻までに横道河子に到着し、直ちに陣地占領に着手した。

〔國境陣地の奮戦——虎頭、東寧〕 第五軍主力から遠く孤立して虎頭の國境陣地にあつた第十五國境守備隊（歩兵一箇大隊、砲兵二箇中隊基幹）は、九日以降ソ軍約二箇師団の猛攻撃を受けたが、隊長代理大木正大尉指揮の下に地下要塞に拠り、逐次陣地を蚕食せられるも屈せず、八月二十六日に至るまで惨烈な死闘を継続して殆ど

全員陣地と運命を俱にし、東部国境の華と散つた。この守備隊の敗退は、戦後ソ軍から賞賛を受けたのであつた。

註 守備隊長は開戦時第五軍司令部演習のため抜河にあつて陣地に帰還不能となり、砲兵隊長大木大尉が指揮を執つた。

虎頭要塞と共に東部国境の要害であつた東寧陣地は、開戦と共に独立混成第三百三十二旅団より残置せられた東寧支隊（歩兵二箇大隊、重砲兵二箇中隊基幹）がこれを守備した。

ソ軍は八月十日勝岡山陣地に強襲し來つたが、わが方はこれに大損害を与えて撃退した。同陣地の守兵は意氣軒昂、堅固な地下要塞に立籠つて敢闘し、一歩も敵を陣内に入れなかつた。敵は徹底的砲爆撃を加へ或は投降勧告を行つたが毅然として孤軍靱強な戦闘を続け、八月二十六日第三軍からの特使により停戦した。東寧支隊の約半部は勝岡山北方の郭亮船口山の陣地において八月十九日まで優勢な敵と死闘を交へ、大部は玉碎するに至つた。

〔羅子溝及び大喊廠方面〕 第五軍と第三軍の中間地区における敵の進出は当初緩慢であつたが、戦車、狙撃各一箇師団のソ軍は八月十四日羅子溝附近の第二百二十八師団地区隊陣地に來攻し、同日夕刻までの激戦において歩砲兵兩聯隊長とも戦死し、火砲の全部を破壊せられ、陣地の保持困難となつた。同師団はこの夜敵と離脱し、羅子溝西方高地の第二線陣地に転移して爾後敵と相對峙した。

独立混成第三百三十二旅団は、前述の東寧支隊を残置して大喊廠支隊となり、九日夜弾雨を冒して東寧地区出發、途中敵機甲部隊及び敵機の攻撃を受けつつ主として夜間機動により十四日大喊廠に到着し、第二百二十八師団の一部を併せ同地附近の陣地を占領した。同支隊は十五日穆稜方向より南下した敵戦車部隊を撃退し、爾後八月二十二日停戦命令に接するまで該地を確保した。

〔圖們、佳木斯方面〕 第三軍正面においては八月十一日琿春附近に侵入した狙撃一箇師団の敵は、十五日より琿春西方高地帯の第百

二十二師団陣地南翼の突破を企図したが、同師団は十七日午後停戦命令受領まで善戦敢闘、克く方面軍旋回軸たるの地位を確保した。

第三軍主力は圖們、会寧間豆滿江左岸陣地にあつたが訓戒西南方の第七十九師団の一部が戦闘を交へたのみで終戦となつた。

佳木斯方面においては、松花江を溯航した敵は十日夜富錦に上陸し來り同地南側陣地にあつた第三百三十四師団の約一箇大隊は十三日まで戦闘した後方正方面に後退した。同師団主力は開戦時方正東地区において陣地構築中であつたが、敵と戦闘を交へることなく終戦に至つた。

〔北正面——黑竜江方面〕 琿琿正面の敵は九日夜黑竜江の渡河を開始し、その兵力戦車一箇旅団、狙撃約一箇師団と判断された。琿琿陣地に拠つた独立混成第三百三十五旅団は、十一日以降連日陣地周辺の敵を砲撃すると共に主として陣地背面より來攻する一部の敵を其の都度撃退しつつ陣地を確保し、八月二十日特使の派遣を受けて停戦した。

黑竜江正面の敵主力は勝武屯（孫吳東北方三〇軒）方面及び奇克特方面より八月十日渡河を開始し、その兵力狙撃約二箇師団、戦車一箇旅団と判断された。勝武屯陣地を守備した第二百二十三師団の一箇大隊は十四日夕優勢な敵の攻撃を受け、同夜半遂に陣地を突破せられるに至り、十五日敵の主力は孫吳東側地区に進出してきた。百二十三師団は孫吳北側高地帯の陣地にあつて、進出した敵を砲撃すると共に同日夜歩兵約一箇聯隊を以て夜襲すべく準備中終戦となつた。

〔西北正面——海拉爾、第四軍主力〕 ソ軍は八月九日午前三時滿洲里正面の各国境監視哨を急襲すると共に、有力な機械化兵団を以て北、西、南三方向から海拉爾に向い殺到し、北方から南下したソ軍戦車兵団は早くも九日夕海拉爾北側に現出し、十日海拉爾北部陣地の攻撃を開始した。ホロンバイル平原の要衝海拉爾の周囲には堅

固な永久築城の陣地があり、独立混成第八十旅団の主力がこれを守っていた。ソ軍は十一日以降主力を以て海拉爾北部及び西部正面各陣地の背面を強襲したが、同旅団は勇戦奮闘陣地の骨幹を確保して敵を拒止し、十七日の停戦に至った。

海拉爾駐屯の第百十九師団は、大興安嶺頂上附近の陣地構築中開戦となり、その儘該陣地に就いた。ソ軍は有力な戦車部隊を先頭として満洲里——齊齊哈爾鐵道に沿い進攻し来り十五日以降第百十九師団の陣地に攻めた。同師団は果敢な戦闘により敵の大興安嶺突破を阻止しつつ十七日停戦を迎えた。

第四軍司令部は十日夜哈爾濱に転移すべき関東軍命令に接し、十二日齊齊哈爾より哈爾濱に移動した。次いで関東軍総司令部は、西正面の敵の急速な進出に対し速かに満洲東南部特に復讐地帯の作戦態勢を確立するの要あるに鑑み、十日第四軍司令部を更に梅河口に後退せしむべく命令した。第四軍司令官上村幹男中将は在齊齊哈爾第百四十九師団を哈爾濱に、又在嫩江独立混成第百三十六旅団を齊齊哈爾にそれぞれ後退せしめ、軍司令部は十六日哈爾濱出發梅河口に向つたが、終戦に伴い、哈爾濱に帰還すべき命令を受け十七日哈爾濱に復歸した。

〔第三方面軍の企図変更——西、中部作戦〕 外蒙方面のソ軍及び外蒙軍は、八月八日国境を突破して満洲に侵攻を開始した。即ち同日阿爾山正面には狙撃約一箇師団が進出し、なお逐次兵力を増加中であつて、五又溝南方地区には有力な戦車部隊が侵入しつつあつた。又内蒙古東部には、敵機械化大部隊が進攻してきた。

元来関東軍の満洲正面及び中部方面における作戦の方策は、広大な満洲平野の縦深を利用してソ軍の進攻を阻止し、次いで満洲東南部の山岳地域を確保して持久を図らんとするにあつた。

ところが、奉天にあつた第三方面軍司令官後宮淳大將は、前方地域及び後方地域ともに作戦準備未だ極めて不十分な状況において、関東軍の企図するような作戦の遂行は不可能であり、寧ろ第三方面

軍の主力を挙げて、連京線沿線で敵と決戦するにしかずと考えた。そして八月十日朝、前方地域に配置した第四十四軍全力の新京、奉天地区への後退、後方地域にある第三十軍主力の新京、四平地区への進出、後方地域の方面軍直轄兵団の奉天地区への集中をそれぞれ命令した。これに基づき、梅河口に在つた第三十軍司令部は新京に進出することとなつた。

第三方面軍のこの作戦企図変更は、関東軍全般の作戦指導を困難ならしめるものであつた。関東軍幕僚は数回に亘り、第三方面軍の新しい決心の撤回を求めた結果、十三日午後、後宮大將は連京線沿線の決戦企図を断念し、方面軍主力を以て桓仁及び鳳凰城方面を確保することに變更した。

〔西正面と満洲中部の状況〕 八月十日の飛行偵察により、東ウヂムチン方面より東進中の有力な機械化部隊は、既に醴泉（突泉）西方七〇料に達したことが明かとなつた。別に自動車化一箇師団の敵は東ウヂムチンより開魯方向に東南進し、又外蒙騎兵一箇師団は、西ウヂムチン——林西道を南下中であることが分つた。

西正面の敵の前進速度は一日一〇〇料に達しており、十四、五日頃には新京附近に到達し得べきを予想せられたので、関東軍総司令部は既定方針によつて通化に後退するに決し、十二日移動を開始した。

五又溝陣地にあつた第百七師団は、八月十一日「新京に転進し第三十軍司令官の指揮下に入るべき」第四十四軍命令に接し、十二日夜主力を以て三梯団となり白阿線（白城子——阿爾山鐵道）に沿い転進を開始したが、十三日西口（五又溝東方四〇料）附近で敵機甲部隊と遭遇し、交戦二日に亘つた。敵は十二日既に索倫方面白阿線沿線各地を占領していたため、同師団主力は十五日当面の敵と離脱し、遠く北方に迂回して音德爾（王爺廟東方一〇〇料）に向つたが、途中再び約一箇旅団の敵と遭遇し、交戦の後これと離脱し、八

月二十八日漸く音德爾に到着した。同師団は無線機の故障により全く連絡を絶つていたが、二十九日第三十軍参謀の空中搜索によつて発見せられ、漸く停戦命令の伝達を受けたのであつた。

白城子、洮南、開通地区にあつた第百十七師団は、十日午後新京に転進すべき第四十四軍命令を受領し、十二日夜洮南及び白城子を出発して東進を開始した。同師団は十五日大賚附近において終戦を知り、爾後鉄道輸送により主力を公主嶺に集結した。

第三方面軍の奉天地区兵力集中命令に基き、第四十四軍司令部及び通遼、開魯地区の第六十三師団並びに吉林、朝陽鎮間の地区において漸く人員の充足を終つたばかりの第百三十八師団、本溪湖地区において編成早々の第百三十六師団はいずれも十三日頃までに奉天附近に到着した。

一方熱河省南境長城線の共產軍討伐を行つていた第百八師団は、方面軍命令により、一箇聯隊を承德地区に残置して北支那方面軍の指揮下に入らしめ、師団主力を十二日錦県、阜新地区に集結して終戦を迎えた。爾後同師団は方面軍命令により十七日遼陽に兵力を集結した。

第三十軍は海竜、西安地区の第三十九師団をして四平附近を確保せしめ、第百四十八師団、独立混成第百三十三旅団、戦車一箇聯隊及び白阿線方面から後退して来る第百七、第百十七師団を以て、新京を死守すべき方針の下に準備中終戦となつた。

〔第二航空軍の戦闘〕 関東軍指揮下の第二航空軍（航空軍司令官原田宇一郎中将）は、開戦に伴い各方面のソ軍侵攻状況を偵察すると共に、前方地域の部隊を中、南滿地区に後退せしめ、又主力を以て外蒙方面から侵入する敵の攻撃を準備した。

第二航空軍は十二日第一撃を開始し、齊々哈爾基地から醴泉方面の敵を、錦県基地から林西方面の敵を計五六機を以て攻撃し、火炮二七門、車輛四二輛を撃破した。十三、十四兩日悪天候を冒し、一

部選抜兵力を以て攻撃を反復し、装甲車輛四三輛を撃破した。十五日午前、新京より三九機を以て洮南方面の敵を攻撃して車輛一三五輛を撃破し、更に同日午後の攻撃を準備中終戦を知り爾後の攻撃を保留した。

なお第二航空軍は教育飛行部隊を以て特攻隊を編成し、敵機甲部隊に徹底的打撃を加うべく準備を進めていたが、実施するに至らなかつた。

〔北鮮方面——羅津、羅南附近〕 ソ軍は八月九日未明、水流嶺方面から豆満江慶興橋梁を突破して北鮮に侵入し、又十日雄基及び羅津に上陸してきた。豆満江下流方面にあつた混成第百一聯隊は、九日夜第三軍命令により会寧附近に後退し、又羅津要塞守備隊は、一部を以てソ軍の前進を妨害せしめつつ十八日古茂山に後退した際停戦命令を受領した。

十三日正午頃に至り、約一大隊のソ軍は清津港に上陸してきた。羅南師管区羅南地区司令官佗美浩少將の指揮する佗美支隊（二箇大隊）及び楡城西南方地区の羅南師管区第一歩兵補充隊は直ちに攻勢に転じ、敵第一線を突破したが、清津市街に拠る敵のため爾後の戦闘進展せず、敵は十四日夜更に一箇師団を清津に上陸せしめたので、羅南師管区司令官は攻撃部隊を旧陣地に復帰させた。一方慶興方面から南下した敵機甲約一箇旅団は、十五日羅南北方地区に進出し、清津上陸の敵と共に南下せんとしたが、羅南師管区部隊は陣地に拠つてこれを拒止した。師管区司令官は十八日朝、西方山系を経て吉州（羅南南方九〇料）に転進するに決し、逐次転進に移つたが、夕刻京城から派遣された参謀より停戦命令を受けた。

咸興平地の第三十四軍は、第五十九、第百三十七師団を以て定平（咸興西南方二〇料）西方高地帯を占領し、南下し来る敵に備えたが、敵と交戦するに至らずして終戦に至つた。

3 関東軍の終戦

〔最後の幕僚会議——聖旨奉戴に決す〕

八月十二日通化に移つた関東軍総司令部は、十四日午後滿洲通信社からの連絡によつて、終戦の模様がある旨及び十五日正午重大放送の行われることを知り、急遽同日夕新京に帰還した。総司令部の人員は、十五日通化から空路及び鉄道により新京に復帰を開始した。

関東軍総司令部では、十五日正午終戦詔書の玉音放送を聴取したが、大本営からはまだ何等の命令に接せず、一方事態は一刻の猶予も許さないで、十六日関東軍の運命を決すべき幕僚会議を開いた。そしてこれは関東軍の歴史を閉する最後の幕僚会議となつた。

会議の席上多くの者は、勝敗を超越して最後の一兵に至るまで抗戦し以て国民の胸底に国家再建の口火を残すべしとする主張に同調した。作戰主任參謀草地貞吾大佐はか一部の幕僚は、既に終戦の大号令が発せられた以上これに従うよりほかに途がない、日本再建などとはその後の方策に俟つべきであると主張した。

この両論は深刻に続けられたが、最後に総參謀長秦彦三郎中将は「われ等は軍人として陛下の命令に従ふ以外に忠節の道は考へられない。これに従はない者は永久に乱臣賊子である。飽く迄抗戦を主張する者は宜しくわれ等の首を刎て然る後に行け」と熱涙を以て説き、総司令官山田大將は、聖旨を奉戴して終戦に全力を尽すべき裁決を下し、ここに関東軍の方針は一決した。

〔関東軍の最後——ソ軍の無統制〕

八月十七日陛下の名代として竹田宮が新京に到着せられ、総司令部において聖旨の傳達が行われた。京城まで竹田宮搭乗機の護衛に任じた鎌田正邦大尉の指揮する第二航空軍の戦闘機四機は、任務を完了して帰還した時には既にソ軍の飛行機が並んでいた。これを見た鎌田大尉以下は決然飛行場めがけて壮烈な自爆を決行した。

この間関東軍は、十六日発令の「即時戦闘行動を中止すべき」大本営命令及び「戦闘行動を停止する為ソ軍に対する局地停戦交渉及び武器の引渡し等を実施することを得る」旨の大本営指示を受領した。

関東軍総司令部は、十八日第一、第三方面軍、第四軍、第二航空軍各參謀長を新京に集め、聖旨を傳達すると共に停戦及び武装解除に関する関東軍命令を下達した。

関東軍の停戦申入れは哈爾濱ソ連總領事を介して行われ、その結果總參謀長秦中將は、十九日ソ軍機によりジャリコウウオにあるソ軍極東軍総司令部に到り、総司令官ワシレフスキー元帥と会見して武装解除の要領、治安の確保、在留邦人の保護等に関する交渉を行い原則的に完全な諒解が成立した。

停戦及び武装解除に関する関東軍命令は、あらゆる方法手段を以て傳達に努められたが、第一線が混沌たる状況にあつたため、その確達困難な部隊が相当多く、前述の如く八月下旬に至り特使によつて停戦を傳達し得た部隊もあつた。

又ソ軍は最高指揮官の言明に反し、各方面無統制に武装解除を実施し、殊に交通、通信を寸断し且つ早期に我が各司令部の機能を全く奪つてしまつたために、関東軍が意圖した秩序ある武装解除は不可能となつたのみならず、部隊の集結や掌握も不能となつてしまつた。なおソ軍は日本軍の手による戦場地域の整理を頑として肯んじなかつたため、死傷者及び行方不明者の收容、搜索は全く不可能となるに至つた。

八月十九日ソ軍軍使（ザバイカル方面軍司令部の大佐以下）は新京飛行場に到着し、在新京部隊の新京南側郊外集結と武装解除を指令し又一切の通信連絡を禁止した。このため関東軍総司令部の機能は停止するに至つた。二十二日総司令部庁舎はソ軍に接収せられ、総司令部職員は日本海軍武官府に移され、僅かに無線で東京との連

絡が許された。

日本軍の建軍以来初めて遭遇した降伏は、将兵に大なる衝撃を与えた。「今はこれまで」と自決の途を選んだ人々は、第一百十二師団長中村次喜藏中将、同師団參謀長安本亀二大佐、東寧重砲兵聯隊長渡辺馨大佐、機動第三聯隊長若松満則中佐等をはじめ数多くあつた。又降伏を肯んぜず、自由行動に出た将兵も可成りの数に上つたようである。

〔在留邦人の悲運〕 国境方面の在留邦人は、ソ軍の侵入と共に鉄道、自動車によつて後方都市に避難を開始した。しかし予期しないソ軍の早期侵攻と急進撃によつて、鉄道不通となつた方面及び奥地の開拓団等の邦人は、徒歩で後退した。これらの人々は途中ソ軍の攻撃を受け、或は匪化した満人の襲撃掠奪を蒙り、飢餓と病氣に苦しみ、斃れる者数知れず、その惨状目を敵わしめるものがあつた。又国境陣地に入つて守備部隊と共に玉碎した人々もあつた。

関東軍は、十日主要都市の邦人を後方に避難させる措置をとり、又新京地区の邦人を一般市民、国策会社、官、軍の順序に避難させることを満洲国政府側に要請すると共に一〇列車を用意し、その第一列車は十日夕新京駅を出発し得る如く準備した。ところが、永年住みつゝいた邦人の避難は、到底急速に実行出来ない実状にある旨の回答が関東軍になされた。よつて関東軍は已むを得ず手輕に動かし得る軍人軍属の家族から輸送を開始することとし、急遽着のみ着のまま強制的に出発させた。軍関係の家族が動くや満鉄の家族が動き、ついで一般邦人に及び新京駅は大混乱を呈した。しかしこれら先に避難した人々も後日平壤地区において悲惨な運命に陥つたのであつた。終戦と共に無警察状態に陥つた満洲及び三十八度線以北の北鮮地区の邦人は、到る処で満人、鮮人の掠奪を蒙つた。更にソ軍の各地占領後は、ソ連兵の婦女に対する暴行、或は物品の強奪はその停まるところを知らず、これを拒否せんとする者は即座に銃殺せられ、

又生き延びて後方地域に辿りついた奥地からの避難邦人も飢と疾病のため死亡するもの相つぎ、言語に絶する地獄の惨状を呈した。

九月初めまで新京に軟禁状態で残つていた関東軍の幕僚は、邦人の救出を焦眉の急とし、再三東京との直接連絡を要請し中央部も亦これを実現せんとしたが、ソ軍の拒否によつて不可能であつた。當時の関東軍幕僚の悲痛な焦慮は、次の如き電文となつて中央部に寄せられている。

八月二十九日「……二箇月後の寒季と逼迫せる食糧問題とを控へ真に憂慮に堪へず、之が善処に関し国家として全幅の努力を払はるるの要ありと思考す」

八月三十日「新京に在る避難民を見ても僅かに持出せる手廻品すら掠奪せられ又数日絶食の者すらあり……採煖用石炭は努力あるも輸送認可せられず、而かも衣糧寝具住宅等は徴発又は掠奪せられ冬に入らば餓死者凍死者の続出を憂慮せらる……当地ソ軍首腦の内意を糾したるも東京に於て取極めらるべしとて何等の措置を講ぜず当方にては全く手のつけ様なし……速かに内地送還をなし得る様至急御補助相煩度願す」

九月二日「……近く寒気を控へ避難民約四〇万（在来の居住者約三〇万）を加へ邦人約八〇万）南滿一帯に充満し食なく住居なく金銭なく如何とも為し難き実情なるを以て遅くも十一月初旬頃迄に（以下電文未着）」

昭和二十一年初頭、国民政府側がソ軍に代り満洲を接収するに及び、邦人の管理は不自由ながら軌道に乗つた。これは蔣介石主席の「恨に報ゆるに暴を以てする勿れ」という精神の賜であつた。

〔満洲国の末路——悲劇の帰儀皇帝〕 満洲国の国防は日滿議定書に基く日滿共同防衛の原則により律せられ、その主体は関東軍であつた。終戦により関東軍の武力が消滅すると同時に、満洲国の国家機構は忽ち崩壊するに至つた。

溥儀満洲国皇帝は、八月十日夜各大臣を従えて新京を出発し、臨江（通化東方八〇軒）に移った。しかし満洲国政府各省次長以下は新京に留まり、関東軍と一体となつて抗戦すべく決意していた。又各地方行政機関、運輸通信機関は軍の作戦行動によく協力し、殊に日系職員は献身的に活動した。

終戦と共に満洲国皇帝は空路奉天經由日本に移るに決した。それは将来対外折衝上困難な事態の発生を予想せられたが、我が皇室の希望せられるところであり、梅津參謀総長は陛下の御意図を体してこれが実現を図つた。ところが、皇帝の一行が十六日奉天飛行場において休憩中、偶々同飛行場に飛來せるソ軍の発見するところとなり、そのままソ領に連行せられてしまつた。

関東軍が武装解除を受けるや、ソ軍は満洲国総務長官武部六蔵以下日系の要人を逮捕してソ領に連行した。満人中には、国民政府側の追求を免れるため身を潜めた者もあつたが、日本人の窮状に対し陰に救援の手を差し伸べた満人も少なくなかつた。

満洲国軍はその素質に鑑み、日本軍の補助部隊的役割を期待せられたに過ぎなかつたが、その大部はソ軍の侵入と共に背叛四散し、或は匪賊化してしまつた。しかし、熱河省において中共軍に対していた第五軍管区司令官赫慕俠中將の如く、手兵を率いて山中に立籠り、頽勢を挽回せんと努力して逐に力及ばず自決したような立派な指揮官もあつた。

かくして、昭和七年建国以来隆々たる国運の發展を見た満洲国は、混乱の裡にその十三年に亘る歴史の終幕を閉じたのであつた。

4 樺太、千島方面の対ソ戦

及び終戦

〔樺太方面——我が勇戦とソ軍の暴状〕 前述の如き八月九日未明の第八十八師団長の命令に基き、気屯にあつた歩兵第百二十五聯隊

長は、古屯の一箇大隊をして直に八方山陣地（国境南方一〇軒）に入らしめ、上敷香及び内路にあつた同聯隊主力を急遽北上せしめ、十日朝までに八方山陣地の配備を完了した。

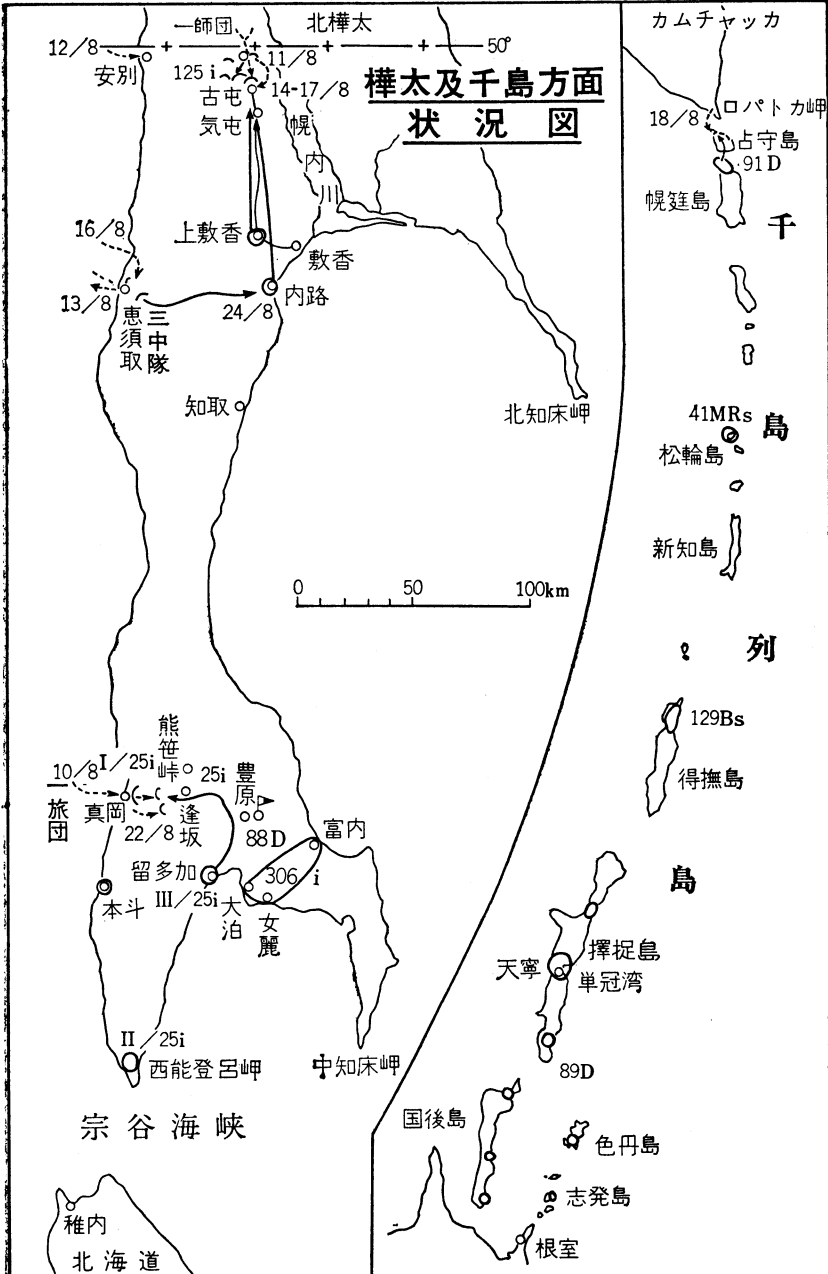
ソ軍は九日及び十日国境方面わが監視部隊に対する攻撃及び偵察飛行を行つてゐたが、十一日朝南下を開始し、半田附近前進部隊と交戦の後十三日八方山東北側前進陣地を攻略し、十四日より十七日に至る間主陣地の攻撃を反復したが、我が聯隊の奮戦により悉く撃退された。

この間ソ軍主力は幌内川左岸道を経て古屯附近に進出し、主陣地側背を掩護する我が部隊と激戦を展開した。

聯隊長は十七日朝戦闘行動停止の師団命令に接し、同日午後軍使を派遣して当面のソ軍師団長と局地停戦交渉を行つた。

一方樺太西海岸方面においては、ソ軍の一部は八月十二日国境に近い安別に上陸した。又十三日上陸用舟艇四隻を以て恵須取に上陸せんとしたが、約一中隊の同地警備部隊によつて撃退された。ソ軍は爾後連日艦砲射撃及び爆撃を行つた後十六日朝恵須取北方地区に上陸してきた。第八十八師団長は約三箇中隊を恵須取方面に増援したが、同方面指揮官は十八日現地停戦交渉が決裂するに至つたので、同夜兵力を纏めて内路に向ひ転進した。八月二十四日内路附近において更に武装解除の師団命令に接するに及び、全部隊武器を手入れた後道路の一侧に整頓して恵須取より前進してきたソ軍に引渡した。

真岡方面においては八月二十日朝ソ軍は艦砲射撃の後上陸を開始した。同地附近にあつた歩兵第百二十五聯隊第一大隊長は聯隊長の命により軍使を派遣したが、この一行はソ軍のため射殺されるに至つた。ソ軍の上陸に伴ひ住民は避難を始めたが、ソ軍はこれに対し機関銃の射撃を浴びせ阿鼻叫喚の状態に陥つた。眼前に無辜の同胞が殺戮せられる惨状を見た各部隊は期せずして前面のソ軍に猛射を開



始し俄然本格的戦闘に入つてしまつた。

逢坂にあつた歩兵第二十五聯隊長は事態の急変を知り、留多加^{ルモカ}の約一箇大隊を逢坂に急進せしめた。真岡方面に上陸した混成約一箇旅団のソ軍は二十一日朝真岡東側台端の我が第一線を突破し更にその東方熊笹峠に迫つた。二十二日終日彼我激戦を交えたが、同日夕刻聯隊長は「俘虜となるも停戦すべし」との師団命令を受け、二十三日軍使を派遣したが、途中射殺せられ聯隊長自ら停戦交渉に当り、同日現地において武装を解除した。

これより先、方面軍の停戦命令を受けた第八十八師団長は、上敷香に派遣していた参謀のソ軍との連絡により、十九日師団参謀長を派遣して傍戦交渉に当らせたが会谈不成功に終り、更に豊原特務機関長を派遣した結果二十二日知取において停戦交渉が成立した。師団長は真岡方面の状況に鑑み、二十三日特使をソ軍將校と同行派遣したが、その到着時現地部隊は武装解除中であつた。

第五方面軍司令官は、第八十八師団の戦況進展に應ずるため、八月十三日北海道より第七師団の歩兵三箇大隊、山砲一箇大隊を南樺太に急派するに決したが、実行途上終戦となつた。方面軍司令官は八月十七日大本營の停戦命令を受領するや直ちにこれを第一線に命令したが、二十日真岡における新たな戦闘勃発を知り、同日即時戦闘行動を停止して武器引渡しを行うべき旨を重ねて命令した。

かくして南樺太における戦闘は終りを告げ、八月二十八日在樺太全部隊の武装解除を終つた。九月三日以降樺太と本土との通信連絡は、ソ軍のため一切杜絶するに至つた。

樺太の我が軍は、九月二十日頃から後述する如く作業大隊に編成せられて、逐次ソ領に移された。

〔千島方面——占守島の戦闘と将兵の運命〕 カムチャツカ半島南端ロバトカ岬のソ軍は、八月十四日千島列島最北端の占守島に砲撃を加えた。同島及び幌筈島を守備する第九十一師団は、満洲及び樺

太方面における対ソ戦の成行きを注視しつつ至敵な戦備を以て満を持していた。

八月十五日予期せざる終戦の詔書を知り、同師団將兵の驚きと悲憤は大なるものがあつた。師団長は十七日方面軍司令官の訓示並びに「即時戦闘行動中止但し己むを得ざる自衛行動を妨げず」との命令を全部隊に伝達した。

翌十八日午前一時半ソ軍はロバトカ岬の長射程砲の射撃に次いで占守島北端に上陸作戦を開始した。該方面陣地の我が部隊は自衛のため応戦に努めたが、ソ軍は仏晝頃までに逐次地歩を拡大してきた。師団長はこの状況を知り、先ず占守島南端の部隊中歩兵一箇大隊、戦車一中隊をして当面の敵を攻撃せしめ、引続き戦車一箇聯隊、歩兵一箇大隊、工兵一大隊をして反撃を行わしめた。

戦車第十一聯隊長池田末男大佐は勇躍先頭に立つて突進し、仏晝頃から戦車聯隊は逐次戦闘に加入し、先遣歩兵大隊はその右翼に展開して攻撃を開始した。時あたかも濃霧咫尺を升ぜず、各所に紛戦を惹起して戦車聯隊長以下戦死するに至つたが、後続諸隊の戦場到着と共に一挙ソ軍を水際に撃滅せんとして戦闘酣なる頃方面軍から重ねて「即時戦闘行動中止」の命令を受け、同日午後四時師団長は停戦を命じた。

師団長は十九日占守島に進出し、参謀長を軍使として派遣し、二十日停戦の下交渉が成立するに至つた。ついで二十三日ソ連軍艦上において彼我両軍最高指揮官会見し、局地停戦協定を行い、二十五日までに武器の引渡しを終了した。同師団と北海道との通信は、九月三日以降断絶してしまつた。

松輪島の独立混成第四十一聯隊及び得撫島の独立混成第二百十九旅団は、共にソ軍の来攻を見ることなく終戦を迎え、松輪島は八月二十六日、得撫島は八月三十一日それぞれ進駐せるソ軍に武器を引渡した。

南千島の捉、国後、色丹、志免の各島を準備した第八十九師団（師団長小川権之助中将）は八月二十九日ソ軍に武器の引渡しを終つた。

かくして千島方面の我が部隊は、九月中旬以降逐次作業大隊に編成せられて樺太及び沿海州方面に送られ、関東軍将兵と同様の運命を辿らされたのであつた。

5 シベリア抑留と引揚げ

〔運命のシベリア行〕 武装解除後各地に集結収容された満洲及び三十八度線以北の北鮮地域の将兵は、更にその後において死にまさる苦難の運命が待受けていようとは誰も考え及ばなかつた。

ソ軍は各地の将官を早期にハバロフスクに連行したが、関東軍総司令部職員は九月五日武装解除され、総司令官山田大将以下将官と数名の幕僚は飛行機によりハバロフスクに移され、その他の者は南嶺（新京南郊）の収容所に移された。

各地で武装解除を受けた部隊は、途中ソ連兵から所持品の掠奪を受けながら徒歩行軍によつて主要都市に集結させられた。九月頃からソ軍は、逐次約千名宛の作業大隊を編成して鉄道輸送を開始した。この頃わが将兵はソ軍幹部の言もあり、内心日本に帰れるかも知れぬとの淡い希望を抱いていたものもあつた。

しかしながらソ連の意図は全く違つていた。各地の作業大隊は残留邦人の涙で見送られ、鉄道貨車に詰め込まれて相ついで氷雪吹き荒ぶシベリア各地の収容所さして送られていた。そして日本民族の歴史上未だ嘗てない忍苦の収容所生活と強制労働が始められた。この間、粗悪な給養と重労働と申訳けな医療のため、故国を思い肉親を夢みつつ異国の土と化した人々は多数に上つた。死亡率は、収容所によつては六〇％の高率を示したのである。

〔作業大隊及び収容所—異国の丘〕 各方面別の作業大隊の主要

編成地とその輸送された地区は次表の如くであつた。収容所の分布は挿図の如く、西はモスコから東はオホーツク海沿岸に至る約七〇の地区に及んだ。

方面	作業大隊主要編成地	作業大隊数	主要輸送地区
東満	掖河、牡丹江、梅拉古、東京、蘭崗、敦化、金、佳木斯、延吉、間	約 三五	アルチム、ウオロシロフ、ハバロフスク、ムリ、ホルモリン、イズベスコイ、ワヤ、ビロビジャン、タイシエツト、バルナウル、ロストフカ、モスコイ
北満	海拉尔、博克图、綏化、哈爾濱、綏芬河、孫吳	約 三〇	イズベスコイ、ワヤ、ライチハ、ブラゴエシ、チエウヤ、ルフロ、ウオ、チタ、クラスノヤルスク、アバカン
中、南満	新京、吉林、四平、奉天、鞍山、海城、錦州、承德	約 一五〇	ヤリチヤ、スレテンスク、ブカチカ、ウラン、ウランウデ、ガラドック、ウラン、ホルボ、グルク、ノヤルスク、ケイメル、ウラカ、カレン、タシケン、モスコイ、カラカン、ベクワード、モスコイ
北鮮	興南、富坪、古茂山、秋乙、三合里、平壤、東南	約 五	スーオシヤン、アルロシロフ、セミアノフ、ソフガワニ、カザン、モスコイ、コリカサス
樺太、千島	上敷香、豊原、色丹、松輪、占守、幌筈	約 五	ナホトカ、アルロシロフ、ウラジノ、ニコライエフスク、マガダ、権太

〔引揚げ—終了は宣告されたが？〕 ソ連管理地域の抑留日本人の引揚げは、終戦後大きな政治問題と社会問題を惹き起した。留守

家族は国会へ、占領軍総司令部へ、各国代表部へ帰還促進の陳情を行い、全国各地には引揚促進大会が開かれた。

満洲からの引揚げはソ軍撤退後、昭和二十一年五月国民政府の管理下に開始された。引揚邦人は主として新京、奉天に集結し、葫蘆島において乗船した。第一期は同年五月から十二月に亘り、特に米軍の援助は多大なものがあつた。第二期は昭和二十二年六月から十月に亘つた。第三期は昭和二十三年六月乃至八月の間に行われたが、中共軍の満洲奪取をめぐる国民政府軍との戦闘は最後の段階になり、新京の残留邦人は孤立し、奉天、錦県間は中共軍により完全に遮断されたため、米軍の援助による大型機の空輸によつて輸送を実施し、昭和二十三年八月十五日葫蘆島発の最終船を以て国民政府の管理による満洲からの引揚げは終りとなつた。以上の期間における引揚人員は約百四万五千人に上つたが、なお数万の邦人が中共の支配下に残された。

ソ連地区からの引揚げについて日本政府は、占領軍当局の理解と援助を屢々懇請した。この結果昭和二十一年十二月十九日対日理事會ソ連邦代表と連合国最高司令官代表との間に引揚げに関する協定が成立し、全国民待望のソ連地区引揚げは同年十二月五日ナホトカから舞鶴に到着した明優丸によつて開始されるに至つた。

爾後昭和二十五年五月までの間、ソ連支配地区から引揚げた人員数は次の如くである。

右の北鮮地区引揚人員の内二九三、九六八名は、ソ連の送還開始

第四章 外地部隊の終戦

昭和二十年八月十五日終戦の大詔が玉音放送された日、対ソ方面以外の我が在外軍隊の多くは来攻する敵を邀えて奮戦を継続しつつ

地 区	陸 軍	海 軍	民 間	合 計
シベリア	四八、二五	四、三七	一七、九四	四七、三六
北 鮮	二五、一五	三六	二七、五九	三三、五八
樺太、千島	一五、九八	二六	二六、〇六	三九、五〇
大 連	一〇、四四	四六	二五、〇七	三三、九四
計	四九、六三	四、六七	八〇、七六	一三二、一四

前苦難を重ね陸路三十八度線を突破して南鮮地区に脱出してきた人々である。

シベリア地区引揚者の特異な点は、昭和二十三年以降ソ連の思想教育の影響が極めて顕著に現われたことであつた。いわゆる筋金入りと称せられる分子に指導された帰還者は、舞鶴に到着するや「敵前上陸だ」と叫び、引揚援護機関の業務を妨害拒否し、日本共産党応援の下に暴若無人の反抗的振舞いを行つた。その中にはソ連代表部を訪れて、抑留中の「温情ある取扱ひ」に感謝の意を表明した一団もあつた。政府は昭和二十四年八月十一日「引揚者の秩序維持に関する政令」を公布して混乱の防止を図つた。

昭和二十五年四月ソ連のタス通信は、「日本人捕虜の送還は完了した。戦争犯罪その他の理由による残留者は二、四六七名である」と発表し、ソ連地域からの引揚げは終了を宣せられた。しかしながらソ連地域には調査未了の生死未確認者が多数あり、この問題は留守家族の憂慮に拘わらず未解決のまま残されている。

あつた。

これら部隊は、早きは昭和十九年春以来連合戦線の推進に伴つて

主戦場の前方に取り残され、或はフィリッピンが無力化及び沖繩の失陥に伴つて作戦上次的地位に転落していたが、いずれも全般作戦に寄与することを念願とし、その立場に應ずる懸念の作戦的努力を傾倒していたのであつた。

〔主戦場より脱走せる外地各方面の概況〕

中国方面においては既述の如く支那派遣軍に対米及び対ソ作戦準備のため広西の戦線を撤し、概ね揚子江流域以北の地区に兵力を転用する如く大機動の途中にあつた。特に八月九日ソ連の参戦に会するや急遽これに應ずる作戰部署に移りつつあつた。

フィリッピンにおいては昭和二十年春以来開始されたところの、米軍のフィリッピン全域に亘る掃蕩戦に対し、所在の第十四方面軍及び南西方面艦隊の部隊はあらゆる困苦を克服しつつ抗戦を続行し、その多くは今や最後の関頭に立ち、或は既に遊撃戦に移行していた。

南西方面のビルマにおいては昭和二十年三月末イラワヂ会戦の不成功に伴つて戦線崩壊の速度は急激に増大し、早くも五月初頭にはラングーン失陥し、ビルマ方面軍は泰緬国境地帯に向つて総退却していた。南方軍は右情勢に應じ、タイ及びシンガポールの防衛強化のために懸命の努力を払ひつつあつた。

濠北地区に対しては昭和十九年秋以後連合軍の新攻勢は行われなかつたが、米軍と交代した濠軍は昭和二十年五月以後ボルネオに來攻し、第三十七軍及び所在海軍部隊は遡撃戦を行つてゐた。濠軍のボルネオ進攻はシンガポールに対する英濠軍を以てする東西挾撃の予備的作戦であると考えられた。

〔不屈の闘魂と承諾必謹〕

昭和十九年九月のペリリュー進攻以後中部太平洋方面においては敵の新上陸は行われなかつた。しかし南東方面においては昭和十九年末頃より強力な濠軍が東部ニューギニア及びボーゲンビル島に対して奪回作戦を開始したのに対し、所在

の第十八軍及び第十七軍の部隊は凄絶な遡撃戦を敢行したが、今や両軍とも、特に第十八軍はその最後の関頭に立つてゐた。

即ち、フィリッピン、ビルマ、ニューギニア及びボーゲンビル島方面部隊が嘗めた辛酸は、戦況の惨烈と補給の断絶と相俟つて正に作戦上日本軍敗戦の縮図ともいふべきものであり、その程度は凡人間として堪え得る限度を遙かに超越したものであつた。若しこれが世界普通の軍隊であつたならば終戦の遠く以前に大量の降伏又は戦意喪失の事態を惹き起していたであらう。しかるに祖国の戦勝を祈る不屈の精神は、これら部隊の闘魂を愈々振起せしめ、最後まで奮戦を継続せしめつつあつたのである。

しかるに終戦の聖断一度降るや、これら部隊は万斛の涙を呑んで克く大命を奉じ、心機一転、承諾必謹、一糸紊れざる統制を以て終戦のことに當るに至つた。その心は、越軌の行動により祖国の不幸をしてより大ならしめてはならないとの戒愼と、戦は敗れたりとは言え、しかもなお厳明な出処進退によつて日本軍の最後の名誉を守りたいとの念願にあつた。

一 中国方面部隊

〔ソ連の参戦〕

八月九日ソ連の参戦を見た当時の支那派遣軍は、既述の如く五月二十八日の大陸命に基く、華中、華北方面作戦準備強化のため華南方面より兵力の大移動を実施中であつた。

ソ連参戦の報に接するや、支那派遣軍総司令官は、蒙疆方面の兵力僅少なを鑑み、取敢えず上海方面から第百十八師団を張家口に転用する如く発令し、引続き第十三軍に対し約三師団基幹の兵力及び第六軍司令部の南滿転用を準備すべきを命じた。

次いで九日夜、全面的対ソ作戦発動準備に関する大本營命令を受領するや、新たに派遣軍の指揮に入らしめられた関東軍の承徳支隊を北支方面軍（方面軍司令官下村定大将）の指揮下に入れ、且つ同

方面軍に対し、外蒙方面ソ軍の来攻にあたりては、所在の兵力を以てこれを撃砕すべきを命令した。又第六方面軍に対しては、一部兵力の南滿州用準備を命ずると共に各方面軍、軍及び飛行師団に対し米軍の来攻及び重慶軍の反攻に対し厳に警戒すべきを指示した。

右命令に基き北支那方面軍は、十二日発令を以て河南及び南部山西の戦線を撤し、各一部を以て蒙疆及び山東方面を強化し、且つ二箇師団を北京において掌握する如く処置した。又第六方面軍は北進機動の促進方処置するところがあつた。

一方十三日の状況は、外蒙方面から進攻した約一箇師団のソ蒙軍は、張庫街道を南下して既に德化に進入し十四日中には張北に到着するものと認められたので、支那派遣軍は第十三飛行師団の主力を華北方面に転用し、北支那方面軍の作戰に協力せしめる如く処置した。

十四日正午頃相前後して左記要旨の大本営命令及び指示が到着した。

大陸命第一三八〇号要旨

一、大本営の企図は対米主作戰の完遂を期すると共にソ聯の非望破擧の爲に全面的作戰を開始してソ軍を撃破し以て国體を護持し皇土を保衛するに在り

二、支那派遣軍總司令官は来攻する敵を随所に撃破して対ソ対米持久を図り帝國本土に於ける全軍の作戰に寄与すべし

右に基く大陸指要旨

一、関東軍作戰の機微に即応し先づ一軍司令部及び少くも二師団基幹の兵力及所要の軍需品を速に滿鮮方面に転用するものとす
二、大陸鉄道は作戰輸送の完遂に徹底し対日輸送は中止するものとす

〔停戦——重慶、延安の相剋〕 八月十五日正午の玉音放送を拝聴した岡村総司令官は既述の如く直ちに承認必謹の態度を決定し、大

本営命令に基き十六日積極的進攻作戰中止、次いで即時戦闘行動停止に關する処置を採つた。

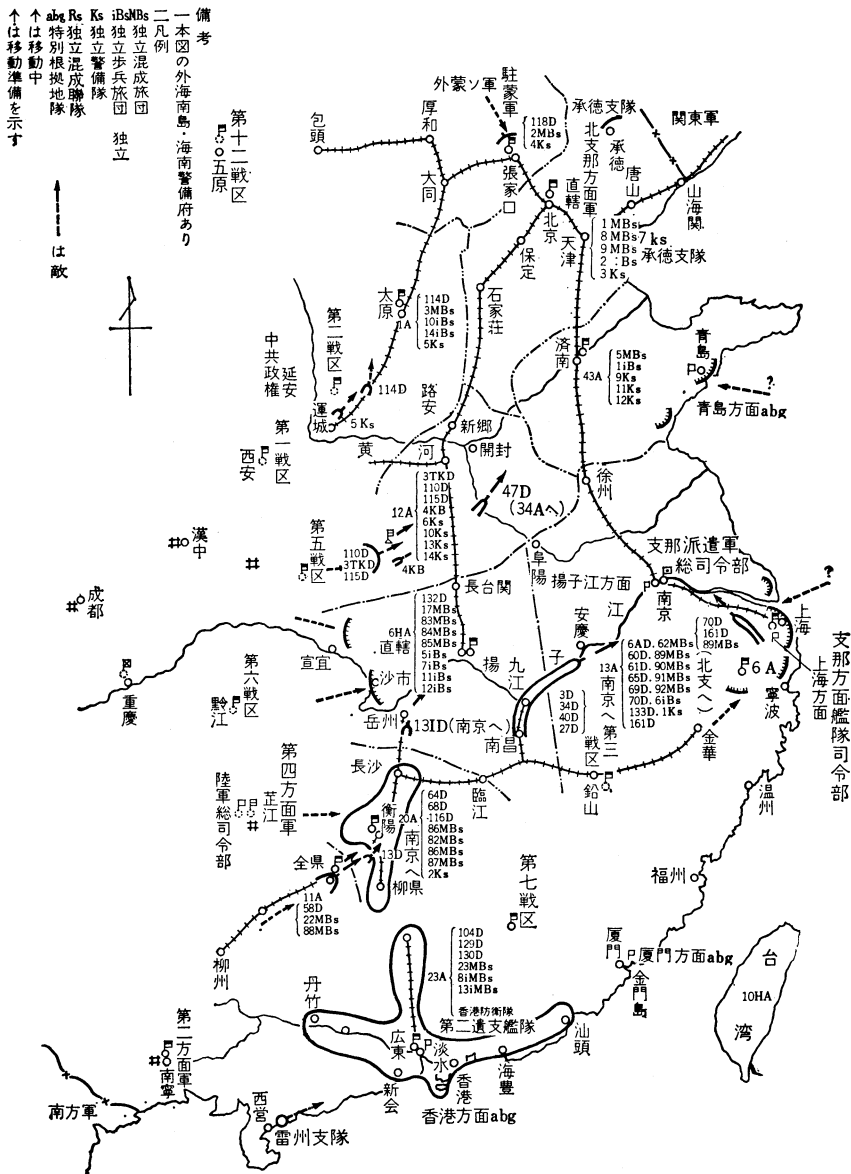
しかるに日本の終戦を知るや、重慶及び延安勢力の相剋は既述の如く急速に激化し、互に派遣軍占拠地域内要点を速かに奪取せんとし、十六日朝来交通幹線の占領及び我が小部隊の武装解除を要求するもの散発し、物情は漸く騒然たるに至つた。ここにおいて岡村総司令官は中國側に対しては、不法なる治安攪乱者は蔣介石總統の統制下になきものと認め、已むを得ず断乎たる自衛行動に出すべきことあるを通告すると共に、隷下部隊に対しては、敵より如何なる要求あるも統帥系統による命令以外には絶対に應ぜざるのみならず所要に應じ断乎として自衛武力を行使するに躊躇することなきよう命じた。

〔蒙疆、熱河方面——ソ軍との局地停戦〕 蒙疆方面のソ軍は延安

軍と氣脈を通じて、重慶側の傳作義軍に先だつて張家口を占領せんとして十九日に至るも戦闘を停止せず、我方の軍使に射撃を加え、戦車を伴う部隊を以て攻撃を続行しつつあつた。しかし派遣軍は既にソ軍との局地停戦交渉実施を認められていたので、同日午後一時三十分北支那方面軍に対し「戦闘行動を停止し適宜局地停戦交渉及武器引渡等を実施すべし、尚状況之を許せば予め京津地区に撤退するに努む」べきを命じた。

右命令に基くわが方の停戦交渉に対しソ軍は翌二十日午前十一時三十分漸くにしてこれに応じたが、同日午後五時までは張家口全部隊の完全武装解除を要求して来た。當時同方面には約四万の在留邦人が居り、二十日朝来京津地区への後送を開始したが、その最後の梯団が張家口を出発するのは、輸送順調なる場合においても二十二日夜であつた。更に軍隊の後送を考慮すれば少くも一週間の時間の余裕を必要とした。そこで駐蒙軍司令官根本博中將は、「軍は少くも二、三日為し得れば一週間の余裕を得る目的を以て更に交渉続

中国方面部隊終戦時の態勢要図



行に努むべきも彼にして応ぜざるに於ては最少限の時日の余裕を得る爲斷乎外長城線要域に於て敵の進出を抑止すべく決心した。しかし北支那方面軍司令官及び支那派遣軍総司令官はこれを是認せず前記命令の厳行を命じた。駐蒙軍は已むなく二十日夜中に在留邦人を徒歩、自動車及び鉄道により京津地区に出発させ、その出発完了を確認の上、二十一日軍の主力を以て京津地区に、又一部を以て大同地区に撤収した。

熱河方面に侵入したソ軍もまた不法にも古北口を越えて石匣附近に侵入するに至り、派遣軍は二十一日北支那方面軍よりの意見具申により自衛力の発動を指示したが、爾後ソ軍は南下を中止したので大事に至らずして終つた。

〔南京における降伏調印——連戦滿八年〕 支那派遣軍総司令官岡村寧次大將は大本営命令特第一号に基き、隸下全將兵並びに新たに指揮下に入らしめられたる台湾の第十方面軍及び北緯十六度線以北の仏印の第三十八軍主力を併せ指揮し、又支那方面艦隊を統轄して九月九日南京において、蔣總統の代理たる中国陸軍総司令何応欽上將に降伏し所定文書に調印の上、直ちにこれに基く命令を各方面軍及び軍に下した。かくして昭和十二年七月支那事變勃発以来滿八年、連戦連勝の赫々たる歴史に輝く我が派遣軍も遂に自ら敗者の地位に立つて武器を投ずることとなつたのである。

ニ フィリッピン方面部隊

1 ルソン島の持久作戰

第十四方面軍主力が、昭和二十年一月中旬以降敵の強圧を受けながら困難な作戰を續けて、西の拠点をバギオ西方山地帯に、東の拠点をバレテ峠附近一帯の山系に置く抗戦根拠地南側の防壁を二月下旬概成して長期抗戦態勢を整へ得たことは既に述べたところであ

る。

この東西の拠点を連ねる山地線は、中部ルソン平原に直接の脅威を与える戰略上の要機を含んでいたので、敵は該要線の奪取を企圖して全正面に亘り猛攻を加え、又その一部は、北方遠くスヨ（サンフェルナンド北北東約五〇料）附近に進出して、わが西北の拠点ポイントックを脅威し、更にカガヤン河谷に對する爆撃を強化した。三月上旬敵は一段と爆撃を強化し、東西両拠点間の間隙部から我が根拠地の内部に向い突進を開始した。

〔サラクサク峠の激闘〕 もし、この突進を撃退しなければ、バギオ正面とバレテ峠正面とは分斷され、又カガヤン河谷を敵の蹂躪に委して、方面軍の抗戦根拠は根底から崩れることになる。よつて方面軍は、戦力恢復中の戦車第二師団をして急遽サラクサク峠附近に進出し、この敵を攻撃させた。戦闘は当初、有利に進展するかに見えたが、敵は増援を得て戦線は膠着した。

かくて突破の危機は一応落着いたが、敵の攻撃の手は緩まず、わが軍には既にこれに對応する戦闘兵力がなかつた。山下大將は參謀副長小沼治夫少將をこの方面に派遣し、この難局處理にあたらせた。同少將は、適切に第一線の作戰を指導すると同時に、航空、船舶部隊等の諸隊を整理して新たに歩兵大隊を編成し、前線の破綻を防いだ。

第一線將兵の勇戦と小沼參謀副長の熱烈な作戰指導とは、この正面の戦線に美事に実を結んで六月上旬まで敵の猛攻を拒止し続けた。

これより先四月下旬方面軍は、敵が既に沖繩方面に來攻した戦況に鑑み、バレテ峠方面強化の目的を以て第百三師団をカガヤン河上流域域に転用することとし、アバリ附近に約二箇大隊を残置し、主力をエチアゲ北方地区に集結せしむるよう処置した。

〔バギオの放棄〕 西の拠点、バギオに對する敵の攻撃は日を逐う

第十四方面軍主力の 北部ルソン作戦経過図



て苛烈を加えた。

山下大将は、食糧の不足と戦況の推移とを予測して、非戦闘員、在留邦人を四月上旬バンバン地区に移動させた。

第二十三師団及び独立混成第五十八旅団は、先に三月下旬ロザリオ—バギオ道方面から突進した敵に痛撃を加えてこれを撃退し、又四月上旬峻峻な地形をブルドーザで掘開しながら戦車、重砲等を推進し執拗に近迫する敵を、飢餓に耐えながらもよく戦つて再び撃退した。

四月十七日黎明、戦車を伴う敵は遂にナギリアン—バギオ道上の我が陣地を突破しバギオ西方一〇軒附近に進出した。バギオの我が軍は司令部機関、報道班に至るまですべてこの敵に当り、最後の油を掻き集めた軽戦車は突進する敵の大型戦車に頭突を喰わせるほど敢闘したが、無制限な敵の物力は依然として突進を止めなかつた。

方面軍司令官はここにおいて、バギオを放棄し、バレテ峠方面左翼の支撐と連繫して右翼の支撐をビンギヤン西北方一帯の高地脈に収縮することとし、四月二十四日第二十三師団に撤退を命じた。敵は翌二十五日バギオ市内に突入したが、爾後の進撃は地形の峻峻と兵力整理とから割合に緩慢であつた。

〔バレテ峠戦線の破綻〕 バギオの失陥に伴いバレテ峠方面に対する敵の攻撃は遽かに猛烈を加えた。第十師団及び戦車第二師団は屢々有力な反撃を行い、一部陣地の奪回に成功したが軍需品特に食糧の不足から戦力次第に低下し、五月中旬敵はブルドーザの威力を発揮しバレテ峠東南側高地方面から次第に我が陣地内に渗透し來つた。

五月下旬戦況は愈々急迫し、六月一日わが軍は遂に峠を失つた。方面軍はこの方面の長隘路の戦闘においては、所在部隊の防戦と道路阻止等により相当の期間敵を拒止し得るものと判断し、その間

時間の余裕を得て、第三百、第五百師団等をバガバック附近に集結し、ここに陣地を占領して突進する敵を反撃してこれを撃破しようと企図した。

敵はバレンテ峠を突破してから、カガヤン河上流の長隘路を先ず爆撃し、砲撃し、次いで水陸両用戦車で突進した。わが軍は機械力なく食糧不足で体力が低下し、しかも徒歩でこれに對した。こうしたことから第五百師団が未だ兵力の集結を終らず、又アバリから転進した第三百師団がその先頭を以て漸くオリオン峠附近に近づきつつあつた六月八日、即ち方面軍が反撃態勢を採るに先だち、敵はバガバックに進入してしまつた。

〔方面軍主力最後の複郭陣地〕 バガバック附近の反撃計画が敵の迅速な突進のため水泡に歸したので、方面軍は最後の複郭陣地の構成に着手した。

ここでの問題は食糧と持久力との調節であつた。カガヤン河谷に停まれば食糧はあつても地形の扱ふべきものなく、山岳州の奥地に入れば持久に適するも食糧に苦しまねばならなかつた。

方面軍は後者を採るに決し、アシン河上流地域及びブログ山周辺地区に複郭陣地を占領して永久抗戦を策した。この地区は東西約五〇料、南北約八〇料の谷地でブログ山は標高約二、九〇〇米、フィリッピン最高峰であり、附近には僅かのイゴロット族のみが常住する僻地であつた。

方面軍がこの複郭陣地で最後の抗戦を続けるため掌握し得た兵団は第十九、第二十三、第五百師団、戦車第二師団及び独立混成第五十八旅団であつた。これらの兵団は相次ぐ激戦により戦力低下し、各師団は兵員概ね五千乃至六千、旅団は約二千内外でしかも患者が多数に上つた。装備も大部を失ひ、火砲を有するのは第十九師団だけであつた。

この複郭陣地に対する敵の攻撃は東、北、西の三方面から実施さ

れた。各兵団はマンガヤン鉱山のダイナマイトから手榴弾を作り、芋と野草を嚙りながら戦つた。

複郭陣地以外の地区では、方面軍主力と連絡を遮断された第十師団、第三百師団、第四飛行師団がそれぞれ独立してカガヤン河上流地域を敵とゲリラと戦いながら、飢餓に堪えて転々として奮闘してゐた。

〔振武、建武両集団の抗戦〕 マニラ東方の振武集団（第四十一軍基幹）が三月末ブログ山及びその東南方の山地線に後退して最後の抗戦に移つたことは既に述べたところである。

敵はその後ボソボソ平地に進入し又ハラハラ峠を越えてシニロアン附近に進出したが、我が主陣附近の地形は錯雑甚だしく、その以東地区は密林地帯で砲爆撃の威力發揮、戦車の行動等に不利なため敵の攻撃は遽かに緩慢となり、四月より五月となつても敵の来攻はなかつた。

集団長横山中将は、敵は恐らく一部を以て我を密林地帯に封鎖し、主力を以て北部ルソン又はフィリッピン以外に転進しようと企図しているのであらうと判断し、当面の敵を抑留するため五月七日統一された計画に基き、約九箇大隊を以てアンチポロ、マリキナ方面に對し逆襲を決定した。逆襲部隊は、夜間を利用して敵中深く潛入し、肉薄攻撃によつて敵に多大の脅威を与えた。しかしイボ附近の敵は、たまたま、我が出撃部隊と時を同じうして攻撃を開始したため、期せずして、ここに遭遇戦を展開した。その結果、わが軍は敵の戦車に圧迫されて戦況逆転し、イボ附近の陣地は遂に敵に突破されるに至つた。この戦局の及ぼすところ、アンガット水源地東側の陣地は包囲せられ、五月下旬ブログ山また奪取された。

敵は北方戦線の進展に呼応し、南翼においては我が左側背を遮断せんとする態勢を示した。このため軍は敵の遮断に先だち機を失せず戦線を整理して、ブログ山方面からレナティン河東方高地の線に後

退し、ここに各兵団毎の最後の抗戦拠点を構成した。六月中旬以降敵の攻撃は再び緩慢となつたので有力な部隊を食糧豊富なラグナ湖東側地区に移動させて自活自戦の態勢に移り、概ね六月末組織的防禦戦闘を終了した。一方クラークフィールド西方地区の建武集団は、四月上旬以後概してザンバレス山系内に分散し現地自活しつつあつたが、食糧の不足のため損耗著しく大で一月には三万を算えていた兵力は、終戦時約一五〇〇に過ぎなかつた。なおバタアン半島方面の第十師団の歩兵第三十九聯隊は敵の執拗な攻撃を受けつつも最後まで抗戦を継続して敢闘に徹していた。

〔終戦——山下大將下山、降伏〕 第十四方面軍のルソンにおける三拠点による持久作戦は概ね以上のように遂行された。しかし、この作戦を一貫した問題は、食糧の不足と兵器特に彈薬の不足とであつた。その上第十四方面軍の三拠点部隊は昭和二十年四月以来外部との連絡を殆ど遮断され各々孤立したが、生き残つた將兵は栄養不良の肉体に不屈の血潮をたぎらせ最後の敢闘を続けていたのである。終戦後の無線連絡恢復によつて、八月二十一日戦闘停止に関する南方軍命令を受領した方面軍司令官山下奉文大將は參謀長武藤章中將及び南西方面艦隊司令長官大川内伝七中將を帶同して山を下り九月三日バギオに到つて米軍に降伏した。方面軍主力の山岳州複郭地帯所在部隊以外はいずれも通信連絡の手段はなく、加うるに各集團内部においてさへ命令の伝達も不可能な状態にあつたが主として米軍の仲介連絡により各兵団部隊は三々五々山を下つて米軍に投降した。

2 レイテ敗戦後の中南部比島部隊

〔その後のレイテ島——軍司令官戦死〕 昭和十九年十二月中旬第十四方面軍司令官は既述の如く第三十五軍司令官に対し「第三十五軍は爾今自活自戦して永久に抗戦を継続すべく、レイテ島の兵力を

他方面に転進せしめ軍司令部は軍全般の指揮に適する位置に転ずべき」旨命令した。

第三十五軍司令官鈴木中將は、ここにおいて第十六師団及び第六十八旅団を基幹とする部隊をレイテ島に残置し、爾今の諸隊をビサヤ地区に転進せしめ、自らはミンダナオ島に転移し同島になお健在する第三十、第百師団（師団長原田次郎中將）及び独立混成第五十四旅団を指揮して作戦を継続するよう措置した。第一師団及び第百二師団司令部は、一月中旬敵の絶対的制空權下、嚴重な海上封鎖の網を潜り、暗夜を利用して舟艇によりレイテ島を脱出して辛うじてセブ島に到着した。その人員は第一師団約八〇〇名、第百二師団司令部三五名のみであつた。

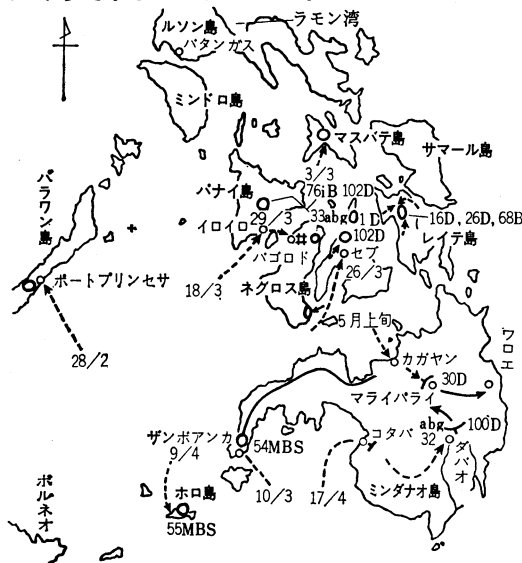
鈴木中將は後事を第十六師団長に托し、三月二十四日夜レイテ島を離れ翌朝セブ島に到着した。

三月二十六日、約一箇師団と判断される敵はセブ市西南側地区に上陸を開始した。軍司令官は第一師団をして北部セブ島を、第百二師団をして南部セブ島を準備せしむるよう処置し、四月十日夜パンカー五隻に分乘しミンダナオ島に向つた。四月十九日鈴木中將はミンダナオ海において敵機の攻撃を受け戦死し、參謀長友近少將以下は四月二十日奇蹟的にカガヤン海岸に到着した。

レイテ島に残つた第十六及び第二十六師団並びに第六十八旅団等は、三月中旬頃カンキボット附近に集結し自活自戦の態勢に移つたが、敵の攻撃特に猛烈な爆撃と食糧の欠乏とにより兵員の損耗甚だしく四月には死傷約四千名に達した。残存部隊は空腹をかかえて遊撃戦に任じていたが、終戦時の兵力は約二〇〇名であつた。

〔ミンダナオ島の作戦〕 昭和二十年四月中旬ミンダナオ島にはダバオ平地に第百師団（四月下旬以降、海軍の第三十二特別根拠地隊を指揮）、中部地区に第三十師団、西部地区に独立混成第五十四旅団に配備されていた。

中南部比島方面作戦概見図 (昭和20年3月乃至8月)



敵は四月十四日コタバト附近に上陸し我が海岸守備隊を圧迫して内陸に向い進撃を開始した。このときミンダナオ島に到着した軍参謀長友近少将は「進入する敵の撃攘に努め已むを得ざるもダバオ西方地区に複郭陣地を構成して敵戦力の漸減を図る」という方針を樹て軍司令官の名において作戦指導に任じた。

第百師団はダバオ西方台地の既設陣地により約二カ月に亘り頑強な防禦戦闘を実施した後六月頃以後に留邦人約一万五千を擁してアボ山北方の複郭陣地に入つた。一方第三十師団はマライバライ東方陣地において抗戦した後、自活態勢に移るべく大原始林地帯を通過して八月初旬ワロエ附近に向つて移動を開始した。独立混成第五十四旅団は三月十日ザンボアンガ附近に上陸した敵と激戦を交え我が損害約二千名に達し、軍命令により遊撃戦に転移した。

バゴロドからミンダナオ島に転移していた第二飛行師団司令部は第三航空軍司令官の指揮に入り五月一日シンガポールに転進を命ぜられていた。

〔その他諸島の作戦〕レイテ及びミンダナオ以外の中南部フィリッピンの諸島においても来攻する米軍との間に戦闘が行われつつあった。

歩兵二中隊及び航空地上勤務部隊の守備するパラワン島には二月二十八日優勢な米軍が上陸し、守備部隊は寡寡敵せず間もなく遊撃戦に移つた。

ネグロス島及びバナイ島は第百二師団の歩兵第七十六旅団が守備に當つていたが、バナイ島には三月十八日、ネグロス島には三月二十九日米軍の来攻を見た。ネグロス島のバゴロドには第二飛行師団、船舶部隊、補給廠及び海軍の一部等合計約一万五千の兵力があつたが、これら部隊は敵を海岸において逐撃した後複郭陣地に入り抗戦を継続しつつ終戦を迎えた。

三月二十六日セブ島に米軍が上陸したことは既述の通りで、第百

二師団は敵上陸後約一カ月間は敵と真面目な戦闘を交えたが爾後は戦力の激減に鑑み北部セブに転進し、第一師団と共に遊撃戦を実施しつつ終戦を迎えた。

独立混成第五十五旅団の守備するホロ島に対しては四月九日米軍が来攻した。五月中旬には米軍は黒人部隊と交代し攻撃も緩慢となつたまま終戦となつた。

〔終戦——各個に降伏〕 思うにレイテ作戦に死力を竭した第三十五軍のレイテ以外の中南部フィリピン諸島における作戦準備は十分なるを免れなかつた。その上大小無数の諸島点在し兵力配置も勢い分散の結果となつた。そのもたらした結果は前述の如き強大な米軍による各個撃破であつた。加うるに原住民の反日態度に基因する食糧不足も作戦を愈々困難ならしめた。かくして中南部比島部隊もまた悲惨な結果に陥り戦闘に比し過大な損耗を招いた。終戦時におけるホロ島の兵力約百、ネグロス島兵力約千二百の数字はその間の消息を物語るものである。

扱てミンダオ島においては第三十五軍参謀長友近少将は九月七日当面の米軍の降伏勧告に応じて降伏文書を調印した。その他の散在部隊の多くもまた、直接に上級指揮官を命令を受けるに由なく、概ね自己の判断において当面の米軍に降伏した。

三 ビルマ方面部隊

メークテラ会戦の失敗はビルマ全戦線崩壊の直接動因となつた。三月下旬同会戦に終止符を打つてから僅かに一カ月余にしてラングーンは陥落し、日本軍はシッタナ河東岸に撤退するの余儀なきに至つた。この間三月二十七日日本軍防衛軍八千が日本軍に対して叛乱するあり、ビルマ国民もまた日本軍に反目するに至り、英印軍の北方より雪崩の如き進撃と海正面よりする上陸攻撃との挟撃を受け、十箇師団を擁するビルマ方面軍はあたかも大厦の崩れるが如く

潰えた。雨期は更に戦線の崩壊を促進しその損害を一層甚だしくした。

〔ビヨベ戦線の崩壊〕 三月下旬盤決勝戦を放棄した以後のビルマ方面軍の新企図は、なおメークテラの南方近い戦線において崩壊に瀕した三軍の態勢を整理し、殺到する敵を阻止するにあつた。これがため第五十六師団を以てシャン高地を防衛せしめ第三十三軍を以てビヨベ東西の線を保持し、第十五軍をヤメセン、ピンマナ附近に集結して第二線兵団として掌握せんとした。第二十八軍に対してはボバ山附近の要線を確保して敵を阻止反撃せしむると共に、第五十五師団主力を同軍より抽出してマングレー街道方面に転用した。

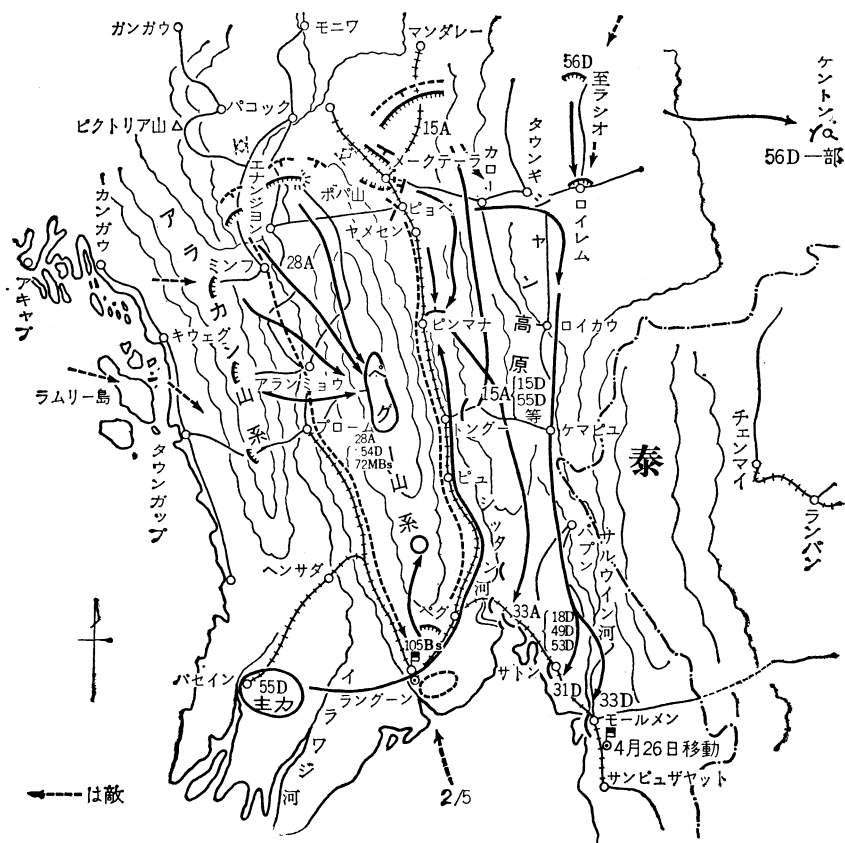
本多第三十三軍司令官は二十八日夜、新任務達成のため、第十八、第四十九師団を以てそれぞれサジ、ラインデ及びビヨベ北方の戦線を保持せしめ、この間第五十三師団には敵の包囲を脱出し、ビヨベ西方のヤナウンを占領する如く命令した。第三十三軍の犠牲的掩護の下に第十五軍の第十五、第三十一、第三十三師団は東方山地沿いに南方に退却を続行した。

メークテラを屠つた敵は余威を駈つて優勢なる戦車部隊を先頭に一挙トングラー——ラングーン道をラングーンに向い突進を開始し、四月一日には第四十九師団に向つて大挙猛攻を加えた。

本多軍司令官は急遽第十八師団をビヨベに転進して同地を占領せしめ且つ第四十九師団にヤメセンに撤退するよう命じた。当時の第三十三軍の戦力は三箇師団を合するも実力半箇師団に過ぎぬ有様であつた。四月五日第四十九師団を蹂躪せる敵は、南下して七日早くもビヨベの第十八師団を猛攻して来た。その一部は西方ヤナウンの第五十三師団（火砲一門もなし）を一蹴してビヨベ南方に迂回し、南北より同地を挟撃する始末となつた。ビヨベ東西の線を保持せんとする方面軍の企図は早くも潰えた。

緬甸方面軍作戰經過要圖

(昭和20年4月乃至5月)



〔全線崩壊——ラングーン陥つ〕 ビルマ方面のこの戦況報告に接した寺内南方軍総司令官はビルマ戦線をロイカウ、トングー、ラングーンの線に収縮して南部ビルマの要域を確保せしめ、この間速かに印度支那半島及びマレー方面の戦備を強化せんことを決意してこれを命じ、仏印地区に転進中の第二師団の一箇聯隊を反転しビルマ方面軍に復帰せしめた。方面軍司令官は依然敵を極力北方に阻止せんことを企図し、復帰された第二師団の一部及び第二十八軍より転用せる第五十五師団主力を以てトングー附近の要線を占領せしむることなく更に北上せしめ、これを第三十三軍司令官の指揮下に入れた。第三十三軍に対してはピンマナ以遠において持久し、又第二十八軍に対しては之に策応して極力北方に敵を阻止撃摧し、又独立混成第七十二旅団より歩兵三箇大隊をピンマナに転進せしむべきを命じた。当時その全力未だカロー北方を南下中の第十五軍に対してもトングー北方に停止し、第三十三軍の作戦に協力すべきを要求した。

第三十三軍は四月七日ビョベ戦線の崩壊に伴いピンマナ北方シンデ河の線において態勢を樹て直さんとしたが、逸早く追蹙南下し来る敵のため突破せられ、四月十六日には更にピンマナに後退した。先に北進を命ぜられた第五十五師団の一部もこの戦闘に捲き込まれて後退した。

第三十三軍の次の防衛線ピンマナの占領は四月十八日に概成したが、早くも十九日払暁に優勢なる戦車集団と空軍の猛攻に直面した。第五十五、第五十三師団がピンマナを、第十八師団がその東方の橋梁を占領していた。第四十九師団はビョベの敗退以来その消息不明のまま推移していた。四月十九日、方面軍がなお第三十三軍に対してピンマナ以北における持久を要求しつつある間、同戦線は破綻し敵の戦車集団は日本軍を追ひ越して長驅南下し、二十二日トングーを奪ひ、更にラングーンに向つて突進を続行した。第三十三軍の各師団はいずれもシッターン河の左岸に退避し南方に退却を企

図した。南方軍の命令にも拘らず、トングーは兵站部隊によつて守備されていたに過ぎなかつた。

方面軍司令官は四月二十三日ラングーンを撤しモールメンに進出した。撤退に先だち方面軍司令官はラングーン防衛部隊たる独立混成第五旅団に対しベグー北方バヤジにおいて敵機甲部隊の突進を阻止するよう命じたが、騎虎の敵に対し如何ともなし得るところでなかつた。

敵の戦車集団は五月四日ベグーを突破してラングーンに突進した。これより先アキャブ方面の敵第十四軍団の一部は、空挺部隊と呼応して五月二日海路ラングーン港に上陸し、殆ど日本軍の抵抗を受けることなくこれを占領した。同地には印度国民軍が踏み止まつていただけであつた。ラングーン——モールメン道は敗走する部隊と撤退を焦る一般邦人及び一部ビルマ政府官吏等により非常な混乱を呈した。かくして昭和十七年三月占領以来三年有余にしてラングーンは我が手中を去つた。

〔第二十八軍の孤立——宮崎兵団の行動〕 ビルマ方面軍主力のイラワジ会戦の西方翼を安固にするため第二十八軍がエナンジョン周辺地区及びアラカン山系線において二月以来敵と激戦を交えつつ四月初めに及んだことは既述の通りである。

しかし第二十八軍の作戦情勢はこの頃より急激に悪化した。即ち前述の如く四月上旬以降逐次兵力を抽出され、その実戦力は一師団内外に減少した。しかも三月二十七日前述の如く軍の作戦地域内においてタキン・オンサン首領主導下にビルマ防衛軍叛乱するに及び、軍の補給通信を攪乱せられ、その作戦は愈々困難を加えた。

桜井軍司令官は、なおピンマナ附近において敵を阻止撃摧せんとする方面軍の企図に策応するため、四月十五日軍の主力を以てアラニンミョー附近の既設陣地に拠り、南下する敵を拒止撃破せんとした。これがため第五十四師団の一部を以てアラカン山系以西の敵を阻止

せしめ、その主力をアランミョー附近に集結すべくを命じた。独立混成第七十二旅団は、第五十四師団の転進を掩護したる後、プローム附近に集結せしむる如く措置した。

しかるにこの間マンダレー街道方面の戦況は急速に進展し、四月二十二日にはトングー陥落し、第二十八軍は完全に敵中に孤立する始末となつた。敵の圧力はアランミョーにも迫りプロームーラングリーン道もその制圧下に入る形勢となつた。ここにおいて桜井軍司令官は四月二十七日ベグー山系にその兵力を集結して後図を策することに決した。

エナンジンは四月二十日から敵の攻撃を受け放棄せられた。独立混成第七十二旅団はイラワヂ河南岸を退却中であつたが、五月二日頃からその消息を絶つた。第五十四師団主力は五月一日、アランミョー西方イラワヂ河西岸に到着したが、既に東岸は敵の勢力圏に入り困難なる渡河に直面してゐた。軍司令部と各兵団との通信連絡は杜絶してゐた。

五月三日、木村方面軍司令官は桜井軍司令官に対し、ラングーン防衛部隊を併せ指揮してラングーンを固守すべきを電命した。しかしながら当時の第二十八軍の態勢と当面の敵情とはこの命令を履行するに由なき実情にあつた。第二十八軍刻下の急務は全力を挙げて各兵団を掌握し、これをベグー山系に集結するにあつた。この困難なる仕事は、五月末から六月下旬に亘つて辛うじて遂行せられた。就中宮崎繁三郎中将の指揮する第五十四師団主力が敵中においてイラワヂ河を渡河し、ベグー山系に集結する作戦行動は最も悲壯困難なるもので、同師団長の卓越せる武徳と統率にして初めて克く完うし得るところであつた。

〔シッターン戦線の構成——マレー防衛〕 これより先、ラングーン失陥の報に接せる寺内南方軍総司令官は、木村方面軍司令官に対し、シッターン河東岸を確保し、マレー方面に対する敵の進攻準備を

妨害すべき新任務を与えた。

木村方面軍司令官は右命令に基き、第三十三軍をしてシッターン河口に急進せしめ、第十五軍をして第三十三軍の南進を掩護したる後、東方山地帯をモールメンに向ひ退却せしめ、シッターン河東岸に防衛線を構成せしめる如く部署した。

この頃ビルマ方面軍は作戦指導上二大危機に当面してゐた。その一は敵に先んじてシッターン河を占領し得るや、若しこれに失敗せば独り同防衛線を占領し得ないのみならず、第十五、第三十三軍は捕捉殲滅せられる運命となる。その結果は、防衛未完のマレー半島の防衛をも崩壊せしめることとなる。その二はベグー山系内に孤立してゐる第二十八軍及びラングーン防衛部隊を、敵中、しかも雨季においてマンダレー街道及びシッターン河を横断して同河の東岸に救出する難題であつた。

第一の危機は、第三十三軍の果敢なる行動によつて克服せられた。第三十三軍はビルマ方面軍の危急を救うため、万難を排し敵に先んじてシッターン河口の占領に成功した。対岸には既に優勢なる敵が多数の火炮戦車を展開し渡河攻撃を準備中で、真に危機一髪とも謂うべきであつた。

〔第二十八軍の脱出作戦〕 第二の危機は第二十八軍司令官の周到緻密なる計画準備と卓越せる転進指揮とにより克服せられた。第三十三軍は第二十八軍の転進を支援するため、シッターン河の彼岸に攻勢を採りこれに協力した。

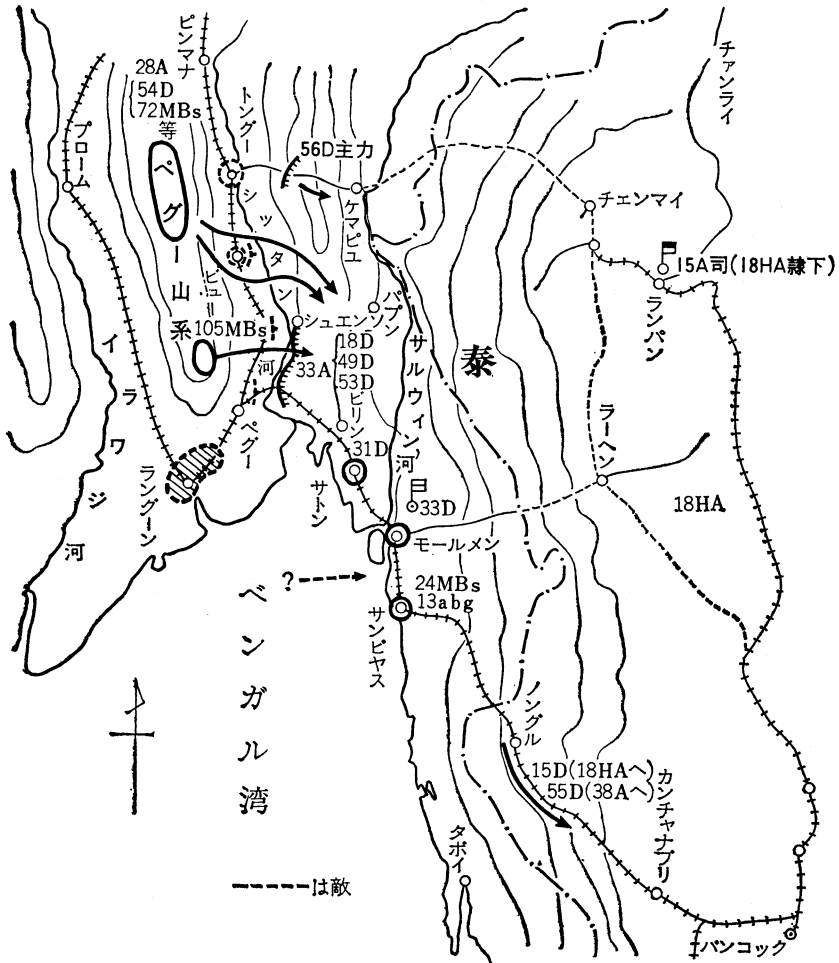
木村方面軍司令官は第二十八軍救出のため次の如く部署した。

一、第三十三軍はシッターン河口及シェウエジン方面より攻勢を採り、シッターン河を渡河して敵を牽制し、第二十八軍の突破を容易ならしめる 攻勢開始を六月十五日頃と予定する

二、第五十六師団長の指揮する部隊を以てトングー方面に攻勢を採り敵を牽制する

緬甸方面軍作戦経過要図

(昭和20年6月乃至終戦)



三、第二十八軍は右攻勢の牽制効果を利用しトングー、シッターン中間地区及びピエ附近に於てシッターン河を渡河して東岸に脱出し次でテナセリウム地区に転進する

六月下旬、第二十八軍の大部はベグー山系内に集結を終えていた。敵はバヤジ、ペグー、トングー地区に有力なる機甲部隊を集結し又同街道上の要点には一部の部隊を配置し嚴重に監視していた。シッターン河西岸には有力なる兵力を配置し渡河準備を進めていた。

桜井軍司令官は敵に企図を秘匿して周到に準備を整え一斉に行動を発起してマンダレー街道を横断し、トングー、ニューアンビン間においてシッターン平地を横切り、先ずシャン高地の西麓に到達する如く計画を樹て着々準備を進めた。突破開始は当初六月初旬と予定されたが、兵力掌握と準備の關係上、七月二十日頃に延期された。一方第三十三軍は七月一日を期し第十八師団を以てシッターン河口正面より、第五十三師団を以てクンゼット、シェウエジン河口正面より渡河し牽制攻撃を開始した。しかし第二十八軍の転進開始が延期された關係上、牽制効果を一〇〇%に利用することが出来なかつた。

第二十八軍は七月二十日夜一斉にマンダレー街道を横断する如く三縦隊となり行動を開始した。その総兵力は約二万五千でその一〇%は患者であつた。マンダレー街道の横断はクン河氾濫のため手間取り、二十四日になつた。軍の一部は敵に遮られ分断せられた。加うるにシッターン平地は雨季のため大湿地帯となり、又同河の渡河材料は敵のため事前に没取せられ、敵の妨害と相俟つて困難を極めた。しかしながら軍司令官の堅確なる指揮により、七月二十八日その大部はシッターン河東岸に転移した。特に第五十四師団のシッターン河渡河は敵の執拗なる妨害により、激戦を伴いつつ完遂せられた。かくてビルマ方面軍は、七月末辛うじてその全力をシッターン河の東岸に移転し得たが、その兵力掌握は終戦時なお未完の状況にあつた。

〔終戦時の状況——刀折れ矢尽く〕 これより先、南方軍においては後述する如くラングーン失陥後の南部ビルマを印度支那半島防衛の前衛たるの性格に更改するを適當と認め、これに伴う処置を六月以降相次いで行つていた。

即ち初期作戰以來ビルマ作戰の中核となつていた第十五軍司令部及び第十五、第五十三並びに第五十六師団等をタイ地区に、第五十五師団を仏印に、又第三十一師団をマレーに転用する処置を採つた。右に伴いビルマ方面軍司令部を復帰し、爾後の南部ビルマの作戰は第二十八軍又は第三十三軍をして担当せしめ、これを新たにタイ国にある第三十九軍を改編して新設する予定の方面軍の隸下に編入する予定であつた。

註 復帰とは部隊を解体することという。

かくして第十五軍司令部、第十五師団及び第五十五師団は實際に移動を開始し、ビルマ方面軍司令部も逐次縮小されて解体の一步前にあつたが、他の転用予定部隊の多くはなおビルマ領内にあつて終戦を迎えた。終戦當時のビルマ方面部隊の作戰腹案はモールメン地区を主陣地帯とし、なおシッターン河の線に前方地帯を構成して敵の海陸よりの攻撃に対し印度支那半島防衛の前衛任務を果そうとするにあつた。

想うにイムパール作戰の企図挫折以來約一年にして遂にビルマの大部を喪ひ昭和十七年初頭の態勢に押し返されたビルマ作戰の悲劇は、イムパール作戰開始時約三十万を算した兵力のうちその約三分の二を失い、しかもその残存兵力も既に刀折れ矢尽きんとしていた。

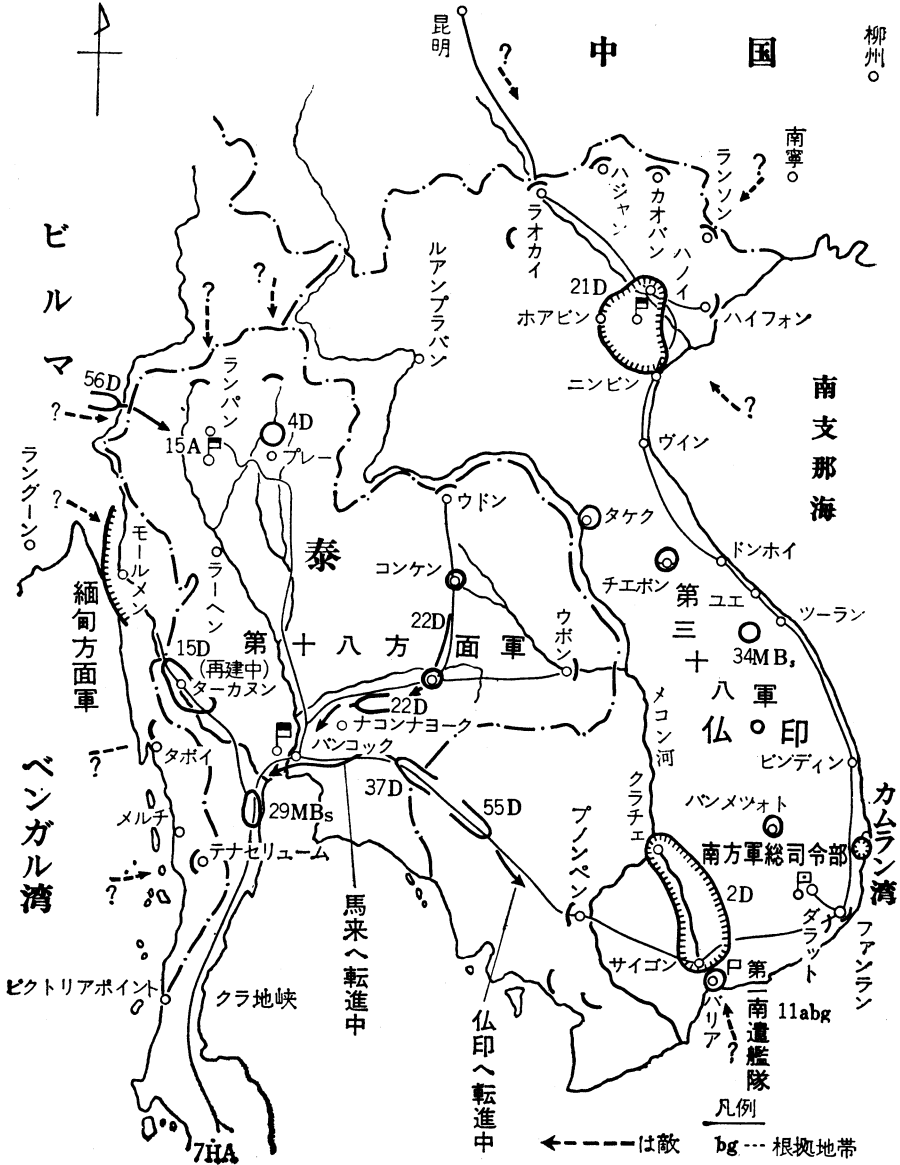
四 その他の南西方面部隊

1 南方軍の作戰指導及び終戦

〔南方軍作戰計画の更改〕 太平洋方面においては四月米軍沖繩に

泰、仏印方面終戦時態勢要図

(昭和20年8月)



上陸し、又印度洋方面においては五月遂にラングーンを放棄するの已むなきに至つた頃、爾後南方軍が如何にして国軍全般作戦に寄与すべきかが極めて困難な問題となつていた。

南方軍は各般の情勢を検討し、印度支那半島の戦備を速かに強化すると共に支那派遣軍と提携し、本土方面との陸上連絡を打開せんとする構想についても研究したが遂に成算を得なかつた。結局タイ国を中心とする印度支那半島及びシンガポール周辺の要域を確保して、自戦自活永久抗戦の態勢を整え、来攻する敵を撃破して国軍全局作戦に寄与する方針の下に従来の作戦計画を更改し、五月下旬各方面軍及び軍参謀長をサイゴンに会同して作戦計画を開示し、これに基く所要の命令を下達した。

右会同席上寺内総司令官は、国家非常の秋、南方軍の国軍全局作戦に寄与するの途は挙軍特攻一人十殺の戦法あるのみなることを要望すると共に「絶対制空権下優勢なる機甲部隊に対する作戦（戦闘）命令」を示達し、各部隊訓練の準備とした。

〔タイ、仏印方面作戦準備の強化〕 印度洋方面においてはビルマの喪失に加うるに独逸の崩壊に伴つて、英印軍の印度洋方面に対する圧力は加速度的に増強せられんとする情勢となつた。南方軍総司令官は英濠軍のシンガポール挟撃奪回と英印軍のタイ及びマレー半島頭部に対する進攻とは愈々必至なりと判断し、シンガポール周辺の措置と併行しタイを中核とする要域の防備強化に有ゆる努力を傾注し、自活永久抗戦態勢に移ることとした。

抑々タイ国の戦備は、昭和二十年三月の仏印武力処理に関連して漸くその緒に就いた状況であつたが、その後僅々数カ月にしてその面目を一新するまでに強化されるに至つた。

かかる状況において南方軍は、南部ビルマは印度支那半島防衛の前衛たるの性格に変更することとした。これに基いてビルマ、タイの指揮組織を更改するを適當と考え、これに関する意見を大本營に

具申した。即ちビルマ方面軍を解体し、同方面は一軍のみを以て印度支那半島の前衛的任務に当らせ、タイの第三十九軍を方面軍に改編せんとするものであつた。

この意見は大本營において採択せられ、七月七日取敢えず第三十九軍を第十八方面軍（方面軍司令官中村明人中将、同参謀長花谷正中将）に改編された。

なお六月以降ビルマ方面軍所屬の師団を仏印、タイ、マレーに転用してこれを再建し、これらの地区の防備強化に充てんとする措置を相次いで実行したこと前節記述の通りである。

〔シンガポール周辺の戦備強化〕 第七方面軍は南方軍の企図に基き、シンガポールを中核とするマレー、スマトラ、ジャワ及びボルネオの各要域を確保する方針を定め、これに基いて各軍を部署した。特に第二十九軍を以てする従来のマレー縦貫鉄道及びマレー頭部確保第一主義を変更して、同軍をして主としてグルン以南のマレーを確保せしめることとした。而して作戦指導の骨子とするところは各地域毎に持久を策するを本旨とし、航空及び海軍に多くを期待し得ない実情に鑑み地上軍独力を以て作戦を遂行せんとするにあつた。

第七方面軍はシンガポール周辺強化のため五月初旬アンダマン、ニコバル諸島より歩兵三箇大隊基幹の抽出を企図した。この企図は六月初旬海軍艦艇を以て実施されたが、我が艦艇は英国艦隊のため撃沈せられ中途挫折の止むなきに至つた。更に五月末シンガポール直接防衛強化のため、在スマトラ独立混成第二十六旅団の転用を部署した。

南方軍はマレー地区防衛強化のため次の如き処置をとつた。

一、シンガポール周辺防衛強化の爲五月、「濠北兵力抽出要領」を策定し、昭和二十年末を目標として在濠北陸海空総兵力の約半数たる約五万五千名を抽出転用する。この兵力抽出は在南方

海軍艦艇は勿論、全輸送力を挙げて実施する。

二、六月初頭旧第十九軍隷下の第四十八師団（師団長山田国太郎中将）を第七方面軍（第十六軍）の指揮に属し、極力之をジャワ方面に集約させる。

三、当時仏印より泰に転進し、第三十九軍司令官の指揮下に於て、パンコック附近の防禦施設の構築に任じてゐた第三十七師団を、七月馬來に派遣して第七方面軍司令官の指揮下に入れ、馬來北部の戦備強化を図る。

これより先南方軍は、向後におけるボルネオの地位はシンガポール確保のための前方防衛線たるに存するとの構想に基いて、五月二十日第三十七軍を南方軍直轄より再び第七方面軍の指揮下に入らしめた。

第七方面軍は第三十七軍を以てクチン附近の強化を企図し、各方面より該地に対する兵力の転用を部署したが、果して戦機に投じ得るやを懸念された。

〔臺北方面の態勢整理〕 臺北方面においては昭和十九年十二月末方面軍首脳の変更行われ、第二方面軍司令官阿南大将航空總監に転任し、その後任に南方軍総參謀長飯村樞中将が、又方面軍參謀長沼田多稼藏中将南方軍総參謀長に転出し、その後任に佐久間為人中中将がそれぞれ補職された。

昭和二十年に入り、南方軍は全局作戰の見地より、既に述べた如く、臺北方面より部隊及び兵力を逐次シンガポール周辺に抽出転用し、これに伴ひ該方面の指揮組織に更改を加えた。即ち五月先ず第十九軍司令部を復歸して第五師団（師団長山本務中将）を第二軍の戦闘序列に、又第四十八師団を第七方面軍の戦闘序列（直轄）に編入した。次いで五月二十九日第二方面軍司令部の復歸発令せられ、六月二十一日を以てその所屬諸隊を第二軍の隷下に転移せしめられた。

〔南方航空の主力台灣へ〕 第三航空軍は繁忙なる各種任務を遂行しつつ航空要員の養成に努めて來ていたが、その要員は逐次本土方面に還送せられ、全局作戰に多大の寄与をなした。

更に寺内南方軍総司令官は、南方航空兵力を本土方面決戦参与のため該方面に転用せられるを適當と考え、これに関し意見を具申した。第三航空軍もまた同様意見を南方軍に具申するところがあつた。この意見具申は、六月第三航空軍飛行部隊の主力を台灣に転用することとなつて実現された。

即ち第三航空軍は、第五飛行師団より戦闘三箇戦隊及び輕爆一箇戦隊、第七飛行師団より重爆一箇戦隊、第九飛行師団より戦闘二箇戦隊と二箇中隊、航空軍直轄部隊中より雷撃一箇戦隊の抽出転用を部署し、途中殆ど損耗なく極めて順調に転用を完了した。

爾後第三航空軍は教育飛行部隊を挙げて作戰部隊とし、全員特攻の精神に立脚して必死の練成に邁進した。

〔南方軍の停戦〕 八月十五日終戦の大詔を拝聴するや寺内寿一総司令官は直ちに承認必謹の態度を決定し、翌十六日ダラット総司令部に第七方面軍司令官、第三航空軍司令官及び直轄各軍參謀長を招致して「承認必謹誓つて聖慮を安んじ奉る」べきを瞭かにし積極進取作戰中止次いで停戦に関する所要の処置を講じた。

しかし現に交戦中の方面においては容易に収拾の運びに至らず各局地における停戦交渉の必要を生じたので大本營の指示に基き各地區毎に当面の連合國軍に對し所要の交渉を為し得る如く八月二十二日発令した。

二十四日には大本營命令に基き北緯十六度以北の第三十八軍及び第十四方面軍を終戦処理に関しそれぞれ支那派遣軍総司令官及び大本營の直接指揮に移す如く処置し、越えて三十日には第十八軍を第八方面軍司令官の隷下に移した。

〔代表板垣大将、マウントバッテン元帥に降伏調印〕 八月二十一

日には東南亜細亜軍最高司令官より速かに降伏手続を取ることを要望し且二十三日にはラングーンにおいて相互全権の会見を要求して来たので沼田総参謀長は二十六日ラングーンに出頭してブラウニング連合軍総参謀長と会見し、所要の折衝を行うと共に後日調印せらるべき降伏文書の写を受領して帰還した。

九月五日英軍はシンガポールに上陸を開始した。九月十二日南方軍代表板垣大将(第七方面軍司令官)は、木村ビルマ方面軍司令官、木下第三航空軍司令官、中村第十八方面軍司令官、沼田南方軍総参謀長、福留第十方面艦隊司令長官及び柴田第二南遣艦隊司令長官を帯同してシンガポール特別市庁舎において、東南亜細亜軍最高司令官マウントバッテン元帥に対し降伏文書を調印した。当時南方軍総司令官寺内元帥は病床にあつた。

2 各地部隊の作戦及び終戦

〔タイ、仏印地区〕 仏印方面においてはビルマより転用中の第十五師団は、終戦時漸くにしてその先頭を以てブノムベンに到着したばかりであつた。第三十八軍は第二及び第二十一師団並びに独立混成第三十四旅団を以てサイゴン及び河内地区を南北の支撐とし強靱なる防衛戦闘を指導する如く鋭意作戦準備中であつた。

一方タイ国内の第十八方面軍にあつては、作戦兵力の大部は未だビルマ及び仏印方面より移動中であり作戦準備も極めて困難な実情にあつた。即ち第十八方面軍は今や第四、第十五、第二十二、第五十三及び第五十六師団並びに独立混成第二十九旅団をその指揮下に有する筈であつたが終戦時直ちに使用出来るのは第四及び第二十二師団の主力並びに独立混成第二十九旅団のみであつた。かかる困難な状況にありながら方面軍は一面克タイ国の協力を確保しつつ他面作戦準備の強化に邁進していた。

〔マレー、ジャワ、スマトラ地区〕 第七方面軍は五月の南方軍の

新計画に基きシンガポールの確保を重点として作戦準備に邁進中であつた。

マレーにおいては第二十九軍が第九十四師団及び独立混成第七十旅団を指揮してシンガポールの外郭防衛線を構成し来るべき敵の上陸攻撃に備えつつあつた。シンガポール島及びその直接外郭たるジ・ホール州は方面軍司令官直接指揮の下に第四十六師団、独立混成第二十六旅団、昭南防衛隊、航空関係部隊並びに海軍部隊がその守備を強化しつつあつた。

スマトラにおいては、第二十五軍司令官が近衛第二師団、独立混成第二十五旅団及びバレンバン防衛隊を以て敵の上陸攻撃に備えつつあつた。

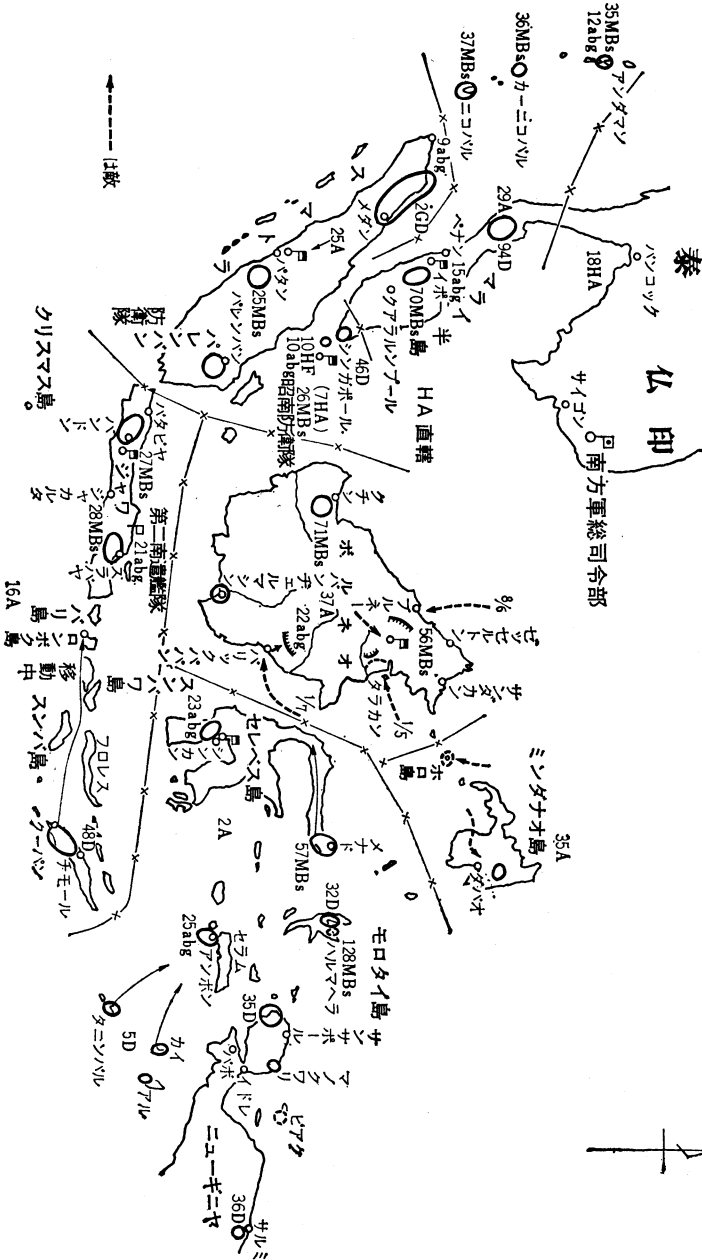
ジャワにおいては第十六軍司令官が独立混成第二十七及び第二十八旅団を以て最後の復讐陣地を構成中であつた。チモールにあつた第四十八師団は小スンダ列島線に沿つてジャワに向い兵力移動中であつた。

なお第七方面軍は旧第二方面軍地域よりの転用力の西送に懸命の努力を払いつつあつた。

〔ボルネオ地区〕 ボルネオには陸軍の第三十七軍(軍司令官馬場正郎中将)及び海軍の第二十二特別根拠地隊が配置され、マレー地区の前方防衛線としての地位にあつて防衛を強化中であつたこと既述の通りである。

ボルネオ防衛の重点は西海岸に保持せられ、第三十七軍主力がブルネーを中心とするラブアン島及びミリを含む地域並びにクチン地区を固めつつあつた。東海岸は第二十二特別根拠地隊が陸軍部隊の一部と共にタラカン、バリックパバン及びバンジエルマシシ等の要地の防備に當つてゐた。既述の東海岸より転用の陸軍部隊は長距離の無準備な機動の結果戦力殆ど消失し、二月末頃西海岸に達し得たものの僅かに約半数に過ぎなかつた。その上数次に亘つて行われた配

第七方面軍及び第二軍方面終戦時態勢要図



備変更のため、作戦準備特に西海岸のものは地について行われ難い実情にあつた。

かかる状況の裡に濠軍の第一回の攻撃が五月一日タラカンに対して加えられた。所在の第二警備隊等約二千名は善戦これ努めたが及ばず、次第に兵力を消耗し六月十一日には組織的抵抗を終えた。次いで濠軍は六月中旬以来空海よりバリック・ババンに対して砲爆撃を加えつつあつたが七月一日遂に同地上陸を開始した。第二十二特別根拠地隊主力等約一万の兵力は、或は海上特攻、或は地上の斬込み等の戦法によつて極力抵抗したが逐次サマリンダ方面に圧迫されつつ終戦を迎えた。

一方西海岸方面においては、第三十七軍は前述の如く五月二十日以後第七方面軍の指揮下に入れられ、同方面軍の命令に基きクタン地区を強化すべく兵力を移動中、六月八日ラブアンに、又次いでブルネー、ミリ等に濠軍の来襲を受けた。ラブアン守備隊約五百は玉砕し、又ブルネー方面部隊の努力もその甲斐なく、軍司令部において予め準備しありしサボン地区の複郭に向つて転進中終戦となつた。この方面部隊の作戦期間は短少であつたが、年頭以来相次ぐ配備変更のため長距離且つ至難な機動を余儀なくせられて多大の損害を生じた。

〔悲慘、濠北地区——イドレの転進〕 濠北地区に対しては、昭和十九年九月のモロタイに対する攻撃以後新たな敵の攻撃は行われなかつた。第二方面軍司令部は九月下旬南部セレベスのシンカン附近に移転して全般作戦指導に當つていたがフィリピン決戦の生起にあつたのは所在の接敵部隊をして積極的に作戦してこれに協力せしめる如く指導するところがあつた。

かくして、米軍のモロタイ基地に対する第三十二師団の遊撃作戦は終戦まで継続された。十一月には歩兵第二百十一聯隊長の指揮する部隊をハルマヘラ本島より増強し、次いで同聯隊長戦死するや昭

和二十年一月には歩兵第二百十聯隊長を敵中を突破して派遣し遊撃作戦を続行せしめつつあつた。三月以後敵魚雷艇の妨害活発となりハルマヘラ島との連絡は遮断されたが、在モロタイ部隊は戦闘を続行しつつ終戦を迎えた。

在ソロン第三十五師団は柏徳少将の指揮する部隊を以て昭和十九年十月中旬サンサポールの米軍基地を攻撃して相当な戦果を収め、次いで二十年三月乃至五月の間再び同地を攻撃して敵をして飛行場を破壊して撤退せしめた。

サルミ方面においては昭和十九年八月以後米軍の攻撃活発ならず、特に二十年二月中旬には少数の蘭印軍と交代して撤退したので第三十六師団はトル河の線に勢力範囲を拡張し現地自活に努めつつ終戦を迎えた。終戦時の兵力約四千七百が作戦開始時兵力の約二七パーセントに過ぎなかつたのはこの師団の嘗めた辛酸を物語るものであつた。特にホルランヂヤ地区より転進した兵力約七千が終戦時僅かに六百に過ぎなかつたのは悲慘そのものであつた。

濠北における今一つの悲劇は在マノクワリ部隊のイドレ地区に向う転進によつて生じた。即ち昭和十九年七月マノクワリにあつた第二軍司令官はマノクワリ地区給養兵額縮少の目的を以て同地区の軍直轄部隊の大部を、サゴ椰子の比較的豊富なウインデン、イドレ地区に転進せしめた。この結果多大な損害が生じ、機動路の沿線及び目的地到着後において慘澹たる情景が発生した。

濠北地区における作戦の概要は右の通りであつたが、昭和十九年末頃以来戦局の大勢は既に濠北を去つてゐた。よつて前述の如く同年末以来第二方面軍の兵力及び指揮組織を縮小する処置が相次いで採られた。従つて爾後は旧第二方面軍作戦地域の一部を第二軍司令官が継承し、現地自活と防衛強化に努めつつ終戦を迎えた。終戦時の主な部隊は第五、第三十二、第三十五及び第三十六師団、独立混成第五十七及び第二百二十八旅団等であつた。

五 南東及び中部太平洋方面部隊

〔濠軍との惨烈な戦闘〕 南東及び中部太平洋方面部隊は、早きは昭和十九年三月、遅くも同年十月頃以来主戦場の前方に取り残されていた。これら部隊に対しては昭和十九年九月のペリリュー、アンガウル両島上陸を最後として米軍の新たな攻撃が行われなかつた。しかし米軍と交代した濠軍部隊は概ね同年十一月頃以来東部ニューギニア及びボーゲンビル島に対して積極的攻勢を開始し、終戦に至るまで激戦が続いた。これら部隊の共通の苦難は、ラバウル地区部隊を除いて、長期に亘る補給の断絶に基因するものであり真に惨烈を極めた。その程度は東部ニューギニア部隊において特に甚だしかった。

1 東部ニューギニア方面

〔濠軍の来攻〕 昭和十九年八月、東部ニューギニアの第十八軍が恨を吞んでアイタベ攻撃を打ち切り、ウェワク、ブーツ地区を核心とする遡撃態勢に移つたことは既に述べたところである。

しかるに、アイタベ反撃打ち切り時の残存糧食各人約米四升を以て、自らの衰え切つた体力に病める戦友を抱えながらの遡撃態勢転移は真に惨澹たる光景を露呈した。機動距離は各部隊概ね百料乃至百五十料程度であつたが現地食糧は極めて乏しく、道路は不良且つ峻阻で、九月、十月と経過したが態勢転移は容易に進捗しないのみならず力尽き果てた将兵は相次いで沿道に斃れて行つた。

十二月に入り、漸くにして各部隊は軍の企図した態勢に落着き、主として土人の協力による現地自活施策を開始し前途に仄かな希望を持ち始めていた頃、アイタベ方面の米軍と交代した濠軍部隊は同月中旬第十八軍の西翼たる青津支隊（第四十一歩兵団長青津喜久太郎少将の指揮する第四十一師団の一部）正面に攻撃を加えて来た。

同じ頃漸くにしてトリセリー山系の南側に進出した第四十一師団主力方面に対しても有力な濠軍部隊が来襲した。当時の第十八軍隷指揮下部隊の兵力は約二万七千を算したが約半数は患者で、健康者といえども体力は半分以下に低下しており、重火器、火砲の大部は過ぐるアイタベ作戦において失い、実戦力は一師団を遙かに下廻つていた。

〔第十八軍の奮戦——原住民の協力〕 右の如き実情であつたが、第十八軍將兵は軍司令官の鞏固な統率の下敢然として敵を遡え撃つた。「一人三敵、病人一敵、動けざる者も其場に戦ふ」をモットーとし、全般作戦寄与のためアイタベ作戦の精神を堅持し終戦の日に至るまで約八カ月の遡撃戦を戦い抜いた。濠軍の百数十門を算する火砲と豊富な空中勢力に対する我が戦法は峭壺陣地の固守と挺進潜入攻撃であつた。急迫爆薬を懷いて夜な夜な敵の後方を襲う我が攻撃隊の攻撃は、敵をして夜は防勢に立たしめ、その攻撃速度を著しく低下せしめた。

代用食糧品の補給及び軍需品の担送のためには主として原住民が動員された。大酋長の号令の下原住民は日本軍に対して衷心よりの協力を惜しまなかつた。第十八軍の長期に亘る奮戦の蔭には、自らの食を減じてこれを日本軍に供給し遂にはこれがために生命を失うまでに尽したところの原住民の協力があつたのである。

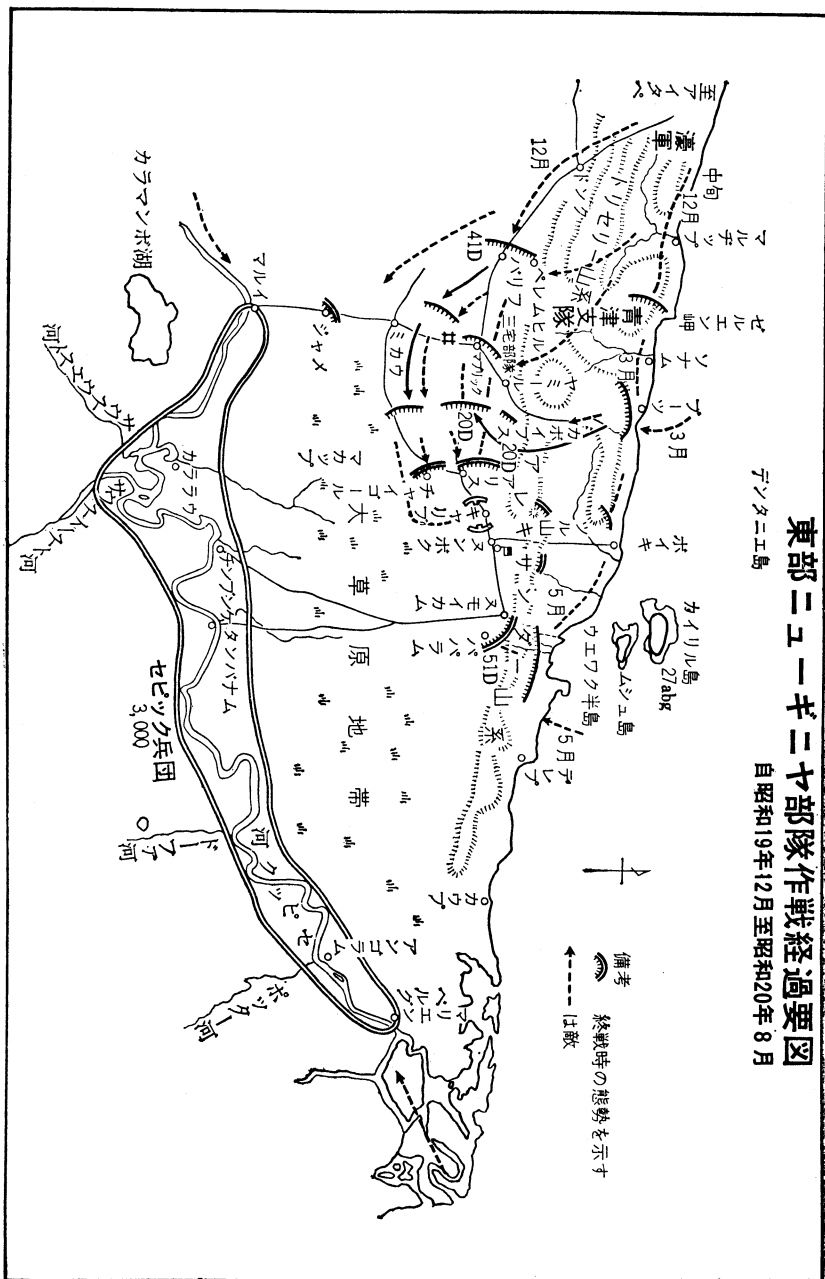
扱て、青津支隊は敢闘克く昭和二十年二月下旬まで敵をソナム地区に阻止し得たが、三月中旬には戦闘はブーツ及びダグアの第二十師団主力地域に移つた。敵は戦車及び舟艇を利用する水陸両棲作戦を以て海岸地帯を逐次突破し、五月初頭にはウェワクに迫つた。ウェワクの海岸地区は、第五十一師団部隊の勇戦に拘らず五月中旬遂に敵手に帰した。

一方トリセリー山系南側地区においては約一旅団の敵は主として空中補給によりつつ我が第四十一師団主力を逐次圧迫し、三月には

東部ニューギニア部隊作戦経過要図

デントニエ島

自昭和19年12月至昭和20年8月



三宅部隊（第二十歩兵団長三宅貞彦少将の指揮する第二十師団の一部）の守備するマブリック地区に迫つた。マブリックは第十八軍の山南複郭の西翼であつた。よつて軍司令官は山南地区の急を救うため、海岸地帯の第二十師団の主力をも山南に転用し、第二十師団及び第四十一師団を西方戦線に併列して、ここに齊整たる複郭地帯の戦闘に移つた。

この間ウェワク地区においては、約二旅団の敵はウェワク南側アレキサンダー山系線の我が第五十一師団の主陣地に対して猛攻を開始した。この陣地帯は第十八軍複郭地帯の東翼をなすものであつた。

〔第十八軍の終局迫る〕 五月、六月、七月を通じ第十八軍複郭の東西両翼において激烈な攻防戦が一日の休みもなく続けられた。戦線に不測の破綻はなかつたが、我が陣地守兵の相次ぐ玉砕によつて我が戦線は逐次の後退を余儀なくせられ、複郭地帯の地積は逐次縮まつた。これに伴い、七月中旬頃に至るや致命的な食糧の欠乏が概ね九月中には訪れることが予見せられ、又保有する弾薬その他の戦力も概ね同時機頃に消尽することが判断された。よつて安達軍司令官は、軍の主力を以て現に戦闘中の複郭地帯において、又一部（セビック兵団と呼称し軍参謀長吉原矩中将指揮）を以てセビック河流域においてそれぞれ玉砕戦を執行するに決し、七月下旬より八月月上旬に亘つて最後の部署を採つた。

しかるに第十八軍の終局は八月八日頃早くも決定的となりつつあつた。即ち同日、敵の有力な一部隊は航空機掩護の下に南方草原地帯を迂回して我が軍主力複郭中央部のキャリブ附近に進入して蟠踞するに至つた。東西両翼よりの攻撃もこれに呼応して愈々熾烈となつた。第十八軍はあらゆる予備隊を繰り出してキャリブ附近の敵を包囲し潜入攻撃によつてその行動を制しつゝ飽くまで計画的戦闘を遂行せんと期しつゝあつたがその玉砕戦況の発生は或は九月を待た

ないのではないかと判断された。

〔終戦——一四万から二万三千へ〕 右の如き状況を以て終戦の大命を拝した第十八軍司令官は直ちに承諾必謹に決し、八月三十日大陸命により再びその隷下に復帰せしめられた第八方面軍司令官の命令に基き、九月十三日当面の濠軍指揮官ロバートソン少将（註、後の日本占領英連邦軍最高指揮官）に降伏した。

曾つて約十四万を数えた東部ニューギニア陸海軍部隊の終戦時の兵力は僅かに約一万三千、主要兵器たる小銃約九、五〇〇、同弾薬一銃宛約三十数発に過ぎなかつた。昭和十七年七月以来約三年間の相次ぐ激戦のもたらしたものは斯くの如き莫大な損耗であつた。第十八軍司令官安達中将は既述の如く、これら陣歿將兵と運命を共にし、その魂魄をニューギニアの地に止めるべく自決した。

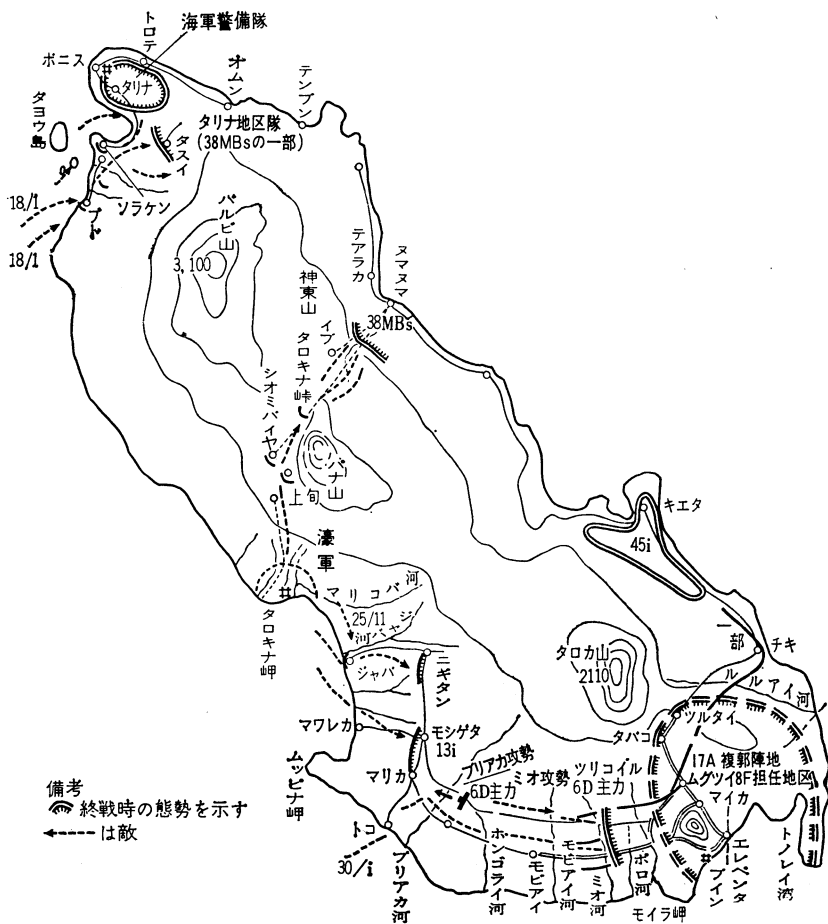
2 ラバウル及びボーゲンビル島方面

〔濠軍の来攻〕 昭和十九年三月頃以来孤立した第八方面軍及び南東方面艦隊は来るべき敵の攻撃に備えて鋭意戦備の強化に努めつつあつたが、果せる哉、同年十月頃タロキナ附近の米軍と交代した濠軍部隊は十一月以来ボーゲンビル島の各所において攻撃を開始した。ラバウル方面に対しても約一旅団の敵が接触して来たが我が堅塁に対しては敢えて積極的に行動しなかつた。しかしボーゲンビル島に対しては軍団長の指揮する有力部隊が執拗且つ全面的な攻撃を続行し同島部隊は終戦に至るまで激戦を継続した。

これより先、第十七軍及び第八艦隊は、昭和十九年三月タロキナ攻勢を中止するや、主力を以てボーゲンビル島南部を、又一部を以てヌマヌマ地区及びタリナ地区を確保して現地自活による遠撃作戦に備えつつあつたことは既に述べた通りである。約半歳の努力の結果、現地自活も漸くにしてその態勢を整備し終らんとする十一月上旬、タロキナ基地を出撃した濠軍は第十七軍防衛態勢の三正面に対

ボーゲンビル島部隊作戦経過要図

(昭和19年11月乃至20年8月)



して攻撃を開始した。

濠軍の第一の矢は十一月上旬、先ず島の中部を南北に横断してヌママ地区に通ずる道路上の要点シオミバイヤ附近の我が部隊に指向された。第二の、而して最も強力な攻撃は、十一月中旬第六師団の西地区ジャバ附近に指向された。而して昭和二十年一月末には第三の矢がタリナ地区に向けられた。一月以後敵地上攻撃の熾烈化に伴い、敵機の活動も逐次激化し、土民兵の活動も漸く盛となり、原住民にして敵に奔るもの続出して我が遠撃戦は愈々困難となつた。

〔第八方面軍司令官の精神〕 これより先、第八方面軍司令官今村大將は、戦線の後方に取残された外征軍として空しく祖国の敗北を見るに忍びず、苟も敵と戦ふ機会に恵まれた將兵はその戦場を死所として必死敢闘し、以て些かなりとも全局作戰に寄与せんことを念願し、この精神に基いてラバウルを始めとする部下將兵を指導して来ていたが、昭和二十年二月七日左記要旨の命令を自ら起草して第十七軍に与え、同軍をして必死敢闘所在の敵に対し積極的に作戰せしめる如く指導するところがあつた。

一、戦局今や皇国興廢の関頭に直面する秋に臨み方面軍の任務及企図は一人十殺全軍玉碎以て敵の人的戦力を破摧し全局作戰の遂行を容易ならしむるに在り

二、第十七軍司令官は左記要綱に準拠し現地自活態勢の確立及戦力の増強を図りつつ補給可能の限度に於て積極的に作戰し皇国全般作戰に寄与すべし

1 方面軍將兵の共通一貫の根本任務は一人十殺以て敵戦力を破摧するに在り

2 敵の来攻に際しては果敢に反撃し之を撃砕すべし 第十七軍に要域確保の任務なし

3 斥候、伝令及目的を達成せる挺進攻撃部隊並に遊撃隊以外の戦闘行動に入れる軍隊及將兵は断じて後退することなく其

の戦場を死所となし以て悠久の大義に生くべし

4 戦傷者の治療は衛生部員の第一線進出に依り行ふを要し負傷せる戦友の介護は許されず又負傷者戦線よりの後退は軍法に問はるべきものとす

〔第十七軍の奮戦〕 第十七軍(軍司令官は四月以後百武晴吉中將に代り神田正種中將)は右命令に基き困難な状況下常に全玉玉碎の覚悟を以て奮戦した。南部ボーゲンビル島においては三月下旬第六師団主力(師団長は四月以後秋永力中將)約三、三〇〇の兵力を以てプリアカ河に敵を邀えて反撃を行い、又六月以降同師団の残存兵力約二、五〇〇を以てミオ河畔において反撃作戰を決行し、先ず敵の戦車群を襲つてこれを撃破し、次いで敵の後方深く挺進してその補給線を攻撃し、折柄の雨期と相俟つて敵の攻撃を著しく消極的ならしめた。

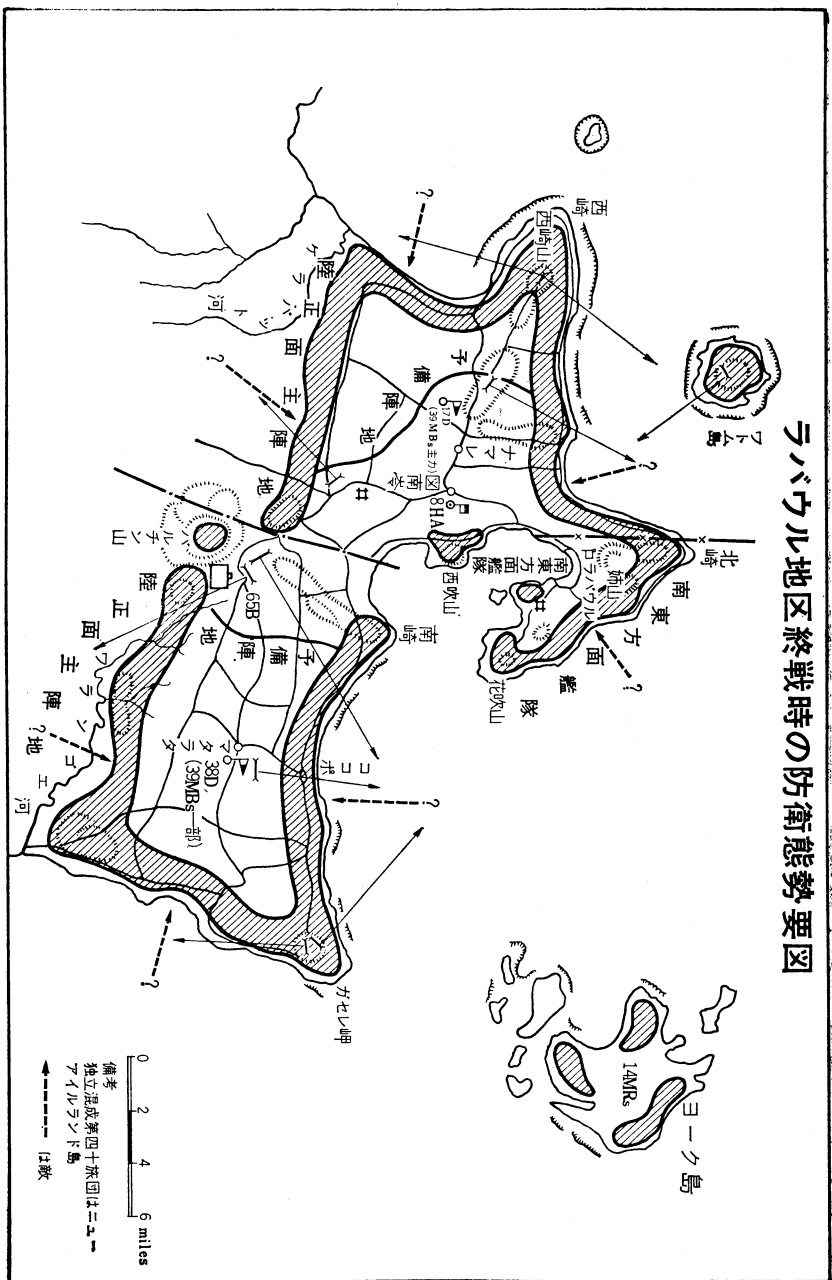
ヌママ方面の独立混成第三十八旅団主力(元第十七師団の部隊を以て編成せるものにして旅団長は木島袈裟雄少將)も寡兵克く敵の前進を阻止しつゝ八月に入つたタリナ地区部隊は四月末頃タリナ附近に圧迫せられたので独立混成第三十八旅団長は一度はこれをヌママ方面に転用したが、第八方面軍及び第十七軍の指導により再び敵中を突破してタリナ附近に復帰せしめ、同地附近を守備していた海軍部隊との協同を維持せしめた。

第十七軍司令官は四月、全般の情勢を判断してエレベント地区に最終的決戦陣地帯を構築するに決し該地附近後方諸部隊のはかにフアウロ島、ショートランド島及びキエタ方面の兵力を集結して設定を開始した。

〔終戦——濠巡洋艦上にて降伏調印〕 ボーゲンビル島においては右に述べたように約九カ月に亘る苦戦の末、漸く最後の段階に入らんとする時終戦が訪れた。

ラバウル方面部隊も前述せる今村方面軍司令官の第十七軍に対す

ラバウル地区終戦時の防衛態勢要図



る命令の精神に徹して作戦準備を整え、第十七師団及び第三十八師団を基幹としてラバウル周辺において第二智崎の戦況（註、蒙古を撃退した文永、弘安の役）の再現に満々たる自信を固めつつあつた時終戦となつた。因みにラバウル地区において構築せられた洞窟陣地の延長約三〇〇軒、配備せられた軽砲五〇〇門、重砲七六門、尚現地製爆弾砲二〇〇門、同じく臼砲四〇〇門、同じく火焰発射器二〇〇組を算し、方面軍司令官以下全員現地製対戦車爆雷一箇を装備し、作戦準備の周到と現地自活の完璧と相俟つて将兵の士気頗る旺盛なものがあつた。その兵力はラバウル直接地区陸海軍合計約九万（陸軍五七、〇〇〇、海軍三四、〇〇〇）のほかは外郭防衛線たるニューアイランド島に合計約一万三千（陸軍約七、七〇〇、海軍約五、〇〇〇）であつた。

大命に基き第八方面軍司令官今村大將は直ちに承認必謹の方針を定め、隸下陸軍部隊（第十七軍及び八月三十日隸下に復帰せしめられた第十八軍を含む）を代表し、南東方面艦隊司令長官草鹿中将と同道して、九月六日ラバウル沖の濠海軍巡洋艦上において濠洲第一軍司令官スターディ中将に降伏した。

3 中部太平洋方面部隊

ギルバート、マーシャルに引続き昭和十九年サイパン、テニアン、グワム、ペリリュー、アンガウル等の島々を失つた中部太平洋の戦域においては、爾後緩徐な空襲及び掃蕩戦が行われたほかには新たな敵の攻勢は無かつた。グワム、ペリリュー、アンガウル等の島においては残存した一部のわが軍がなお抵抗を続けていたが大勢としてはわが方は反撃を企図するに余地なく、各部隊は困難な現地自活と戦いつつ愈々陣地を固めて敵の来攻に備えると共に中部太平洋における敵の動静を偵知して全般情報に資しつつ終戦を迎えた。珊瑚礁に配置された部隊の食糧事情は特に悲惨であつた。

〔取残された部隊の降伏〕 パラオの第十四師団、独立混成第四十九及び第五十三旅団をのぞく全般指揮にはトラックの第四艦隊司令長官小林中将がこれに當つていた。主な陸軍部隊は第五十二師団、独立混成第四十八、第五十、第五十一、第五十二旅団、南洋第一、第二及び第四支隊、並びに独立混成第九、第十、第十一、及び第十三聯隊等であり、又主な海軍部隊は第四艦隊（第四及び第六根拠地隊）並びに第三十根拠地隊（在パラオ）であつた。これらの部隊はギルバート、マーシャル、カロリン、マリアナ、ウェーキ等の島々に分散配置されていたが、それぞれ終戦と共に進駐して来た米軍に降伏した。

六 引揚げ及び復員

1 概 況

〔終戦時の外地日本陸海軍〕 終戦時対ソ方面以外の外地にあつた軍隊の配置は附図第十一の通りで、又各地域別の兵力概数は次表の通りであつた。

終戦時外地部隊（対ソ方面除く）地域別人員数一覧表

地 域	主要部隊名	陸 軍	海 軍	小 計
朝鮮	第十七方面軍 鎮海警備府部隊	三二〇、〇〇〇	二六、四三三	三二九、四三三
中 国	支那派遣軍 支那方面艦隊	一、〇五九、七〇〇	六三、七五五	一一、二三四、四五五
台 湾	第十方面軍	二二八、〇〇〇	四六、七三三	二七四、七三三
南西諸島	高雄警備府部隊	四〇、八三三	九、七六六	五〇、六九九

十万に上る作業隊の残置であつた。

右のほか、降伏軍隊はいずれも内地帰還までの間に、給養の不足、生活環境の逆転、困難な部隊の移動、戦犯裁判の脅威等敗軍の辛酸を具に嘗めなければならなかつたが、既述の如く米軍よりの帰

地域	時期	
	昭和21	昭和22
南朝鮮	9 11 3 5 7 9 11	3 5 7 9 11
沖繩		
中部太平洋		
比島		
中国	葫蘆島經由満洲引揚	
台湾		
マレー、 スマトラ		(南方作業隊)
ジャバ		
ボルネオ		
仏印		
豪北		
ニューギ ニア、ビ スマン		
モン		

還船の貸与によつて昭和二十二年末までに、一般邦人を含めその大部の内地帰還を終つたことは対ソ方面部隊に比すればせめてもの幸であつた。その地域別集団引揚状況は上表の通りである。

2 中国軍管区

中国軍管理下の部隊及び邦人は蔣総統の「恨に報ゆるに暴を以てする勿れ」との方針により、大局的には比較的順調に内地に帰還した。引揚げの開始は昭和二十年十月、大部の終了は二十一年七月であつた。

〔国共相剋による苦難〕 中国方面終戦処理の特徴の一つは、既述の如く国共相剋に原因するものであつた。終戦直後国共両系軍隊の対立は日を逐うて表面化して来たこと既述の通りであるが例えば支那派遣軍総司令部の所在地であつた南京周辺においてすら中共系を含む各種雑軍が競つて無統制に我が軍隊の武装解除を要求して来た。即ち当時中国各地に散在した日本軍特にその兵器裝備の接収は国共両軍の激しい争点となり、就中楊子江北の江蘇、山東方面は従来中共系新四軍の勢力圏であつた關係上所在の我が軍に対する中共系軍の投降要求は執拗で、これに應ぜざる時は優勢な兵力を以て我を包囲攻撃するような状況が随所に発生するに至つた。しかるに支那派遣軍及び支那方面艦隊は先に一般命令第一号にて蔣総統に降伏し、何応欽陸軍総司令の指示により終戦処理に當ることになつてゐたが、何応欽総司令よりは中共軍はこれを土匪と看做すべく、これに武器を引渡すが如きは日本軍の重大なる不信行為と看做すべき旨の指令が屢々發せられその態度嚴重を極めた。しかし当時重慶軍の江北への進出は交通網の不良その他に基因して甚だしく遅延し、従つて例えば揚州北方地区の一部我が守備隊の如きは昭和二十一年初頭頃においてもなお中共軍の重囲下に武器をとつて抵抗を続けなければならぬやうな苦境に立たされたのであつた。

既に停戦の命令が発せられた後においてはおお將兵をして兵火の下に立たしめなければならぬことは誠に忍び得ないことであつたが、支那派遣軍は蔣總統の命令に反した場合の全軍將兵及び居留民に与える悪影響の甚大なるべきをも憂慮し、一意大命に基き国民政府側の指示に従つたのである。なお仮に中共軍に投降した場合、その將兵を近き将来無事内地に帰還せしめる途はないものと当時一般に判断されていた。

以上の如き支那派遣軍の苦境は、爾後国共両軍戦闘の焦点が漸次満洲に移つたことによつて緩和され、各部隊は逐次国民政府軍との接触をとり得るに至り、その武装解除を受けるに至つた。

〔山西の閻錫山に降伏した第一軍〕 在中国日本軍の終戦後の環境中、今一つの特色は山西の閻錫山に降伏した第一軍の例である。閻錫山はその対中共防衛等のため、日本軍の武器のみならず日本軍民の技術をも利用せんとして日本人の留用を希望した。その結果第一軍の復員帰還の開始が遅れ、事態は大いに憂慮せられたが、爾後支那派遣軍の督促により大部の兵力は京津地区を経て内地に帰還し得たのであつた。

なお北緯十六度以北の北部仏印地区は当初中国軍管区に入れられていたが昭和二十年十二月二十六日、英仏華間の申合せによつて中国軍は撤退し南部仏印と共に仏軍が管理に當ることとなつた。

3 東南アジア軍管区——英軍管区

この地域は元來英國の勢力範圍のほか、仏蘭西及び和蘭の勢力範圍に属する地域をも含んでいた。当初我軍は、主として英軍より成る東南アジア軍に対して降伏したが、實際においては英軍の手は中々廻らず、部隊を派遣して我軍の武装を接收したのはビルマ、タイ、南部仏印、マレー及びスマトラの一部で、小スンダ、セレベス、ハルマヘラ、蘭領ニューギニア等の地方においては濠軍がこれ

に當つた。仏軍は昭和二十年末頃進出して仏印において英軍に代つたが、蘭軍の進出は遅延しインドネシアにおいては比較的長く混沌たる状態が続いた。

〔総司令部シンガポールに移動——寺内元帥病歿〕 南方軍総司令部官寺内元帥は停戦以來依然全般指揮に任じていたが、対英連絡を考慮し昭和二十一年三月十五日、その司令部を南部仏印のダラットよりシンガポール附近に移動した。同年六月十二日寺内元帥の病歿後は第三航空軍司令官木下中将これを代理し、南方軍総參謀長沼田中将の補佐を受けて終戦処理に當つた。

この管区にあつた我が軍隊及び一般邦人の引揚は昭和二十二年十一月南方作業隊の内地帰還を以て終了したが、それまでに嘗めた辛苦は尋常のものではなかつた。

〔安南暴動及びインドネシア独立運動に関する紛争〕 先ず起きたのは南部仏印の安南に生じた越盟団の暴動に基因するものであつた。この暴動は独立運動の背景を持つもので、これが鎮圧掃蕩には主として英仏軍が當つたが、我軍の一部もこれに使用され終戦後ながら一部の死傷を生じた。

次いで起きた問題はインドネシアの独立運動に関連する紛争であつた。従來我軍はインドネシアの独立を指導援助し、その独立準備が始ど最高調に達した時に終戦となつたので、インドネシア人は爾後引き続き独力を以て独立を達成せんとした。これがために彼等は、英軍及び蘭軍の進駐遅延に乗じて先ず行政の委譲を、次いで我軍の武器の委譲を要求した。行政委譲の要求は従來の経緯よりすれば尤もな要求であつたので我が現地軍は軍政を実質的にインドネシア人に委譲するの已むを得なかつたものの、武器の引渡しは終戦処理の大局上不可能であつた。しかしインドネシア側はこれを不満としジャワの諸所において我が小部隊を襲撃し、或は武器弾薬を強奪する等の状況が発生した。

次いで十一月以降には彼等は進駐した英軍との間に武力闘争を開始し、スマラン地区においては日本軍も英軍の側に立つてインドネシア軍と戦わなければならなかった。そのために我軍においても約六百名の犠牲を生じた。状況かくの如く全ジャワにおける我軍及び在留邦人の大部はインドネシア人の反感を受けるに至り、集結の暇もなくしてインドネシア側に抑留され孤立する有様となつた。このような状態は特に中、東部ジャワにおいて甚だしかつたが、間もなくスマトラ及び小スンダ列島方面にも波及し形勢予断を許さないものがあつた。

連合軍においても事態を重視し昭和二十一年三月、ジャワ地区日本人の救出を企図し、これが実行を南方軍に命じた。ここにおいて南方軍総参謀長沼田中将及び在ジャワ独立混成第二十七旅団長馬淵少将等は四月初頭以来現地折衝の結果六月中旬日本人大部の島外送出に成功して問題は解決した。

〔作業隊の残留問題〕 他の一問題は、昭和二十一年大部日本人の内地帰還後も約十万の作業隊を東南アジア地域に残留せしめられたことであつた。連合軍のかかる要求の趣旨は戦災の復興と食糧の増産とに協力せしめるにあると伝えられた。かくて左の配置を以て作業隊が残留せしめられた。

ビ	ル	マ	三	五、〇〇〇名
タ	イ	マ	九、〇〇〇名	
マ	レ	一	二二、〇〇〇名	

第五章 占領下の日本

昭和二十年九月二日のミズーリ艦上の降伏調印によつて、日本と連合諸国との戦闘行為は正式に終熄したが、しかしそれをもつて戦

シンガポール 二四、二〇〇名
蘭 印 一四、三六七名

これら作業隊員は強制労働に服せしめられ、しかも内地帰還時機不明のため、絶大な不安焦慮にかられたが翌年十一月末を以て内地引揚げを了し事態は落着した。

4 濠軍管区と米軍管区

濠軍管区は、ボーゲンビル島、東部ニューギニア及びボルネオ等の食糧事情極めて窮迫した地域を含んでいたため、引揚時機を早められ、大部は昭和二十一年六月までに復員を終つた。そのうちで東部ニューギニア部隊は二十一年一月中旬に復員を終つたものの、長期の作戦に疲憊その極に達していた上に、濠軍の管理下に入つた後の給養も不足したため、終戦後の僅か五カ月間に終戦時の僅少な残存兵力中更に約一五%を失つた。

ラバウル地区部隊は内地帰還まで自活の傍ら可成りの濠軍作業に従事せしめられたが、今村第八方面軍司令官の適切な指導によつて概ね整齊順調に引揚げを了した。

米軍管区もまた濠軍地域と同様に食糧事情急迫していたため、内地帰還は他の全地域に先だつて着手され、大部は昭和二十一年初頭に終了した。この間グラム、フィリピン等において未だ終戦を知らずして遊撃戦を行つていた日本将兵の救出については米軍の尽力に負うところ大であつた。

争の終結を意味するものではなかつた。日本にとつては、その後約七年の永きに亘る連合国の軍事占領下に、降伏条項を忠実に遵守、

履行すべき試験の期間が残されていたのである。

日々の待望した独立と主権の回復は、昭和二十七年四月二十八日、米国はじめ西欧連合諸国——一部の国を除く——との講和条約発効に伴い漸くにして達成せられ、ここに今次大東亜戦争は一応の結末を見るにいたつた。しかし、サンフランシスコ講和条約に調印しなかつたソ連諸国及び一部のアジア諸国との間には、いまなお法的には戦争状態が続けられている。

占領下における日本には、絶望と昏迷の裡に幾多の変革がもたらされたが、次にその経緯を概説する。

1 占領統治の機構

〔占領統治の主動權〕 日本の占領は、ソ連を含めた関係連合国の占領であつたが、対日戦争に最大の犠牲を払い且つ占領のため最大の軍隊を送つた米国が、当然の結果として占領統治の主動的権限を把握した。即ちマックアーサー元帥は「日本の降伏を受諾し、且これを実行にうつす目的をもつて」連合国最高司令官に任命され、九月二日の降伏文書調印においても、米国の代表としてではなく、すべての連合国を代表する最高司令官として署名し、日本占領に関する唯一無二の執行機関となつた。

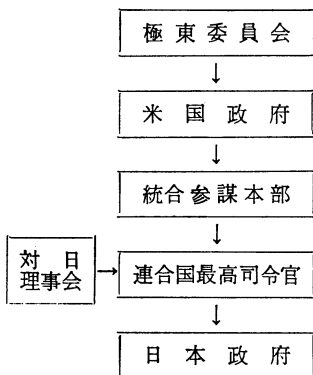
而して、連合国の対日占領政策は、勿論ボツダム宣言を基礎として行われたものであつたが、その具体的基本方策の基準は、昭和二十年八月二十九日、米国政府によつて發出された「米国の対日管理政策」の線に沿つて実行せられた。かくして、連合国による占領とはいひながら、事実上米国政府の意図に基き、マックアーサー元帥の手によつて、その占領統治は運営せられて行つたのである。

このような手続きは、占領当初早速にとられたものであつたので、その後若干の調整が行われた。即ち昭和二十年十二月、モスクワの米英ソ三国外相会議の結果、日本占領の運営機構として極東委

員会と対日理事会の設立が決定され、昭和二十一年初頭からその活動を開始するにいたつた。極東委員会は、立法機関であつてワシントンに設置され、十一箇国がその構成国となり、その後ビルマ及びバキスタンの加入により十三箇国となつた。この委員会は、連合国最高司令官に対し連合国の対日占領政策の基本に関する指令を発し且つ最高司令官の下す決定を「再審」する権限を持つものであつた。対日理事会は、米、英、ソ、中国の四カ国が参加する諮問機関であつて東京に設置され、その機能は、極東委員会の下す決定に関連し現地において最高司令官と協議し、これに助言を与えるものであつた。

かくして、連合国の日本管理——占領統治——に関する系統は、次表に示すように整備されたのであるが、實質的には米国の行き方には変りなく、これに加ふるにその後の世界情勢の変化——米ソ兩陣營の対立抗争——により國際的対日管理機関としての機能価値は著しく減少するようになった。

日本管理の系統



〔軍隊の態様・方式〕 連合国の日本統治は、正しく勝者の敗者に對する自己意志強制のための行為であつて、それは本質的には武力

の威圧を背景とする所謂軍政の施行に外ならぬものであつた。しかし、占領当時における日本の特殊な環境——日本本土が占領されていなかったこと、軍事力及び政府機能が崩壊していなかったこと、連合国の分割進駐が行われなかつたこと等——によつて、その統治の形態は、直接的軍政方式によることなく、間接的支配——日本の政府機構を通ずる統治——が行われた。即ち、被占領下の日本側の公的機関は、各種の分野においてその権力を行使はしたが、実際上の支配者は、いうまでもなく連合国最高司令官であつたのである。

既に述べた如く、連合国最高司令官たるマックアーサー元帥は、関係連合国を代表して日本を占領統治すべき広大な権限と権力とを与えられた。同司令官に対し米國政府から昭和二十年九月六日附与された文書においては「貴下は貴下の使命を遂行するため適当と思はれるいかなる権限をも行使しうるのであらう。われわれと日本との関係は、相互の取りきめによつたものでなく、無条件降伏によつたものである。貴下の権限は至上であり、したがつて、その権限の範囲につき日本側にたいしてなんらかの疑義をもつ必要はない」と述べられており、最高司令官は日本統治にあたり、天皇その他の日本政府機関に対しては、便宜の手段として可能の範囲に利用するといふに過ぎなかつたのである。

連合国最高司令部の機構は、右の如き間接統治に適應する編制がとられていた。即ち総司令部は、純軍事部門のほかに、各分野の占領行政を担当する十数の部局——民政局、経済科学局、民間諜報局、民間情報教育局、天然資源局、民間運輸局、化学局、会計局、公衆保健福祉局、民間財産管理局、統計報告局、物資調達所等——から構成され、それらの部局は、それぞれ日本政府の該当機関を管理支配して業務を遂行した。又地方行政については、第八軍民政部及び全国に設けられた府県民政班によつて、米穀供出、徴税、教育、宗教、選挙、裁判、地方行政一般に亘つて管理せられた。

これら占領統治の機構は、占領期間を通じ大体において変化はなかつたが、その要員は占領業務の一段落するに伴い昭和二十四年頃から逐次減少して行つた。特に第八軍民政部及び府県民政班は、昭和二十四年七月廃止され、その業務及び責任は八地方民政班に引継がれた。同時にこの地方民政班は、総司令部内民政局の統轄を受けることとなり、第八軍司令官は民政業務の責任を解除されることとなつた。かくして、連合国の対日占領管理は、主として中央政府に対する大綱事項に集約され、逐次日本政府の責任と創意とを尊重する傾向を辿りつつ占領の終期を迎えることになつたのである。

2 占領政策

連合国の日本占領は、日本にとつて前例のない、かつ急速な「変革」の時期を画したものであつた。一民族が、流血を見ることなくして、その基本的制度と生活形態の変革をこのように徹底的に行わしめられたことは、史上未だかつてその例を見ないところである。

連合国の対日占領政策は、二つの経過を辿つた。即ちその一つは、占領当初の概ね二年間になされた占領の基本的任務たる旧日本の破壊と無力化——日本の戦争態勢並びに戦争能力の解消と民主主義的な政治、社会、経済機構の改革——の遂行であつた。他の一つは、その後の米ソ両陣營の対立抗争という新事態に対処するためとられたところの西欧陣營の一環としての新日本の育成、強化の施策であつた。しかして、これら二つの傾向には、本質的に相矛盾する要素を含んでいたもので、被占領国としての日本をして少からぬ昏迷に陥らしめる結果を招来した。

連合国の採つた占領政策の全貌を詳述する余裕はないが、その概貌を述べると次のようなものがある。

〔占領政策の基本原則〕 連合国の日本占領政策の原則は、ポツダム宣言に明示され、その具体的方策の基準は、前述した昭和二十年

八月二十九日米國政府から發出された「米國の対日管理政策要綱」によつて規定された。

右要綱の内容は概要次の如きものであつた。

一、終局の目標 國際連合憲章の理想及び原則に従ひ他の諸國家の權利を尊重し米國の諸目的達成を支持する平和にして責任ある政府を樹立することである

二、連合軍の機能 軍事占領——降伏條件を履行させるため日本本土の軍事占領を行ふが占領軍は米國により任命される總司令官の統率下におかれる

日本政府との關係——天皇並びに日本政府の権能は總司令官に従屬せしめられ、總司令官は降伏條件の実施、占領実施のため樹立された政策の遂行および日本上陸に必要な一切の權力を掌握する

政策の弘布——日本國民及び世界一般は占領の目的とその達成上の進展に關し不斷に詳細な情報を与へられる

三、政治 武装解除並に軍國主義の抹殺——これは占領の主要任務であり即時断乎として遂行されねばならない 日本は、陸、海、空軍、秘密警察組織乃至いかなる民間航空も持つことを禁ぜられる 陸海軍高級官吏、國家主義者、軍國主義的組織の指導者達は將來の処分のため抑留され公共乃至重要私的責任のある地位から排除されるべきである

戰爭犯罪人——連合國捕虜その他の國民に對し殘虐行為を加へた人物をも含め最高司令官または適當な連合國機關により戰爭犯罪人として指名された人物は逮捕、訊問をうけ刑の宣言をうけた場合は処刑される

個人の自由および民主主義過程への希求の助長——占領直後信教の自由が宣言され國家主義的、軍國主義的諸団体乃至その運動が宗教の蔭に隠れることが許されぬ旨明らかにされる

集会並びに公論の權利を保有する民主主義的諸政黨は占領軍の安全を保持する程度に於て奨励せられ、また政治的理由にもとづき日本当局によつて不當監禁されていた者は釈放され、司法、法律、警察組織は改組され個人の自由と民權を保護するために漸進的に導かれる

四、經濟 經濟上の非軍事化——日本軍事力の現存經濟基礎は破壊され復興は許されぬ のために必要な措置がとられるが、日本國內の現存生産施設の最終処分については目録作成後に決定される ただし民主制度に直に轉換しうる施設は非常の場合を除き破壊されてはならない

民主主義制度の助長——民主主義的基礎に基いて組織された労働、工業および農業における諸組織の結成は奨励され支持される 一方大産業コンツェルンおよび金融コンツェルンは解体せしめられる

平和的經濟運動の再開——日本國民は物質的再建に着手しその經濟活動および諸制度を徹底的に改革する道を見出すべきであるが、政府はこれらに關連しその責任において必須な公共事業、財政金融、重要物資の生産、配給などを含む經濟活動を管理することを許される

賠償、返還——賠償は日本の保持する領域外に位置する日本の財産の委譲並びに平和的の日本經濟乃至占領軍に對する補給に必要でない物資、施設の委譲により行はれ、一方判別し得る一切の掠奪資産は完全且つ即時に返還が要求される

財政、貨幣並びに銀行政策——日本当局は總司令官の承認および檢閲の下に依然として國內の財政、貨幣およびクレディットに關する政策の管理、指導に對し責任を持つ

國際通商および金融關係——日本は終局において世界の他の國家と正常な通商關係を再開することを許容されようが、占領

期間中は適当な統制の下に平和目的のために必要な原料および他の商品を輸入し且これに対する見返りとして輸出を許可されるであらう

在外日本資産——在外資産および降伏後日本から分離された地域にある日本の資産は皇室および政府が全部乃至一部を所有する資産を含み占領軍当局により明示され連合軍当局の決定による処分に任される

日本国内における外国企業に対する機会均等——日本当局はいかなる外国企業に対しても独占的乃至優先的機會乃至条件を与へず或は経済活動のいかなる重要部門の統制権をも譲渡せぬこと

皇室の財産——占領の諸目的を実施するために必要ないかなる行為も免除されない

〔軍事的無力化政策〕 マックアーサー元帥統率下の陸、海、空の連合国部隊は、極めて平穩裡に日本本土に対する軍事占領のための進駐を完了した。この軍事占領後、先ず第一に採られた措置は、いうまでもなく日本の軍事的無力化の政策——復員及び完全無欠な武装解除と所謂軍国主義の抹殺——であつた。

復員及び武装解除は、既に述べた如く順調に進捗し、十一月三十日、陸軍省及び海軍省がその一切の附屬機関と共に廃止せられるや、その業務は同日新設の第一、第二兩復員省によつて引継がれたが、これらもまた翌昭和二十一年六月十四日廃止せられた。その後復員庁第一、第二復員局より厚生省に移管され、最後に昭和二十三年五月三十一日、厚生省引揚援護庁復員局として復員業務を遂行しつつ今日に及んでいる。

この陸海軍の解体及び武装解除と併行し、所謂軍国主義の抹殺に關する措置は、日本民主化の名において峻厳に押し進められた。即ち昭和二十一年一月四日の所謂「追放指令」に基いて、約二二万人

——うち約一八万人は元軍人——が追放せられ、同時に日本の超國家主義的且そ軍国主義的諸団体、諸組織の解体が実施せられた。又これらの措置と関連し、旧軍人全般に対する報復的処罰行為として恩給権が停止せられ、ために、國家の意志に忠実に随順して戦死した人々の数百万に上る遺家族の生活権まで剝奪せられるに至つた。その反面、戦時中の政治犯人を釈放し、しかのみならず、それらの政治犯人に選挙権と公職保持の権限を復活すべき指令が発せられた。かくして、日本の軍事的無力化政策は、急速に進展して行つたのである。

〔文明の名によつて行われた戦争裁判〕 勝者たる連合国が、敗者に課したるものに戦争裁判があつた。それは文明の名において行われた報復的処罰であつた。

日本の国際戦争犯罪人に対する起訴状は、昭和二十一年四月二十九日、極東國際軍事裁判所に廻付されたが、起訴された所謂A級の被告は東條英機元大將はじめ滿洲事变前後から日本の戦争指導に關与した重臣、軍人、外交官など二八名であつた。その起訴理由は、平和に対する罪、戦争法規違反の罪、人道に対する罪の三つを骨子とするものであつた。この裁判の審理は、昭和二十三年四月をもつて終了したが、同年十一月十二日にいたり、七名が絞首刑、一六名が終身刑、一名が二〇年、一名が七年の禁錮刑をそれぞれ宣告された。なお大川周明被告は精神異状のため、又松岡洋右、永野修身の兩被告は病死のため、その後それぞれ起訴状より削除された。

その後若干の経緯はあつたが、東條英機、松井石根、土肥原賢二、板垣征四郎、木村兵太郎の各元陸軍大將、武藤章元陸軍中將、広田弘毅元首相の七名に対する絞首刑は、遂に昭和二十三年十二月二十三日未明、対日理事会四箇國代表立会の下、巣鴨拘置所において執行せられ、これら七氏は、祖国の繁栄を祈念しつつ絞首台上に消えていつたのである。

かくして、前述した如く日本の基本的形体であつた軍事、政治、経済の旧制度、機構に対する破壊的荒療治に引続き、日本民主化の名の下に、新憲法の制定、選挙法の改正、農地改革、警察及び教育制度の改革、労働制度の確立、財閥の封鎖及び解体、各種統制団体の解散、国家と神道の分離等一連の政策が矢継早に具体化されて行つた。特に新憲法は「天皇の象徴化」、「主権在民思想の確立」、「非武装、戦争放棄」等を明示したが、それは日本にとつて画期的の「変革」を意味するものであつた。

これらの諸政策は、日本にとつて好ましいものと、好ましくないものとあつたが、いずれにしても日本の意志とは無関係に、勝者の一方的見解によつて与えられたものであつて選択の自由は存しなかつた。しかのみならず、マ元帥の声明にも明かな如く、それらが、手段として日本政府の手を通じて行われ、あたかも自発的意志であるかの如き態度を採らざるを得なかつたことと、かかる態度が無意識の間に、「与えられ押しつけられたもの」を「自らから取つたもの」との錯覚に陥つて行つたことは、まさしく敗者としての日本の悲運であつた。

〔占領政策、混乱と飢餓とを救つ〕 しかし一方、連合国占領政策の果敢な遂行は、終戦後虚脱状態に陥つていた日本政府に対し權威と活力とを与え、混乱に陥らんとしていた国内に秩序と統制とを恢復し、將に飢餓と困窮に瀕せんとしていた日本国民に食糧と経済的援助とを与えた。その結果、とにかくにも、日本をして再建の方向に立ち上らせたのである。

3 戦禍——失われたるもの

〔国土の喪失〕 敗戦により日本の宗主権は、本州、北海道、九州、四国並びに対馬列島を含む約一、〇〇〇の周辺諸小島に局限された。その結果、戦前約六八万平方料の国土は概ね半減し、この狭

少な国土の中に、約七百万人に達する海外からの復員及び引揚者を収容し、年々百万人を超える自然増加を加えて行くべき運命に陥つた。

又小笠原、沖縄、鹿児島県の一部（奄美大島）及び千島の一部等は、いまなお外国軍隊の占領下にあつて、速かな日本への復帰を渴望しつつある。

これに加うるに、鮮、満、華のアジア大陸諸国との政治的、経済的、文化的提携、交流の途を梗塞せられてしまつたことは、日本再建の前途に一大暗影を投ずるものと云わねばならぬ。

〔人の損害〕 今次大戦において、交戦各国の兵員、一般市民合せての死者総数は約二千二百万人、傷者は約三千四百万人と見積られているが、大東亜戦争による日本の人的総被害は、軍人、軍属、官民を合し約二六〇万人に上つた。その内容は次の如くである。

区分	損害別			
	陸軍	海軍	官民	計
死亡行方不明	一、四三三、〇〇一	四九七、七〇〇	六五八、五五五	二、五七、四〇六
不具、癩疾	八五、六〇〇	八八、八五五	不 明	九、五五五
計	一、五二八、六〇一	四八六、六〇五	六五八、六〇五	二、六七一、九三二

註一、本表数字は復員局及び経済安定本部の報告を基礎として累計した最新のものである。

二、陸海軍の数には各々軍属を含む。

三、官民の死亡数には、終戦後満支で死亡した一七〇、一〇〇、沖縄における市民一六五、〇〇〇及び内地における行方不明

二四、〇一〇を含む。

四、陸軍の不具、癩疾数は概算である。なお不具、癩疾九四、五一五の内約二〇、〇〇〇は終戦後死亡しているものと思われる。

なおこのような損害のほか、戦災による罹災者約八七五万人を出した。

その損害内訳に明かな如く、官民即ち銃後人口の比率が大であることは、今次戦争の特質である。又既に述べた如く、銃後人口の損害総数約六六万人の内半数の約三〇万人が死亡し、その殆ど大部が無差別爆撃及び原爆被害であることも着目を要する。

【物の損害】 安本の調査によれば、一般的国富の被害額は、昭和二十年八月十五日現在の価格で総額六五三億円、このうち直接被害額は四九七億円、間接被害額は一五六億円である。

又軍事的国富の被害は、戦闘用兵器等を含まない艦艇及び航空機について見ると（終戦時残存したものは被害と看做す）、総額四〇四億円、このうち直接被害額は、三三九億円、間接被害額は六五億円である。

これら一般的国富と軍事的国富の被害総額は、実に一、〇五七億円となり、これを昭和二十三年末現在の価格に換算（六五倍）すれば、六兆八、六九四億円の巨額となる。

部門別	被害	最高被害率	最低被害率	その他主要業種被害率
動力工業		八六・〇％ (石油精製)	（水力電気）〇	三三・二％ (火力電気)
鉄鋼工業		二四・五％ (銑鉄)	（普通鋼）一四・四％	—
非鉄金属業		（アルミニウム）二五・三％ (ニッケル) 五・七％	（鉛他二種）カ・〇％	三三・二％ (電気銅) 三三・二％
機械工業		（真空管）五・一％ (真鍮) 五・一％	（電気機関車）カ・〇％	三三・二％ (工作機械) 三三・二％
化学工業		（硫酸）四・四％ (梳毛) 四・四％	（板硝子）〇・七％ (スフ) 〇・七％	三七・〇％ (セメント) 三七・〇％
繊維工業				（製紙パルプ）一〇・四％ (繊維) 一〇・四％

工業生産設備能力の部門別の最高最低被害率（安本調査）は上表に示す通りである。

右に述べた物の損害は、調査困難な無体財産の損失、艦艇及び飛行機以外の軍事的国富の喪失、在外財産の喪失、或は賠償による設備の撤去に伴う能力の喪失等による多大の被害は含まれていないが、これらの総てを総合すると、日本の戦争全被害は想像し得ない多大なものとなり、戦後日本の貧弱な経済的環境においては、その復元には多大の月日を要するものと思われる。

因みに、大東亜戦争間の日本の臨時軍事費は次表の如くであり、

年 度	臨時軍事費	臨時軍費の歳出に対する%
昭和十六年度	一、一六三	六・〇％
十七年度	一、〇〇〇	六・〇％
十八年度	三、七〇〇	三・〇％
十九年度	三、六〇〇	三・〇％
二十年 度	八、五〇〇	八・五％

又第二次大戦の主要交戦国の直接戦費は概要次表に示す通りである。（単位百万円）

連 合 国	軸 国
米 国	ド イ ツ
英 国	イ タ リ ア
ソ 連	日 本
其 他	其 他
計	計
三、七、〇〇〇	二、三、九〇〇
一、二、〇〇〇	九、〇〇〇
一、〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇
五、四、〇〇	四、六、〇三九
六、五、〇〇	四、六、〇三九
総 計	一、一、五、〇〇〇

なお日本の海軍艦艇喪失隻数は、次表の通りであり、

海軍艦艇喪失隻数表 (第二復員局調査)			
種 類	喪失	終戦時存	
戦艦	8	4	
航空母艦	19	6	
巡洋艦	36	11	
水上機母艦	11	6	
水潜母艦			
潜水艦	133	41	
潜水艦	131	59	
海防艦	72	100	
小計	410	227	
その他艦艇	272	308	
合計	682	535	

一般船舶の喪失総量は、約六〇〇万総噸に上るものと推定され、その内一万総噸以上的大型船舶の喪失数量(昭和二十三年十一月船舶運営会調)は、七九隻約九〇万総噸である。

〔嵐の中の日本〕 いうまでもなく戦争は、人類社会における一大悲劇である。四年の長きに亘り、世界的規模で戦われた戦争の結果、世界の人類は果して何を待たであろうか？ 勝者も敗者も、共に程度の差こそあれ、有形無形の深刻な戦争の惨禍を蒙り、その創痍は今なお歴然たるものがある。それにも拘らず、世界を挙げて念願した恒久平和への理想は、今次戦争の所産として新たに生れた米ソ二大陣営の対立という現実の嵐の前に、既に泡沫の如く消え去るうとしている。

ポツダム宣言を受諾した日本は、有史以来未曾有の敗戦を喫したが、その物心両面に亘る戦禍は深刻切実であつて、再建の前途には容易ならざる障害が横たわつていた。即ち日本は、敗戦による精神的打撃と経済的困窮とにより、又外国軍隊の占領治下における変態的政治環境とによつて、道義は頹廃し放縱安逸の氣風漲り、ために国家再建の方途を失つてしまつたかに見えた。

建国以来不敗の信仰に培われてきた大和民族が、ひとたび敗戦の衝撃に直面するや急速に敗者の劣等感と一種の諦観とに支配され、

国を挙げて不信と疑惑の渦中に投ぜられたことは争われぬ事実であつた。当時多くの国民は、敗戦の苦難を乗り越えて祖国の再建に結束することよりも、先ず責任を他に転嫁し互に非難し合うことによつて自己慰安の道を求めようとした。敗戦の因つて来たところを冷静に分析して将来の発展に資することよりも、先ず過去の伝統的なものの一切を否定することによつて敗戦の現実を合理化しようとした。かかる精神的恐慌と思想的錯乱の傾向は、日本的なものを扨拭して無力化しようとする占領政策によつて更に拍車がかけられたのである。かくして、過渡的な現象ではあつたが、日本の精神的背骨は根底からゆらぎ、自らの国家と民族に対する自信と誇りとを喪失したやの感があつた。

かかる苦難の道程を経て、昭和二十六年九月四日、サンフランシスコ講和条約の調印を見、次いで同二十七年四月二十八日、講和条約発効し待望の独立を迎えたのである。

あ と が き

冬枯れの荒涼落莫を窓外にしながら上梓のための筆を執つてから既に半歳、風薫る新緑初夏の今漸くこれを完了した。まことに感慨に堪えない。長い間の肩の重荷をおろしたようなホツとした気持である。これは責任の一部を果し得たとする小さい自己満足かも知れないが、又終戦後八年にして、更めて戦争の全貌を回顧反省した私の感懐でもある。

*

*

*

私が当初から企図した政戦両略統合史という体裁は、一応整え得たと思つてゐる。このような形式の綜合戦争史は、従来東西を通じて見当たらない。殊に公刊ならば尚更企及し得ないのが実情であろう。それは政府、陸、海軍それぞれ言い分があり、これを統合するなどは、極めて困難のことに属するからである。逆説的ではあるが、未曾有の敗戦による陸海軍の解体という冷厳な事実が、私にこれを可能ならしめたともいい得るであろう。

しかしながら、この小著は大筋の骨組だけであつて、戦争指導の大本並びに戦略面については概説に過ぎないながらも、大体端末までの發展を叙し得たと思うが、政略面においては、私の能力の限界外でもあり、紙数の制限などあつて、全然といつてよいほど諸施策の実行浸透の實際を叙するところがなかつた。特に戦略と一体不可分である軍事行政就中軍動員及び軍需動員、その他国民動員の内容にまで仔細に触れ得なかつたことなどは、明らかに不備である。従つて私は、ささやかながら私の主宰する史実研究所において、更に内容充実に努めたいと念願している。この後とも大方諸賢の仮借ない御叱正、御指教をお願いしたい。

この戦争史執筆にあたっては、事実を枉げて日本の立場や軍の行動を正当化しようとするが如きことは、絶対にこれを排し、主観を挟まず史実の客観的叙述に限定することを期した。しかし今振り返つてみると、矢張り自ら若干の主観に基づく評論めいた部分もないではない。が、それは畢竟するに実相を鮮明ならしめんとする意図に外ならなかつたのである。

日本が有史以来初めて体験した惨めなこの大東亜戦争は、もとより深刻な反省と教訓を残している。即ち戦争の本質、国防のあり方、近代戦の様相、戦争及び戦略指導機構、近代国防軍の編制制度、その他戦略戦術の諸問題等数知れず、朝野をあげて真剣に検討し、日本再建の方途を誤りならしめることが、また以て戦争犠牲者に対する供養でもあると考へる。

しかるに、今日までの傾向は、戦争を罪惡視するのあまり、その史実の究明さえ敢えてしないばかりでなく、戦争、国防そのものの探究をも避ける態度を以て推移し來つたのではなからうか？ このようなことで、これらの日本が果して戦争の惨禍から免かれることを期待し得るであらうか。平和を庶幾することと、戦争という現実にはただ目をつむることは別箇である。私は飽くまで戦争という現実と取組み、これを研究し、これと対決することが、新日本将来の命運に対処するため不可欠のことと信じている。拙著がその礎石の一つ否その端緒ともなり得るならば望外の幸せである。

最後に終戦記のことだが、終戦の時には私は東京にいなかった。所謂渦中の人ではなかつた。だが幸いにも復員後七年間、当時の責任者及び事情に精通した人々からその真相をうかがうことが出来た。その上、八月十五日

までの機密戦争日誌があつた。私はこれらによつて、今日において最も正確な史実を纏めあげたつもりである。開戦の経緯と共に読者各位の御明察を希うものである。

*

*

*

何は兎もあれ、私は私の僚友諸氏に支えられて大東亜戦争全史を完成することが出来た。特に史実の正確を期するため元海軍大佐大前敏一氏より再三再四好意の助言を与えられたことは衷心感謝に堪えない。尤も万一記述に誤りあれば、それは悉く筆者の責に帰すること勿論である。

昭和二十八年六月

市ヶ谷砂土原

史実研究所において

著 者 誌 す